

飯能市介護保険事業計画 及び老人福祉計画

第9期計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

飯 能 市

はじめに

本市は、介護と医療を中心に、地域の特性に応じて地域福祉活動などと連携し、年齢を重ねても、誰もが安心して暮らせることができる「飯能市版 地域包括ケアシステム」の強化推進に向けて、医療や介護など多職種による連携体制の強化、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の構築、各生活圏域ごとの住民主体の支え合いサービスの充実、民生委員・児童委員を中心とした地域見守りネットワークの構築、成年後見制度の利用促進や市民後見人の養成などに取り組んでまいりました。



一方で、コロナ禍における外出自粛や友人などとの接触機会の減少などにより、運動機能の低下や閉じこもり傾向の強まりなど、高齢者の皆様の生活に大きな影響を与えた調査結果が出ております。また、先般発生した令和6年能登半島地震では、高齢者をはじめとした災害時要援護者の避難支援や避難所生活の支援、2次避難先の確保や、介護、医療サービスの継続的、安定的な提供など、大きな課題を残しており、感染症や大規模災害などの非常時における対策の強化が強く求められています。

本計画では、このような新たな課題を検討しながら、「飯能市版 地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、各種調査にご協力いただきました市民や各事業所の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました介護保険事業計画等策定委員会や実務担当者会議委員の皆様、関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年3月

飯能市長 新井重治

— 目 次 —

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨	2
2 計画の性格及び位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
5 計画の進行管理と事業の評価	7
6 日常生活圏域の設定	8
第2章 高齢者をめぐる現況と課題	11
第1節 高齢者及び要介護認定者数等の推移	12
1 総人口及び高齢者数	12
2 年齢別高齢者数	13
3 要支援・要介護認定者数	14
第2節 各種調査の結果	15
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要	15
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による介護リスクの状況	16
3 生涯現役生き生き調査はんこの結果	27
第3節 第8期計画の達成状況の評価	34
1 第8期計画の評価結果のまとめ	34
2 第8期計画の主な成果と課題	37
第3章 基本理念	41
1 計画の基本理念	42
2 基本理念の実現のために	43
第4章 地域包括ケアシステム深化・推進のための取組	45
序 施策の体系	46
基本目標1 在宅医療・介護の連携	47
基本目標2 認知症施策の推進（飯能市認知症施策推進計画）	49
基本目標3 自立支援・介護予防・重度化防止の推進	52
基本目標4 日常生活を支援する体制の強化	55
基本目標5 社会参加、生きがいある地域づくりの推進	60
基本目標6 権利擁護施策の推進	62
基本目標7 防災及び感染症対策の推進	64
第5章 サービスの見込量及び確保策	67
第1節 介護給付費等対象サービスの見込量と確保策	68
1 居宅サービスの見込量	68
2 地域密着型サービスの見込量	82
3 施設サービスの見込量	89

4	介護給付費等対象サービスの見込量のまとめ.....	92
5	介護給付費等対象サービスの確保策.....	96
第2節	地域支援事業の見込量.....	100
第3節	独自事業の実施.....	102
第4節	高齢者福祉施設等の目標量.....	103
資料編	105
資料1	介護保険事業計画・老人福祉計画（第9期計画）策定に当たっての実態調査 について.....	106
資料2	策定体制.....	107
資料3	策定経過.....	112
資料4	諮問・答申.....	114

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

本市では令和3年3月に「飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 第8期計画」（以下「第8期計画」という。）を策定し、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築を進めてきました。

特に市街地、農村地域、中山間地域と多様な地域性を有する本市においては、それぞれの地域の実態に応じた状況の把握・分析を行いながら、関係者間で課題や目標を共有し、目標達成に向けた計画として課題の設定を行いました。

介護保険事業計画は、第6期計画以降、団塊の世代全員が75歳以上となる令和7年度を目途に「飯能市版 地域包括ケアシステム」を段階的に構築するという中長期的な目標を掲げており、本計画の計画期間中に令和7年度を迎えます。

また、令和22年度には、介護ニーズの高い我が国の85歳以上人口がピークを迎えることが見込まれていますが、本市においてはそれよりも早い令和17年にピークを迎えることが見込まれています。これらの中長期的な視点も踏まえながら、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と合わせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの構築と深化・推進や地域づくり等に一体的に取り組んでいくことが求められています。

「飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 第9期計画」（以下「第9期計画」という。）の策定にあたっては、以上のことを踏まえながら、第8期計画の進捗状況を評価し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた具体的な取組を示すとともに、令和22年度までの中長期的な視点からサービス基盤の整備に関する方策を示す計画として策定しました。

2 計画の性格及び位置づけ

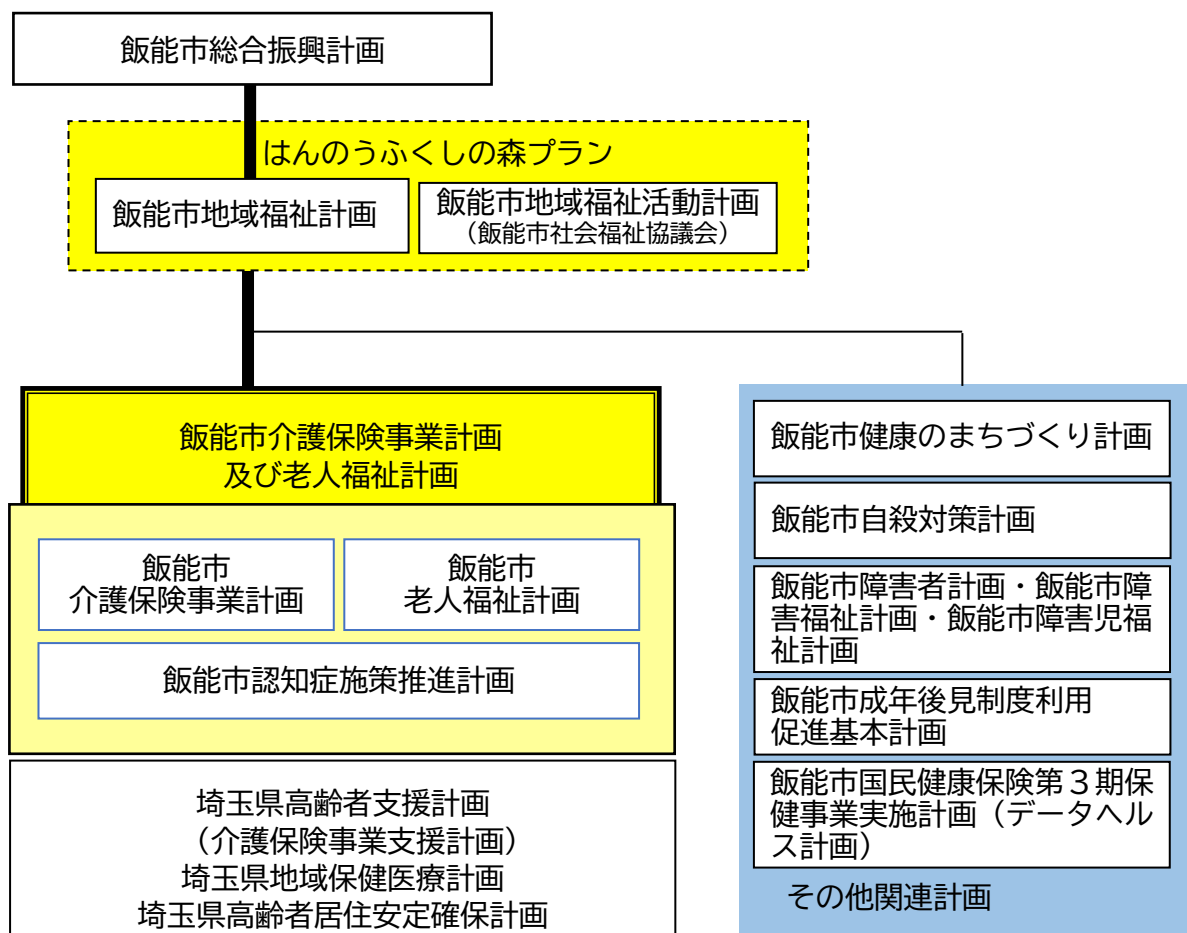
(1) 法的位置づけ

この計画は、医療・介護・福祉をはじめとする高齢者施策に関する総合計画として、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）及び老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）に基づく「介護保険事業計画」と「老人福祉計画」を一体の計画として、また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）第13条（市町村認知症施策推進計画）に基づく「認知症施策推進計画」を包含して策定するものであり、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、国が示す第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針を踏まえ、すべての高齢者に対応した施策を展開するものです。

(2) 他計画との関係

上位計画である飯能市総合振興計画及びはんのうふくしの森プランとの整合性を図るとともに、関連計画との調和を図りながら、日常生活圏域における地域包括ケアシステムのさらなる推進と強化に向けた総合的な施策の推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）などの計画との整合性、調和も図っています。



(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。令和12年を年限とする国際社会全体がめざすべき17のゴールと169のターゲットから構成されているもので、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27年（2015年）9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

本市では、第5次飯能市総合振興計画後期基本計画（令和4年度～令和7年度）において、各施策においてSDGs（持続可能な開発目標）のアイコンを示し、各施策の展開に取り組んでいます。

また、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という原則は、「地域共生社会」を目指す本計画と、非常に親和性の高い理念であるといえます。

本市においても、特に計画に関連の強い目標として、次の7つを掲げ、施策を推進していきます。



3 計画の期間

この計画は、令和6年度を初年度とし令和8年度を目標年度とする、3年を一期とする計画です。

なお、この計画は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年度及び全国的に85歳以上人口がピークを迎える令和22年度を見据え、中長期的な視点から「飯能市版地域包括ケアシステム」の深化・推進を図りつつ、在宅医療・介護連携、認知症施策等の取組を本格化していくための計画として位置づけられます。

そのため、令和17年度及び令和22年度のサービス水準、給付費や保険料水準を踏まえ、中長期的な視点に立った施策の展開を図る計画となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画期間	第8期計画 (R3～R5)			第9期計画 (R6～R8)			第10期計画 (R9～R11) (予定)		
			見直し			見直し			
	第5次飯能市総合振興計画 (H28～R7)						第6次飯能市総合振興計画 (R8～R17) (予定)		
主な関連計画				第4次はんのうふくしの森プラン (R6～R11)					
				第5次飯能市障害者計画 (R6～R11)					
				第7期飯能市障害福祉計画 第3期飯能市障害児福祉 計画 (R6～R8)			第8期飯能市障害福祉計画 第4期飯能市障害児福祉 計画 (R9～R11) (予定)		
				第3次飯能市健康のまちづくり計画 (R6～R11)					
				飯能市国民健康保険第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画) (R6～R11)					
				第2次飯能市自殺対策計画 (R6～R11)					
				飯能市成年後見制度利用促進基本計画 (R4～R8)			第2次飯能市成年後見制度 利用促進基本計画 (R9～R13) (予定)		

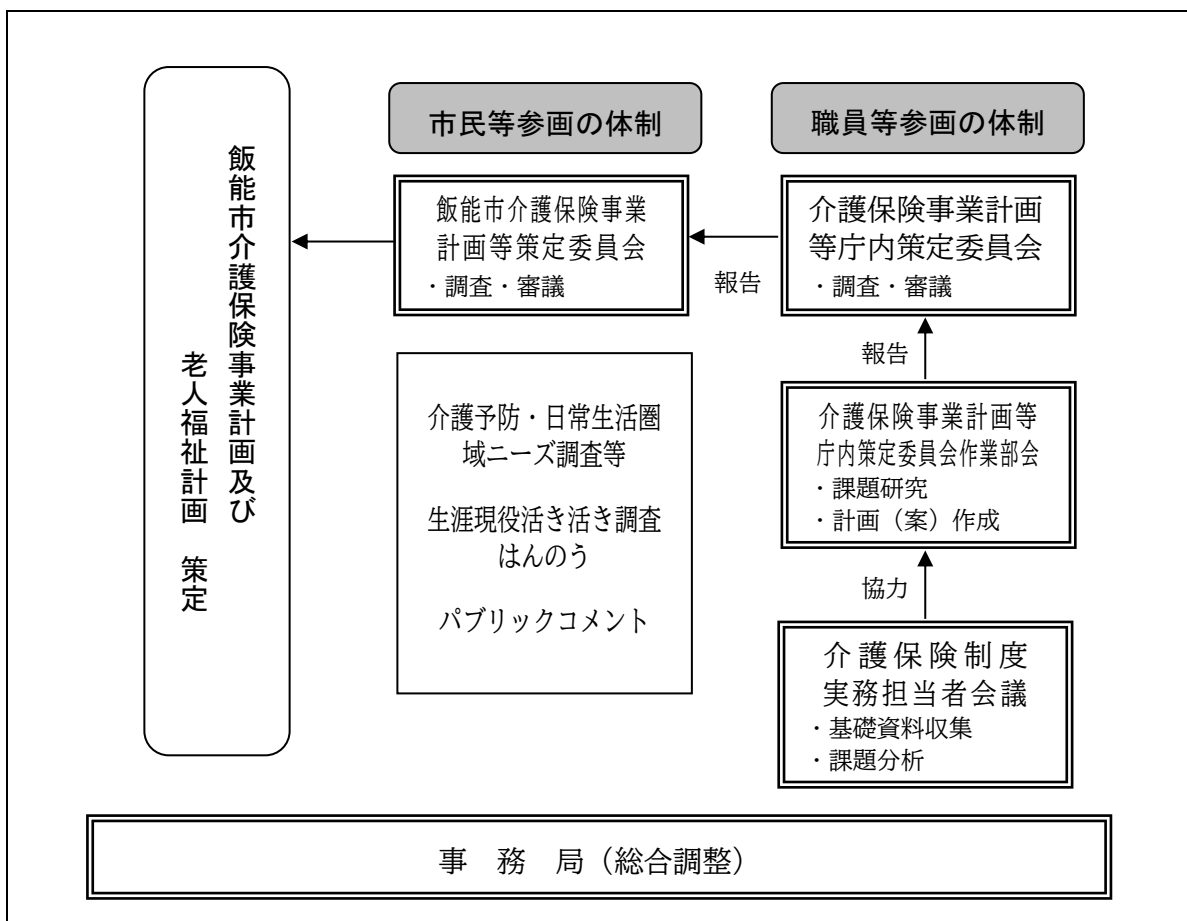
4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市民、専門的職種及び庁内関係各課の参画に配慮して策定しました。

市民の参画としては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、費用負担関係者、被保険者代表等で構成される「飯能市介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、検討を重ねるとともに、計画策定の基礎資料として介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を実施し、高齢者の生活状況や意見等の把握を行いました。

また、庁内関係各課で構成される「介護保険事業計画等庁内策定委員会」を設置するとともに、プロジェクトチームとして「介護保険事業計画等庁内策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）」を設置し、連携して課題の検討や施策について協議しました。

さらに、庁内外の専門的職種の参画を得るため、「介護保険制度実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）」において地域包括支援センター、在宅介護支援センター職員に加え、保健師、ケースワーカー等専門的職員を交え、それぞれの地域で把握した問題意識を持ち寄りながら課題分析や施策の協議・検討を行いました。

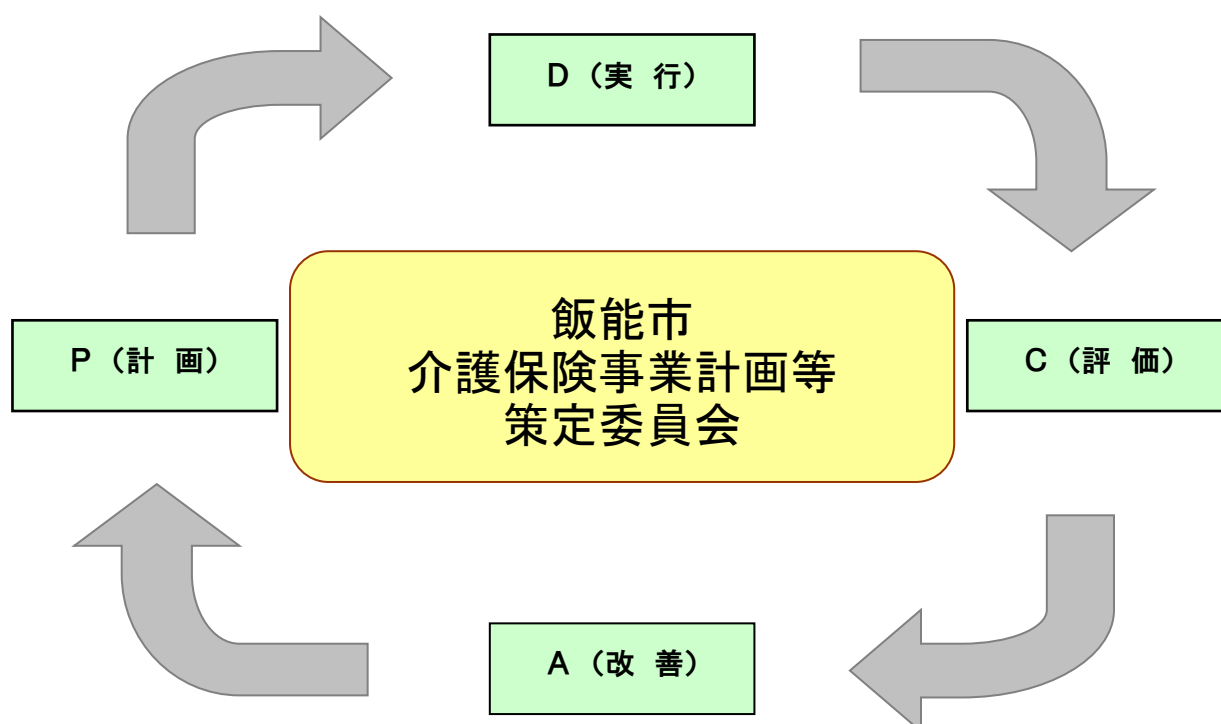


5 計画の進行管理と事業の評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、飯能市介護保険事業計画等策定委員会に報告・協議し、事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなど関係機関の取組については、実務担当者会議において、事業の成果や課題などについて検討を行います。

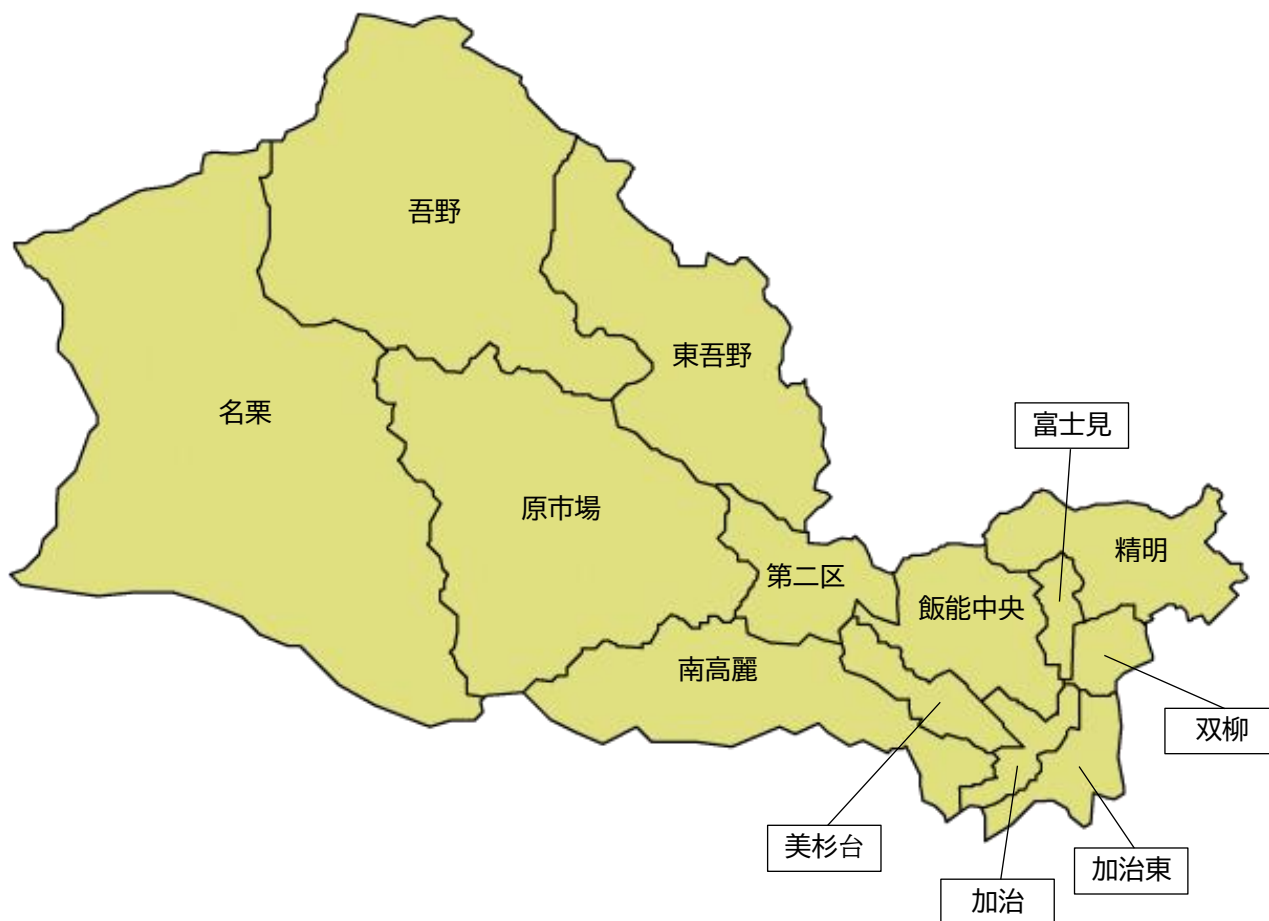
計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）のPDCAサイクルを用いて、事業を継続的に評価し、見直ししながら推進していきます。



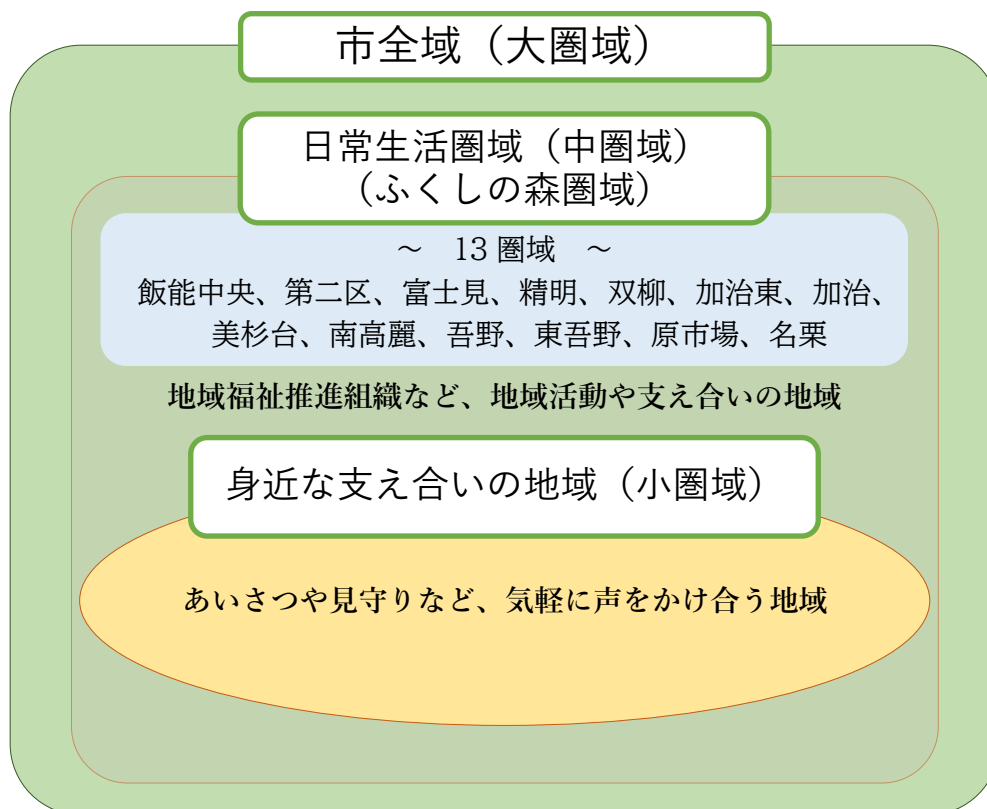
6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、上位計画である「第4次はんのうふくしの森プラン」(以下「ふくしの森プラン」という。)に合わせ、第8期計画と同様に13圏域として設定します。

■圏域配置図



また、ふくしの森プランでは、ふくしの森圏域の中に、あいさつや見守りなど気軽に声をかけ合う範囲として、身近な支え合いの範囲を位置づけており、この計画においても小圏域として位置づけ、市全域（大圏域）、日常生活圏域（中圏域）及び小圏域を有する階層的な地域包括ケアシステムの構築を進めます。



第2章 高齢者をめぐる現況と課題

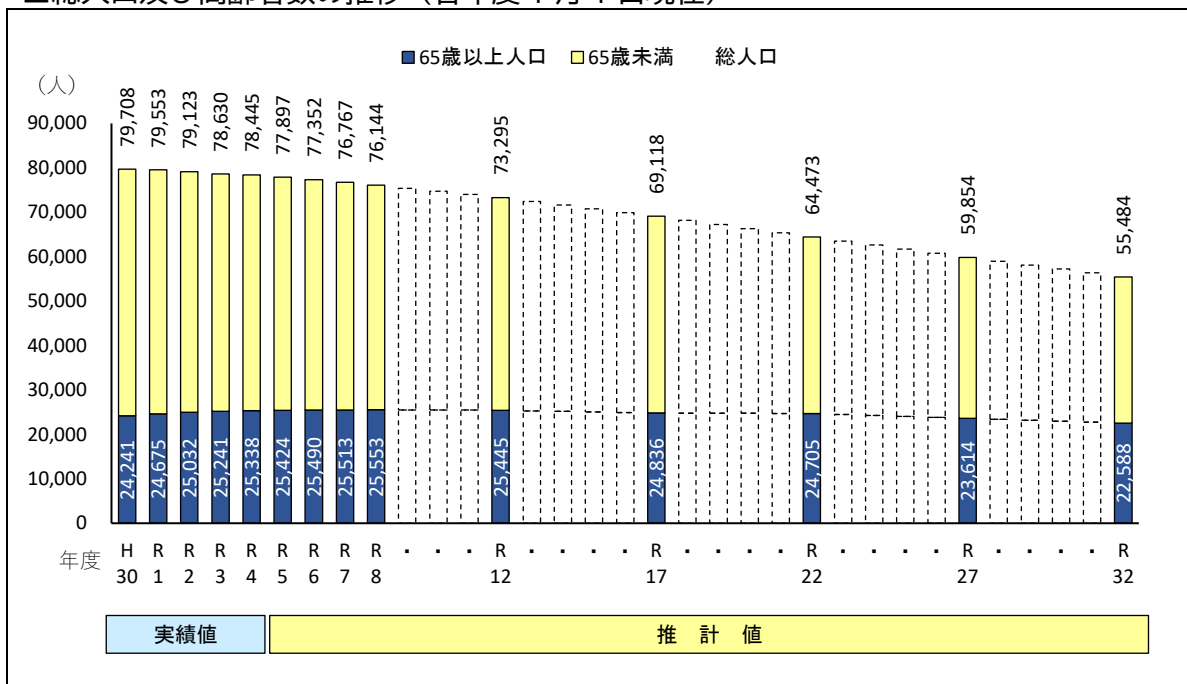
第1節 高齢者及び要介護認定者数等の推移

1 総人口及び高齢者数

令和4年度（令和5年1月1日現在）の本市の総人口は78,445人となっています。人口推計によると、総人口は一貫して減少し、令和8年度には76,144人、令和32年度には55,484人となることが予測されます。

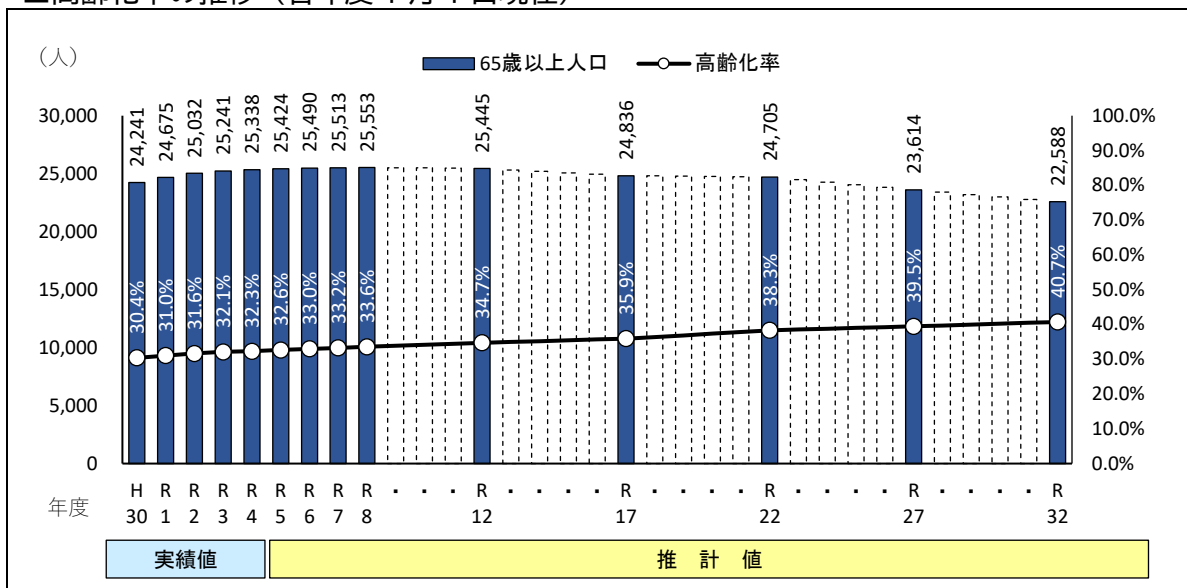
これに対し、高齢者数は令和8年度にかけて増加し、その後はほぼ横ばい、または緩やかな減少で推移しており、その結果、高齢化率は上昇していくことが予測されます。

■総人口及び高齢者数の推移（各年度1月1日現在）



資料：実績値は埼玉県町丁字別人口、推計値は介護福祉課による推計

■高齢化率の推移（各年度1月1日現在）



資料：実績値は埼玉県町丁字別人口、推計値は介護福祉課による推計

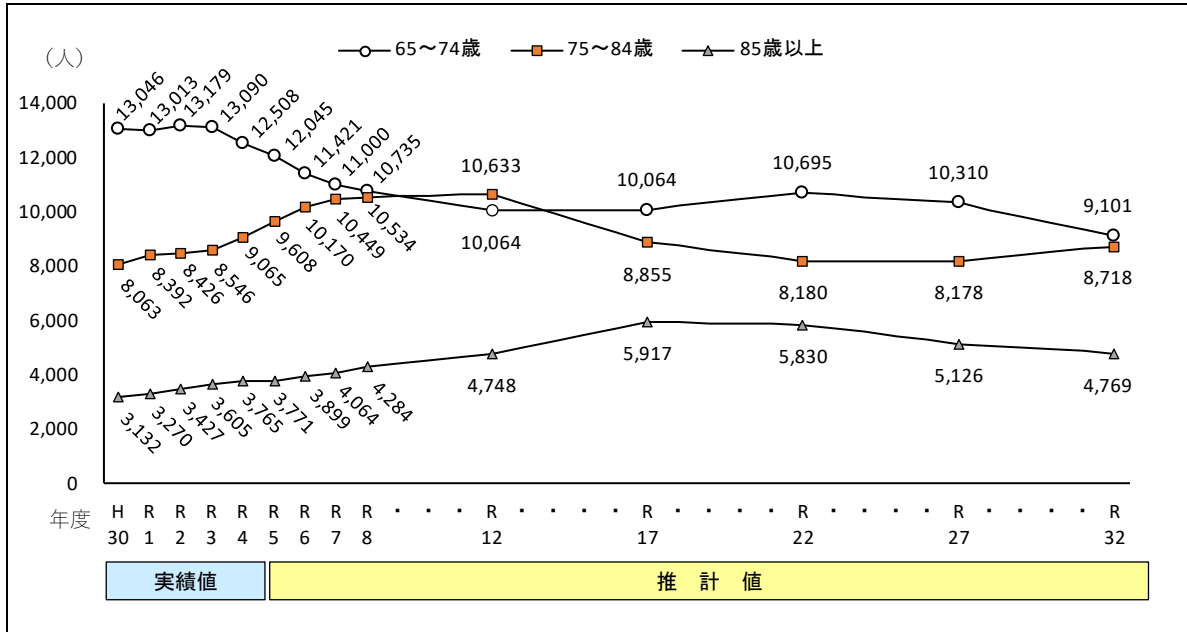
2 年齢別高齢者数

高齢者数の推移を年齢別に分けてみると、65～74歳は令和2年度がピークとなって減少しますが、令和12年度から増加に転じて令和22年度に再びピークに達します。

75～84歳は平成30年以降増加傾向にあるものの、令和12年度がピークとなって減少に転じ、令和27年度から令和32年度にかけて再び増加します。

85歳以上人口は平成30年度から令和17年度にかけて増加し、その後減少に転じることが予測されます。

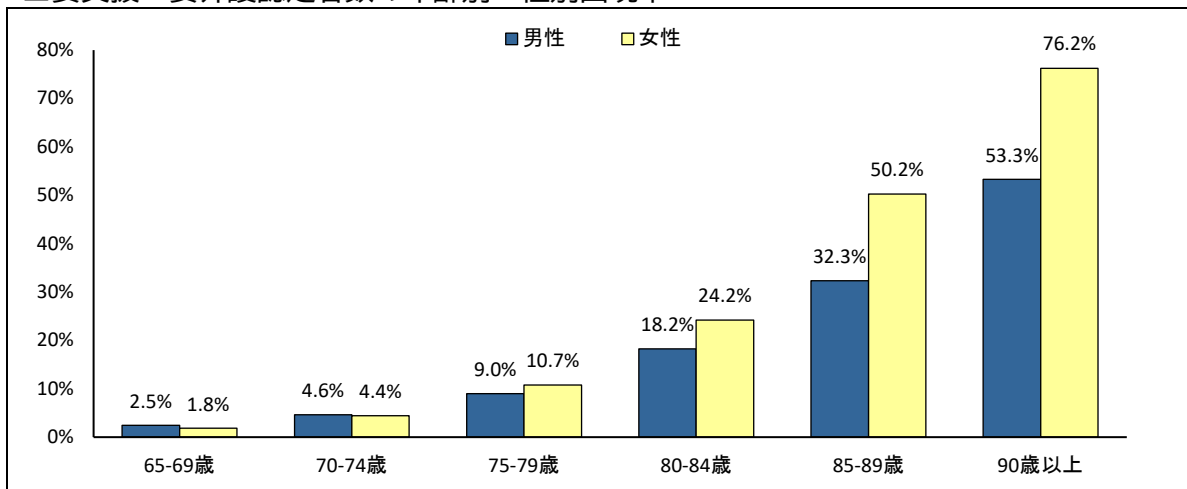
■年齢別高齢者の推移（各年度1月1日現在）



資料：実績値は埼玉県町丁字別人口、推計値は介護福祉課による推計

要支援・要介護認定者の出現率を年齢別・性別にみると、男性、女性ともに85歳以上で高くなっています。また、女性は男性よりも認定率が高い傾向がみられます。

■要支援・要介護認定者数の年齢別・性別出現率



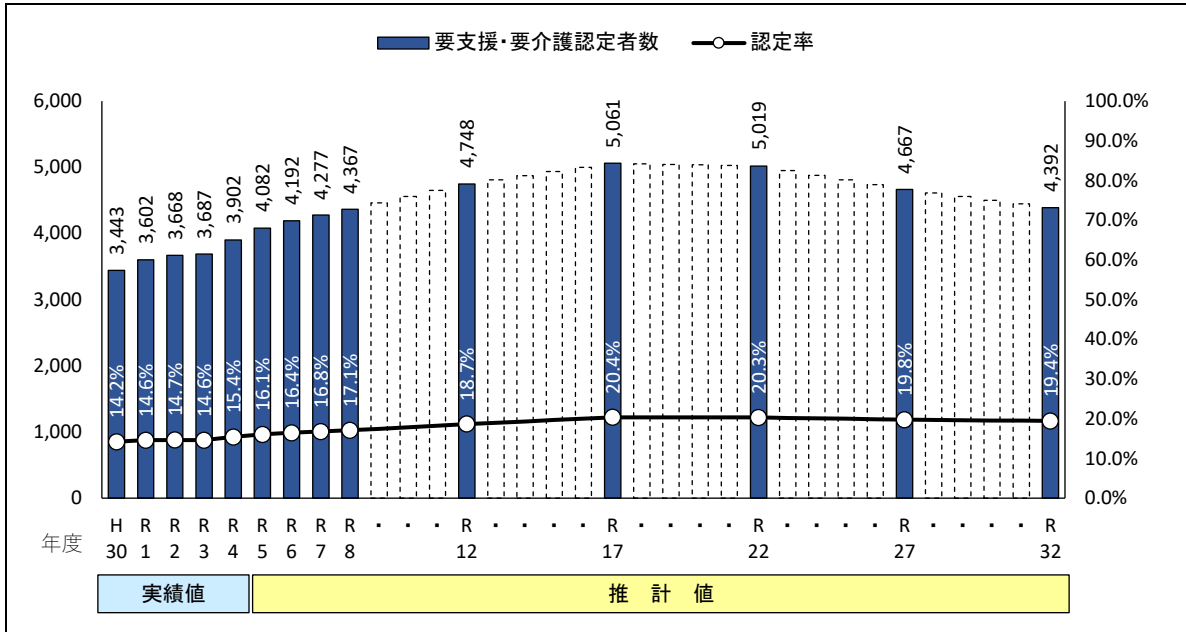
資料：高齢者数は埼玉県町丁字別人口（令和5年1月1日）、要支援・要介護認定者数は介護保険事業状況報告（令和5年3月末現在）

3 要支援・要介護認定者数

令和4年度（年度末現在）の要支援・要介護認定者数は、3,902人で増加傾向にあり、令和17年度の5,061人をピークに、以後、減少していくことが予測されています。

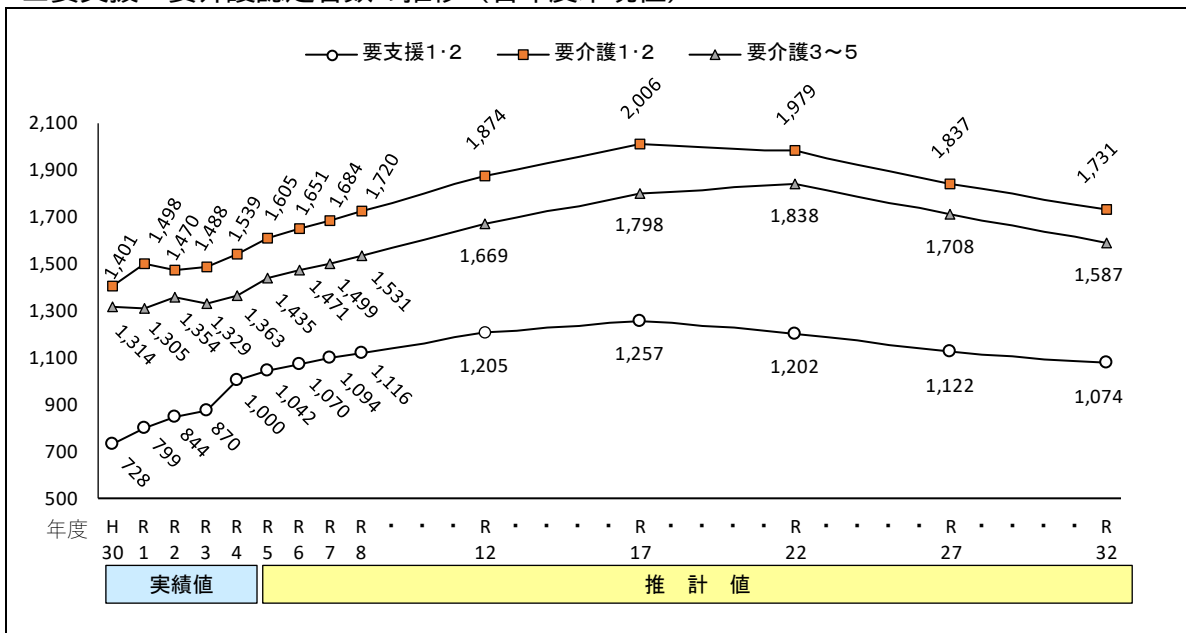
これを要介護度別にみると、要支援1・2及び要介護1・2は令和17年度から令和22年度にかけて減少し、要介護3～5は令和22年度まで増加し続けることが予測されます。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移（各年度末現在）



資料：介護保険事業状況報告（年報）、推計値は介護福祉課による推計

■要支援・要介護認定者数の推移（各年度末現在）



資料：介護保険事業状況報告（年報）、推計値は介護福祉課による推計

第2節 各種調査の結果

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、高齢者の普段の生活の状況や意見等をうかがい、施策の改善や充実を図るとともに、「飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 第9期計画」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

令和4年10月1日現在で、要介護認定を受けている方を除く65歳以上の市民から無作為に抽出した方(3,000人)。

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収及びWeb調査

調査期間：令和4年11月11日～11月30日

(4) 回収結果

対象者数	有効回収数	有効回収率
3,000人	2,070人 (うちWeb47人)	69.0%

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による介護リスクの状況

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な調査結果を用いて介護リスクに関する指標化を行い、前回調査（令和元年度）との比較を行いました。

（1）体を動かすことや毎日の生活について

①運動器の機能が低下している高齢者の状況

【指標化の視点】

下表の5問のうち3問以上でリスクに該当する選択肢が回答された場合、「運動器の機能が低下している高齢者」としました。

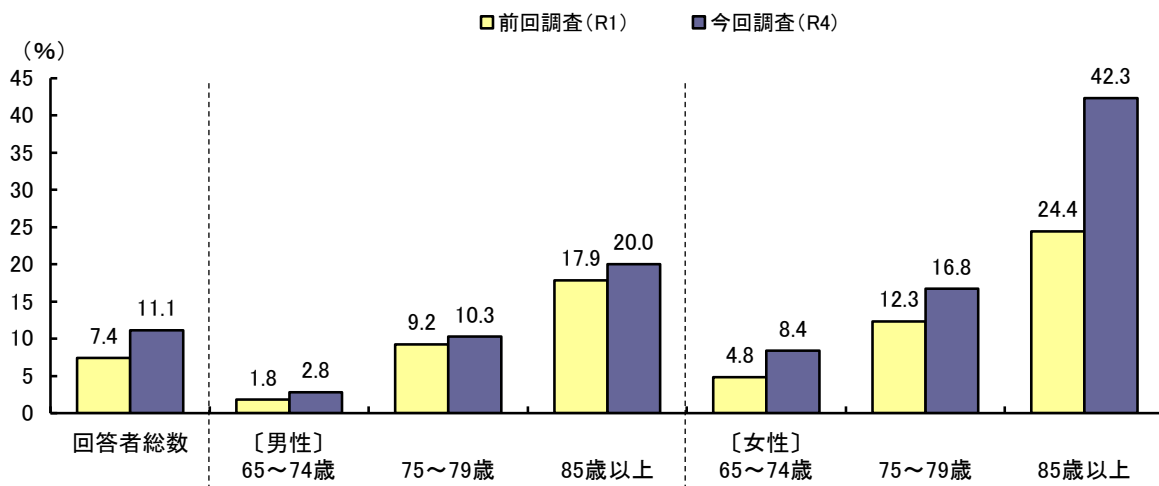
設問番号	設問文	該当する選択肢
問2(1)①	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「3. できない」
問2(1)②	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「3. できない」
問2(1)③	15分位続けて歩いていますか	「3. できない」
問2(2)	過去1年間に転んだ経験がありますか	「1. 何度もある」または「2. 1度ある」
問2(3)	転倒に対する不安は大きいですか	「1. とても不安である」または「2. やや不安である」

【調査結果の分析】

運動器の機能低下リスクを有する高齢者の割合は、男性、女性ともに年齢層が上がるほど高くなる傾向がみられます。

これを前回調査の結果と比べると、女性の85歳以上はリスク保有者の割合が高くなっています。

図 運動器の機能が低下している高齢者の割合



②手段的日常生活動作^{※1}（IADL）が低下している高齢者の状況

【指標化の視点】

手段的日常生活動作（IADL）は、下表の各設問において「1. できる」または「2. できるけどしていない」が回答された場合に1点として、5点満点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」として評価しました。

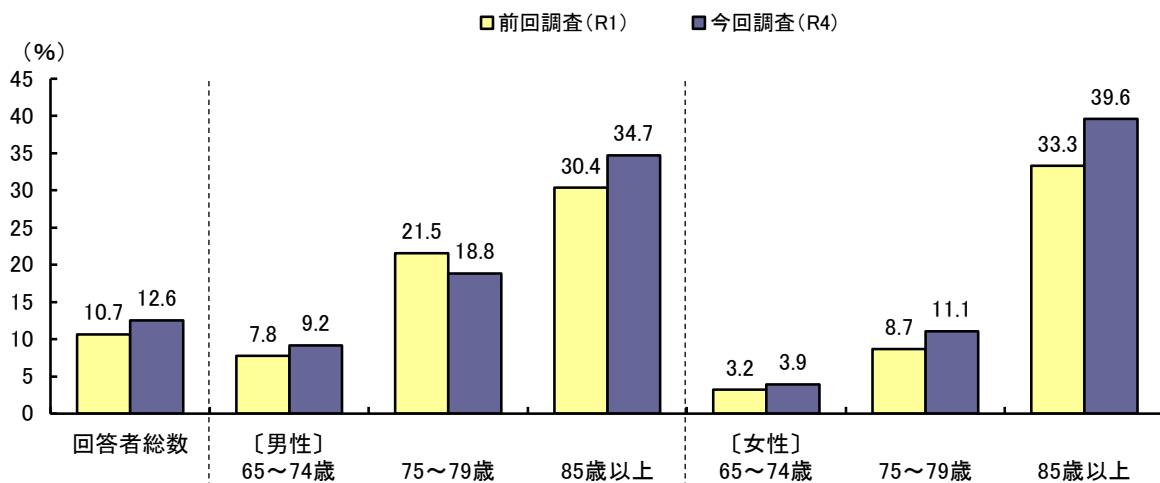
設問番号	設問文	該当する選択肢
問4(2)①	バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	「1. できる」または 「2. できるけどしていない」
問4(2)②	自分で食品・日用品の買物をしていますか	「1. できる」または 「2. できるけどしていない」
問4(2)③	自分で食事の用意をしていますか	「1. できる」または 「2. できるけどしていない」
問4(2)④	自分で請求書の支払いをしていますか	「1. できる」または 「2. できるけどしていない」
問4(2)⑤	自分で預貯金の出し入れをしていますか	「1. できる」または 「2. できるけどしていない」

【調査結果の分析】

IADLを点数化し、「低い」（3点以下）及び「やや低い」（4点）となった高齢者のみを抽出した結果、リスクを有する高齢者の割合は男性の75歳以上及び女性の85歳以上で高くなっています。

これを前回調査の結果と比べると、男性、女性ともに85歳以上でリスクを有する高齢者の割合が高くなっています。

図 IADLが低下している高齢者の割合



※1 「手段的日常生活動作」は、電話の使い方や買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、高次の生活機能の水準を測定するものです。なお、IADLはInstrumental Activities of Daily Livingの略です。

③閉じこもり傾向のある高齢者の状況

【指標化の視点】

問2(4)で「1. ほとんど外出しない」または「2. 週1回」が回答された場合は、「閉じこもり傾向のある高齢者」としました。

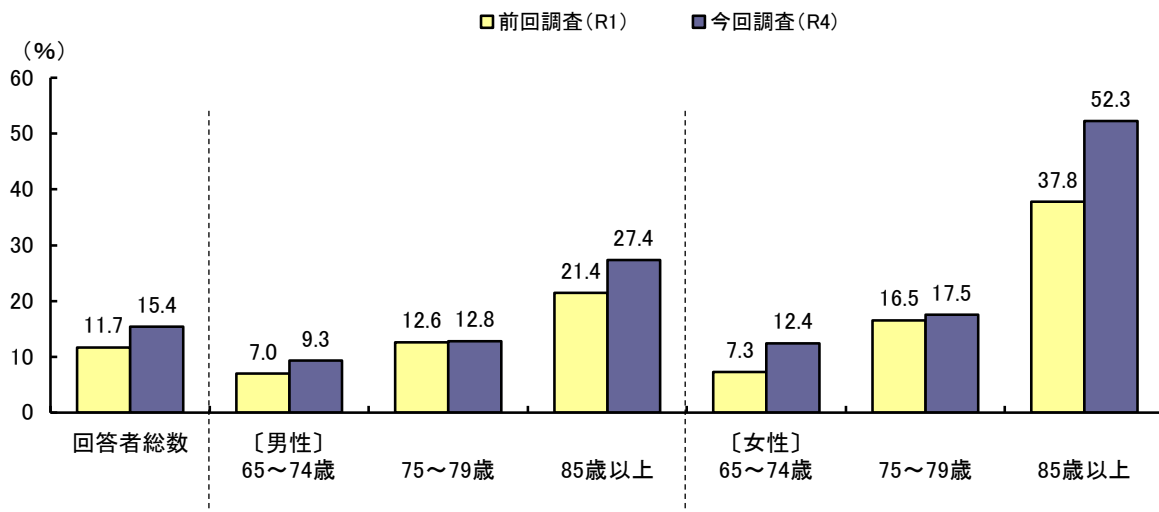
設問番号	設問文	該当する選択肢
問2(4)	週に1回以上は外出していますか	「1. ほとんど外出しない」 または「2. 週1回」

【調査結果の分析】

閉じこもり傾向のリスクを有する高齢者の割合は、女性の85歳以上で高くなっています。

これを前回調査の結果と比べると、男性、女性ともに85歳以上でリスクを有する高齢者の割合が高くなっており、特に女性では前回調査との差が大きくなっています。

図 閉じこもり傾向のある高齢者の割合



④健康状態のよくない高齢者の状況

【指標化の視点】

問7(1)において「3. あまりよくない」または「4. よくない」が回答された場合、「健康状態のよくない高齢者」としました。

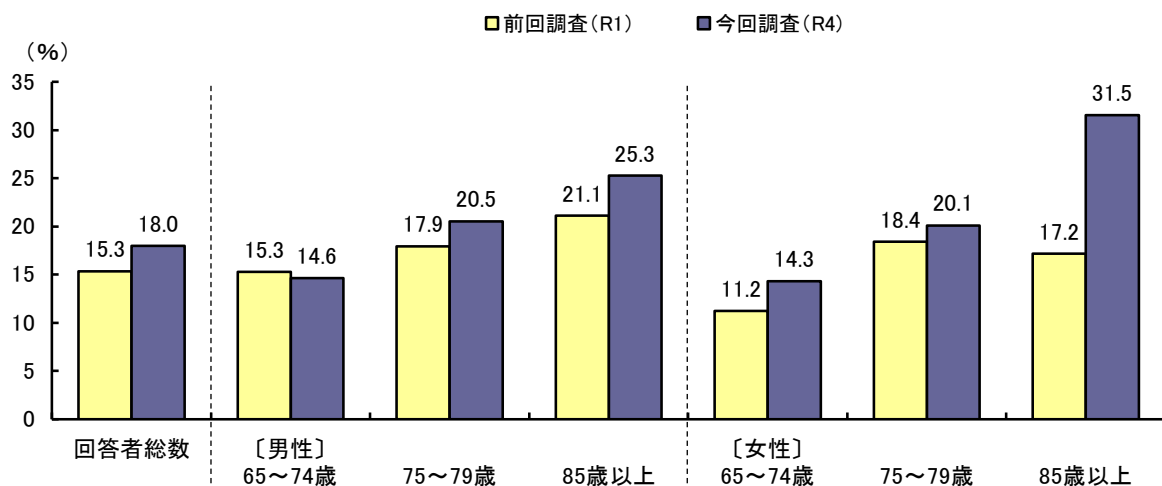
設問番号	設問文	該当する選択肢
問7(1)	現在のあなたの健康状態はいかがですか	「3. あまりよくない」 または「4. よくない」

【調査結果の分析】

健康状態のよくない高齢者の割合は、男性、女性ともに年齢層が上がるほど高くなる傾向がみられます。

これを前回調査の結果と比べると、男性、女性ともに85歳以上でリスクを有する高齢者の割合が高くなっており、特に女性では前回調査との差が大きくなっています。

図 健康状態のよくない高齢者の割合



(2) 食べることについて

①低栄養状態にある高齢者の状況

【指標化の視点】

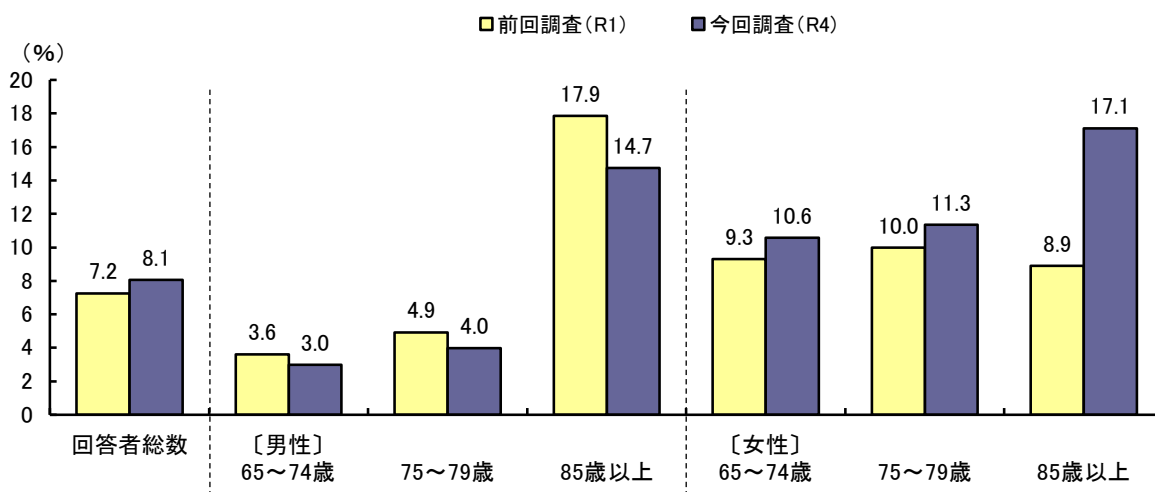
身長・体重から得られるBMI^{※1}が18.5未満の場合、低栄養が疑われる高齢者、さらに問3(2)で「1. はい」が回答された場合には、「低栄養状態にある高齢者」としました。

設問番号	設問文	該当する選択肢
問3(1)	身長・体重	BMIが18.5未満
問3(2)	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	「1. はい」

【調査結果の分析】

低栄養状態にある高齢者の割合は、男性、女性ともに85歳以上で高くなっています。これを前回調査の結果と比べると、女性の85歳以上は、リスクを有する高齢者の割合が高くなっています。

図 低栄養状態にある高齢者の割合



※1 「BMI」とは、体格指数 (Body Mass Index) の略で、体重 (kg) を身長 (m) の二乗で割って算出されます。日本肥満学会ではBMIが25以上を肥満とし、もっとも病気にかかりにくい標準体重をBMIが22、BMIが18.5未満を低体重 (やせ) としています。

②口腔機能の低下がみられる高齢者の状況

【指標化の視点】

問3(3)①で「1. はい」が回答され、^{えんげ}嚥下機能の低下を把握する問3(3)②及び肺炎発症リスクを把握する問3(3)③を含めた3設問のうち2設問に該当した場合は、「口腔機能の低下がみられる高齢者」としました。

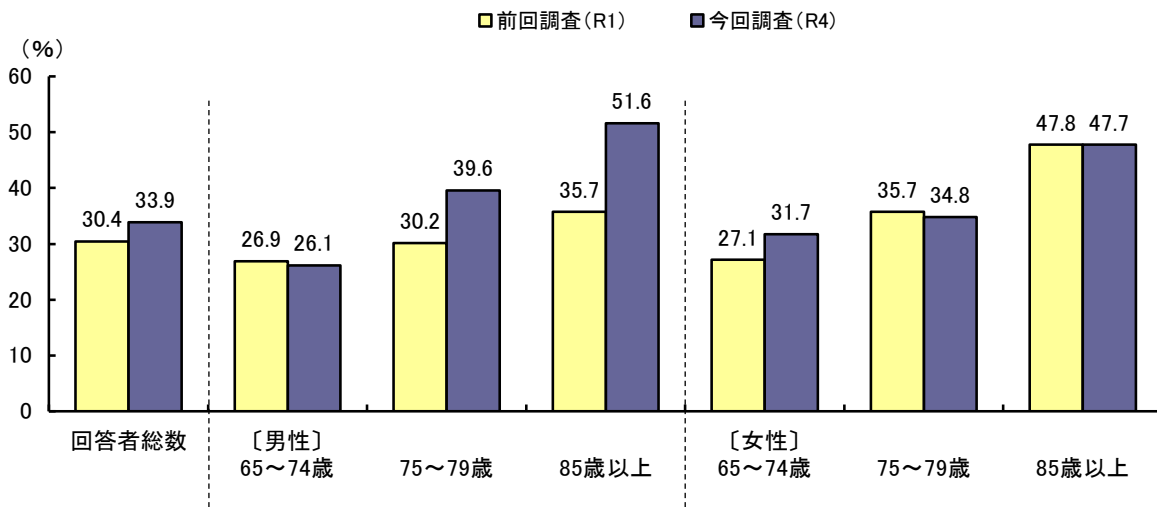
設問番号	設問文	該当する選択肢
問3(3)①	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「1. はい」
問3(3)②	お茶や汁物等でむせることがありますか	「1. はい」
問3(3)③	口の渇きが気になりますか	「1. はい」

【調査結果の分析】

口腔機能の低下がみられる高齢者の割合は、男性、女性ともに年齢層が上がるほど高くなる傾向が見られます。

これを前回調査の結果と比べると、男性の75歳以上でリスクを有する高齢者の割合が高くなっています。

図 口腔機能の低下がみられる高齢者の割合



③歯科ニーズを有する高齢者の状況

【指標化の視点】

問3(4)において「2. 19本以下」を回答し、さらに問3(5)において「1. はい」を回答した場合、「歯科ニーズを有する高齢者」としました。

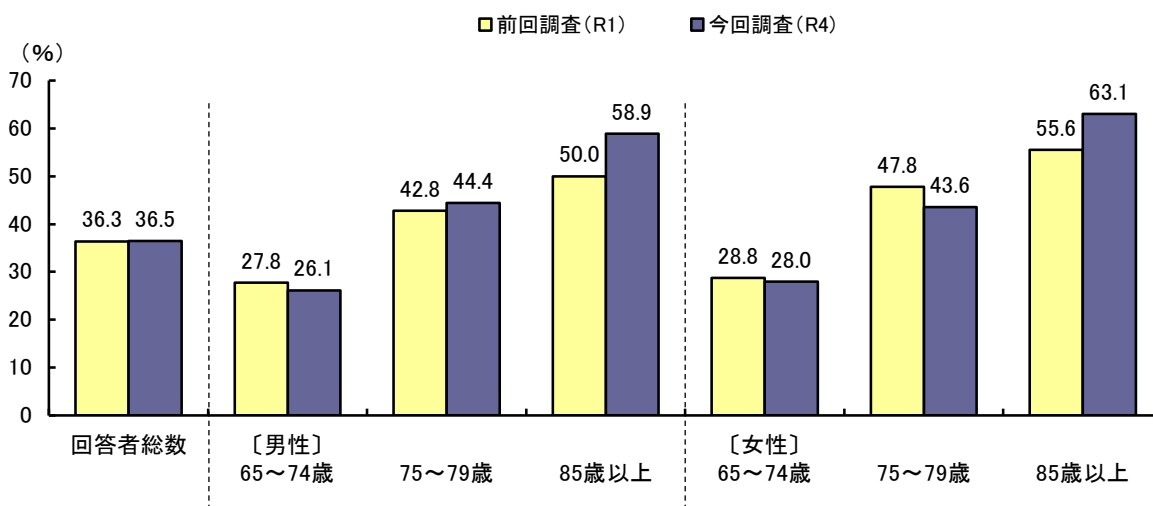
設問番号	設問文	該当する選択肢
問3(4)	ご自分の歯の本数は	「2. 19本以下」
問3(5)	入れ歯は利用していますか	「1. はい」

【調査結果の分析】

歯科ニーズを有する高齢者の割合は、男性、女性ともに75歳以上から高くなる傾向がみられます。

これを前回調査の結果と比べると、男性、女性ともに85歳以上はリスクを有する高齢者の割合が高くなっています。

図 歯科ニーズを有する高齢者の割合



④閉じこもりがちで孤食の状態にある高齢者の状況

【指標化の視点】

問3(7)において「4. 年に何度かある」または「5. ほとんどない」を回答し、さらに問2(4)において「1. ほとんど外出しない」または「2. 週1回」を回答した場合、「閉じこもりがちで孤食の状態にある高齢者」としました。

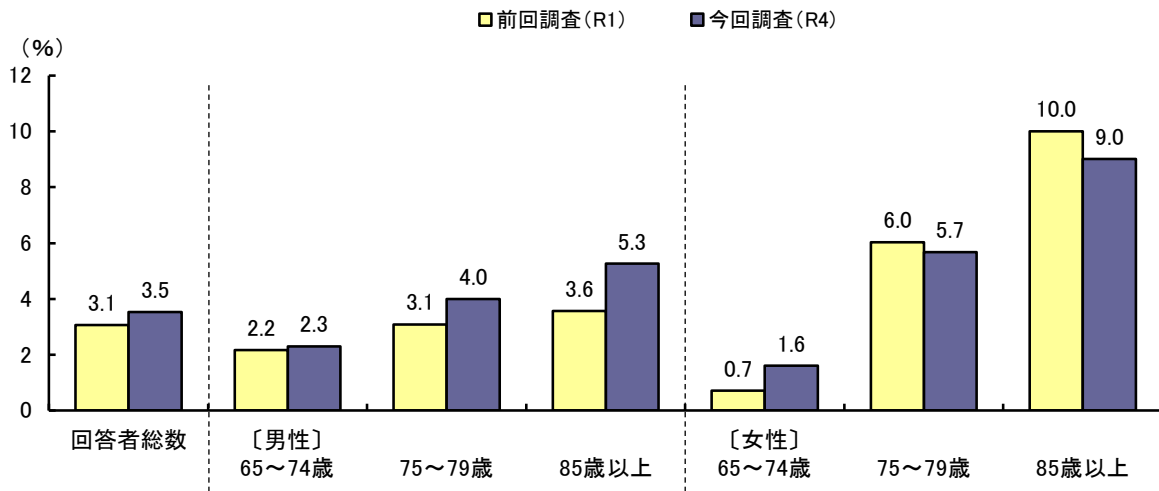
設問番号	設問文	該当する選択肢
問3(7)	どなたかと食事をとる機会がありますか	「4. 年に何度かある」 または「5. ほとんどない」
問2(4)	週に1回以上は外出していますか	「1. ほとんど外出しない」 または「2. 週1回」

【調査結果の分析】

閉じこもりがちで孤食の状態にある高齢者の割合は、女性の75歳以上で多くみられます。

これを前回調査の結果と比べると、男性の75歳以上でリスクを有する高齢者の割合が高くなっています。

図 閉じこもりがちで孤食の状態にある高齢者の割合



(3) 地域での活動や支え合いについて

①社会参加していない高齢者の状況

【指標化の視点】

社会参加の状況を問う設問において、社会に参加していない高齢者の存在を地域課題としてとらえ、問5(1)①～⑧すべての項目において「6. 参加していない」を回答した場合、「社会参加していない高齢者」としました。

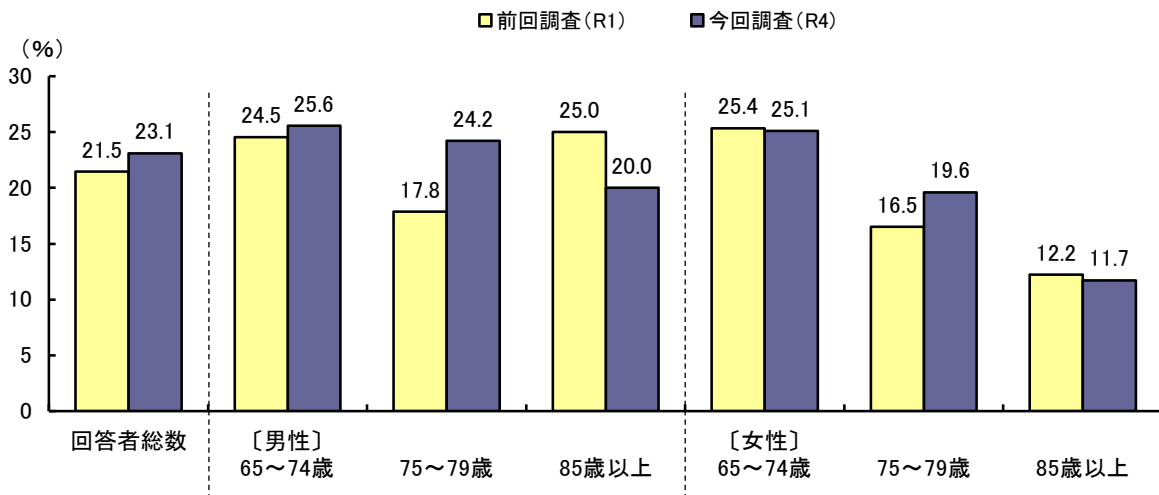
設問番号	設問文	該当する選択肢
問5(1)	以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか ①ボランティアのグループ ②スポーツ関係のグループやクラブ ③趣味関係のグループ ④学習・教養サークル ⑤「げんきかや」「むーまいいき体操」などの介護予防のための通いの場 ⑥老人クラブ ⑦町内会・自治会 ⑧収入のある仕事	「6. 参加していない」

【調査結果の分析】

社会参加していない高齢者の割合は、女性は年齢層が上がるほど低くなる傾向が見られます。

これを前回調査の結果と比べると、男性の75～79歳でリスクを有する高齢者の割合が高くなっています。

図 社会参加していない高齢者の割合



②地域づくりへの参加意向のある高齢者の状況

【指標化の視点】

問5(2)及び問5(3)のいずれかの設問において「1. すでに参加している」または「2. ぜひ参加したい」または「3. 参加してもよい」のいずれかを回答した場合、地域づくりへの参加意向がある高齢者としてしました。

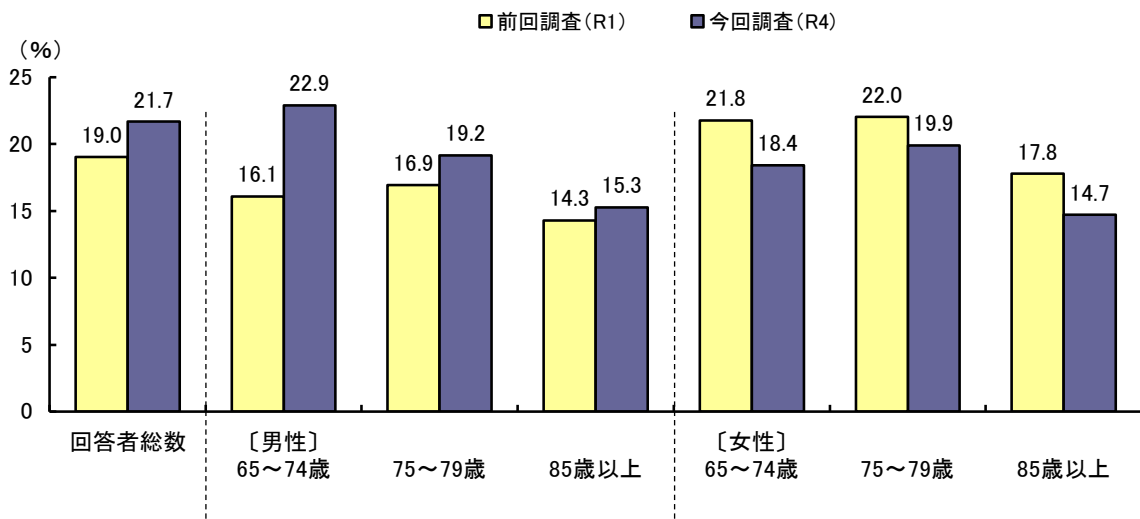
設問番号	設問文	該当する選択肢
問5(2)	地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか	「1. すでに参加している」 または「2. ぜひ参加したい」 または「3. 参加してもよい」
問5(3)	地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか	「1. すでに参加している」 または「2. ぜひ参加したい」 または「3. 参加してもよい」

【調査結果の分析】

地域づくりへの参加意向を有する高齢者の割合は、男性は年齢層が上がるほど低くなる傾向がみられます。

これを前回調査の結果と比べると、男性の65歳以上の割合が高くなっています。

図 地域づくりへの参加意向がある高齢者の割合



③助け合いの関係が少ない高齢者の状況

【指標化の視点】

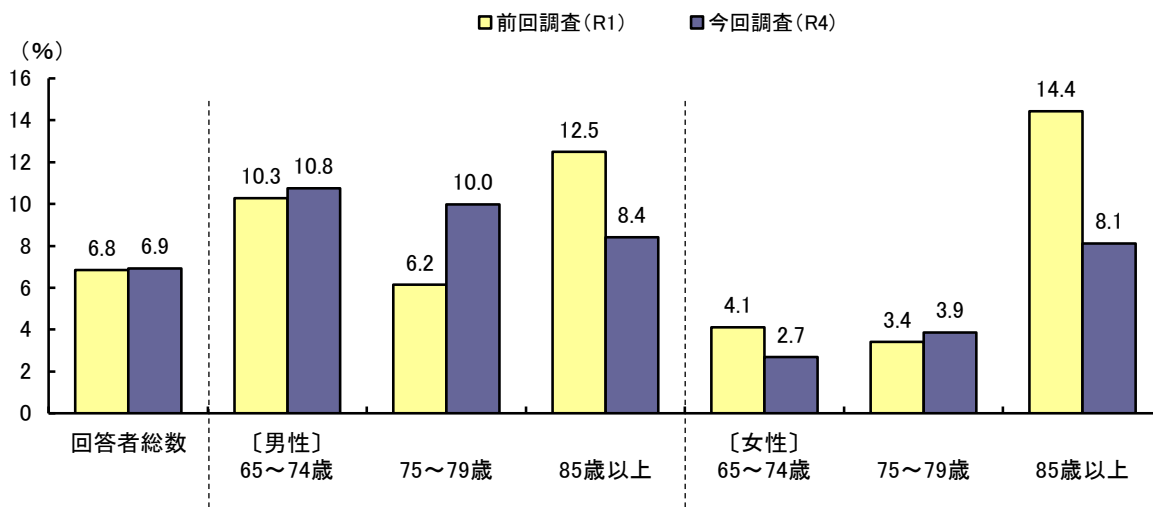
問6(1)～問6(4)のうち2項目以上で「8. そのような人はいない」が回答された場合、「助け合いの関係が少ない高齢者」としました。

設問番号	設問文	該当する選択肢
問6(1)	あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)	「8. そのような人はいない」
問6(2)	反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人(いくつでも)	「8. そのような人はいない」
問6(3)	あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(いくつでも)	「8. そのような人はいない」
問6(4)	反対に、看病や世話をしてあげる人(いくつでも)	「8. そのような人はいない」

【調査結果の分析】

助け合いの関係が少ない高齢者の割合は、女性の65～79歳で低くなっています。これを前回調査の結果と比べると、男性、女性ともに85歳以上で低くなっています。

図 助け合いの関係が少ない高齢者の割合



3 生涯現役活き活き調査はんのうの結果

この調査は、埼玉医科大学医学部社会医学等との協働により、地域の高齢者の支援ニーズや地域資源の状況等の基礎的データを収集し、データの分析結果を今後の地域住民における生活支援の担い手の発見、養成及びサービスの開発に活用し、地域の実情に即した高齢者の介護予防活動の在り方の検討及び地域包括ケアシステム構築に役立てることを目的に実施しました。

〔調査の概要〕

①調査方法

郵送配布・郵送回収による無記名自記式調査

②調査時期、対象者及び回収状況

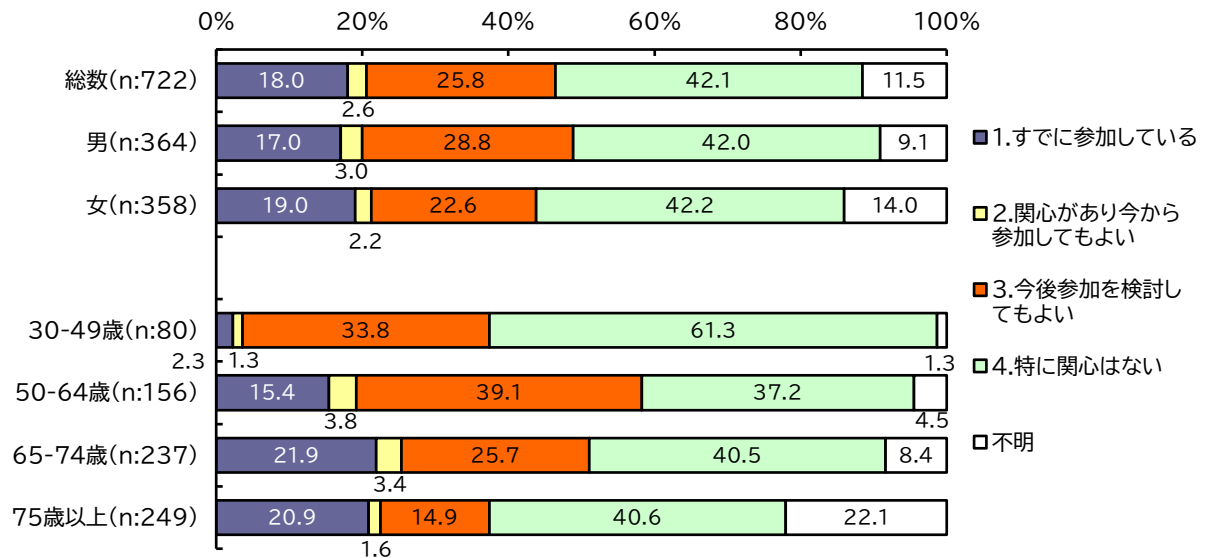
実施地区	調査時期	対象者	対象者数	有効回答者数
吾野	令和2年 9月4日～ 9月30日	地区にお住まいの30歳以上の方（特別養護老人ホーム入所者を除く）	1,581人	722人 (45.7%)
第二区	令和3年 10月25日～ 11月26日		2,140人	869人 (40.6%)
南高麗			1,746人	674人 (38.6%)
東吾野			1,471人	702人 (47.7%)
美杉台	令和4年 10月25日～ 11月24日	地区にお住まいの65歳以上の方（特別養護老人ホーム入所者を除く）	1,786人	931人 (52.1%)
原市場			2,634人	1,284人 (48.7%)

(1) 吾野地区の調査結果

①高齢者の支援に関する活動

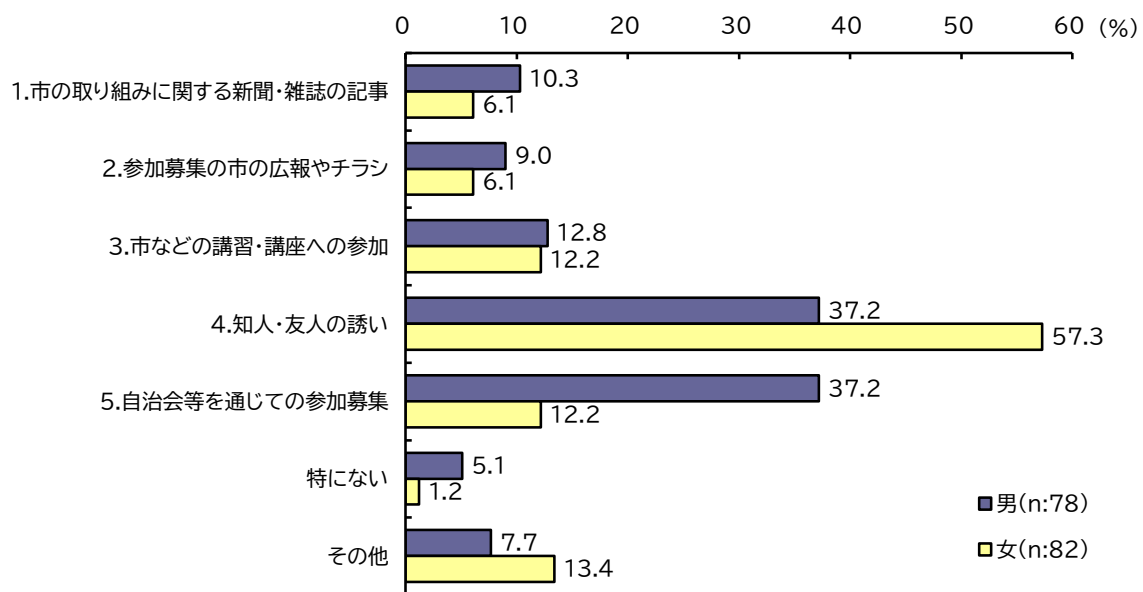
総数は「すでに参加している」、「関心があり、今から参加してもよい」及び「今後参加を検討してもよい」を合わせた、すでに参加又は参加の意向が認められる回答者の割合は46.4%となっています。また、「すでに参加している」の割合が18.0%で、他の地区に比べて高いことが特徴となっています。

年齢別にみると、すでに参加又は参加の意向が認められる回答者の割合は50-64歳が58.3%と高くなっています。



②活動に参加したきっかけ（参加している人のみ）

男性は女性に比べて「自治会等を通じての参加募集」の割合が高く、女性は「知人・友人の誘い」の割合が高くなっています。

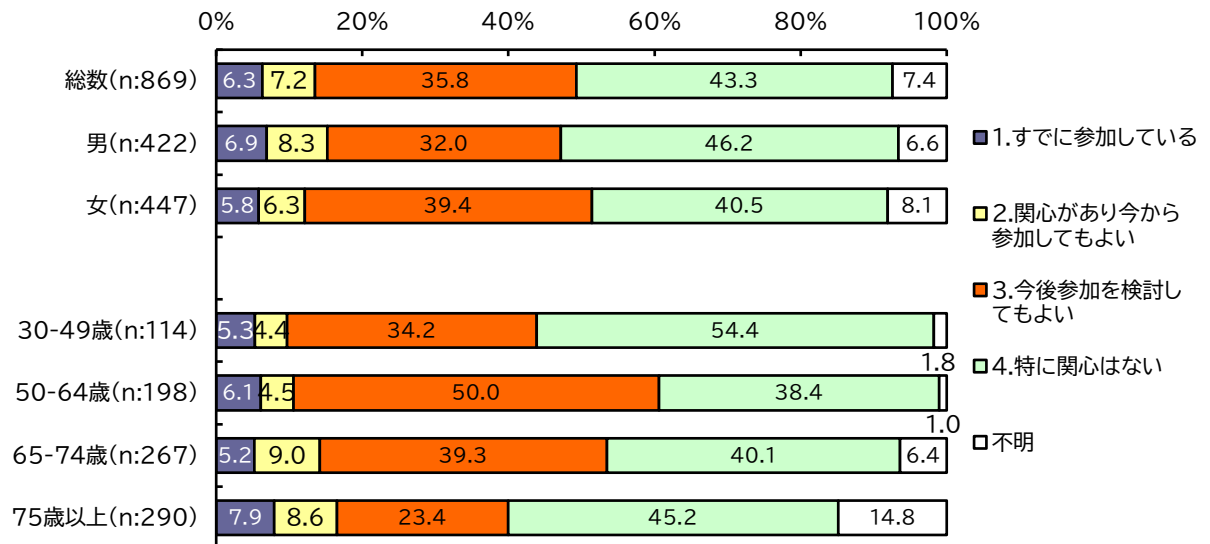


(2) 第二区地区の調査結果

①高齢者の支援に関する活動

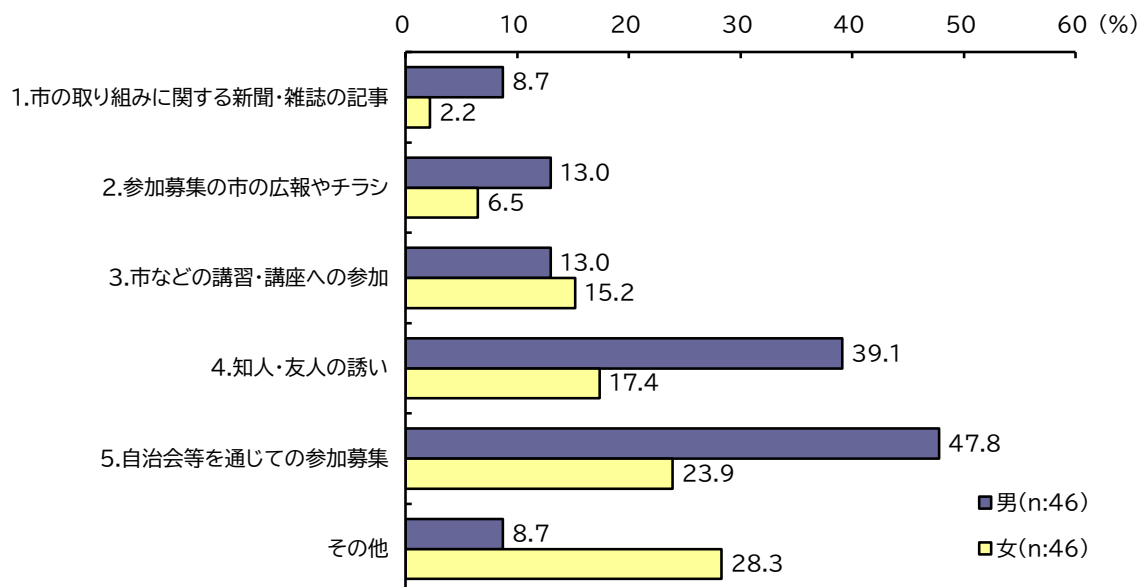
総数は「すでに参加している」、「関心があり、今から参加してもよい」及び「今後参加を検討してもよい」を合わせた、すでに参加又は参加の意向が認められる回答者の割合が49.3%となっています。

これを年齢別にみると、すでに参加又は参加の意向が認められる回答者の割合は50-64歳では60.6%と高くなっています。



②活動に参加したきっかけ（参加している人のみ）

男性は女性に比べて「自治会等を通じての参加募集」及び「知人・友人の誘い」の割合が高くなっています。

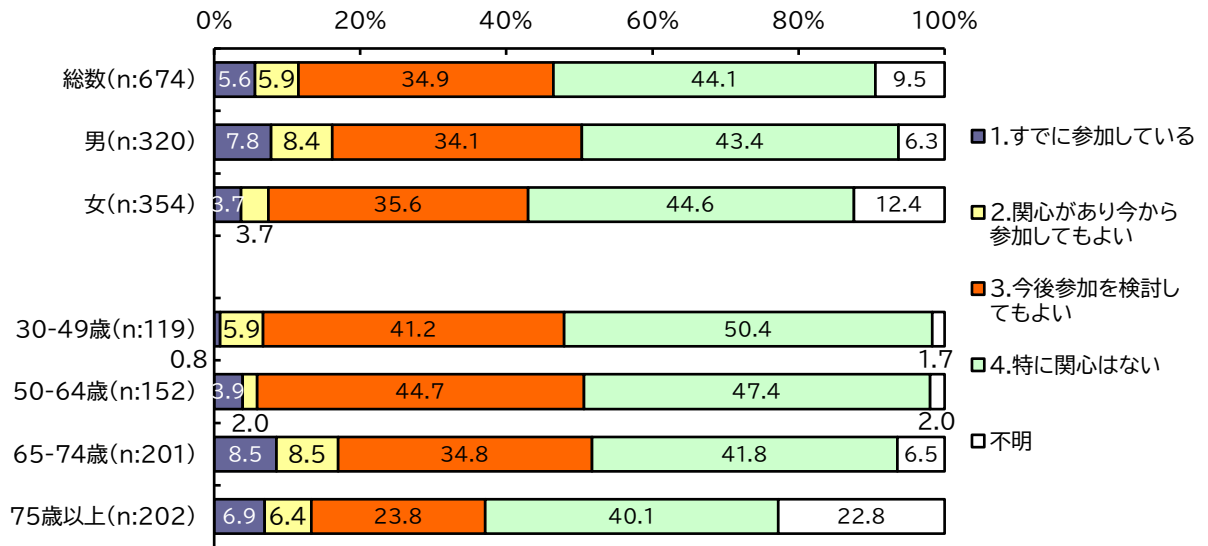


(3) 南高麗地区の調査結果

①高齢者の支援に関する活動

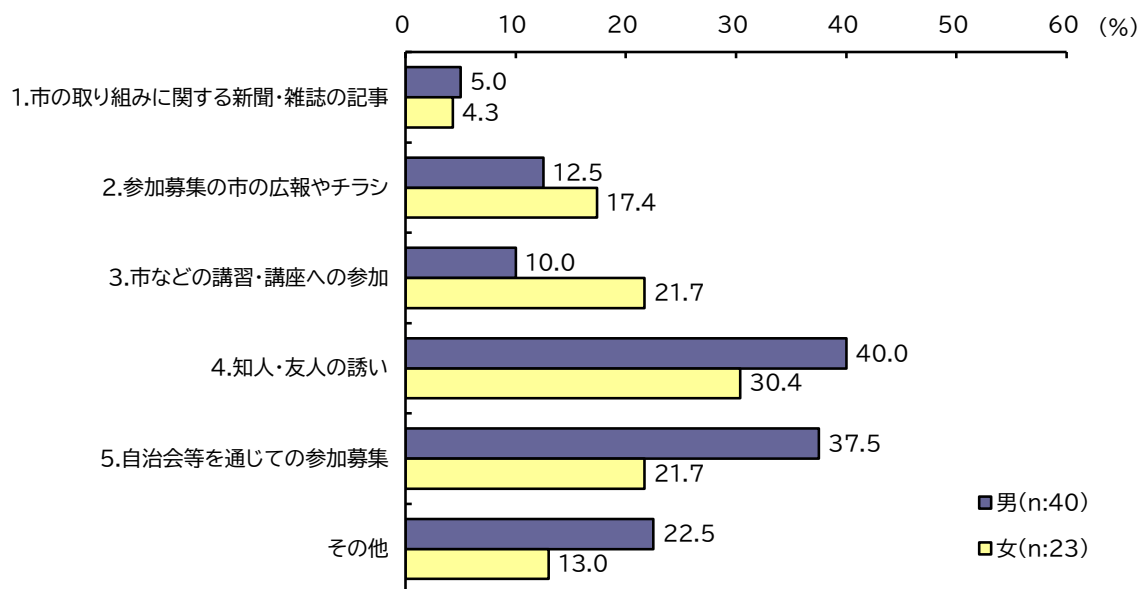
総数は「すでに参加している」、「関心があり、今から参加してもよい」及び「今後参加を検討してもよい」を合わせた、すでに参加又は参加の意向が認められる回答者の割合が46.4%となっています。

年齢別にみると、「すでに参加している」及び「関心があり今から参加してもよい」を合わせた割合は、65歳以上の回答者で高くなっています。



②活動に参加したきっかけ（参加している人のみ）

男性は女性に比べて「友人・知人の誘い」や「自治会等を通じた参加募集」の割合が高く、女性は「市などの講習・講座への参加」の割合が高くなっています。

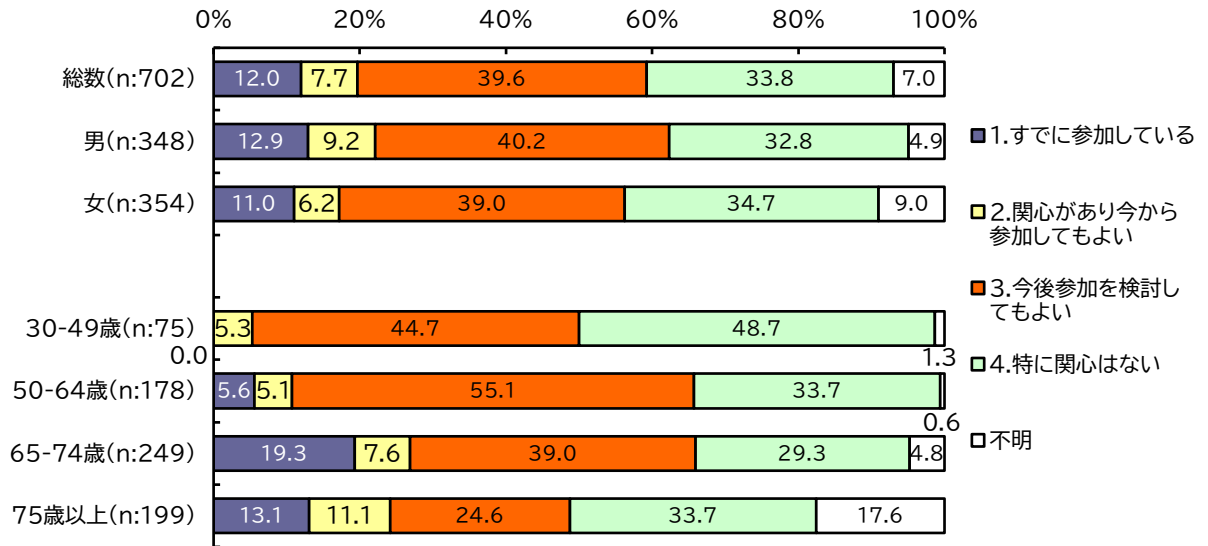


(4) 東吾野地区の調査結果

①高齢者の支援に関する活動

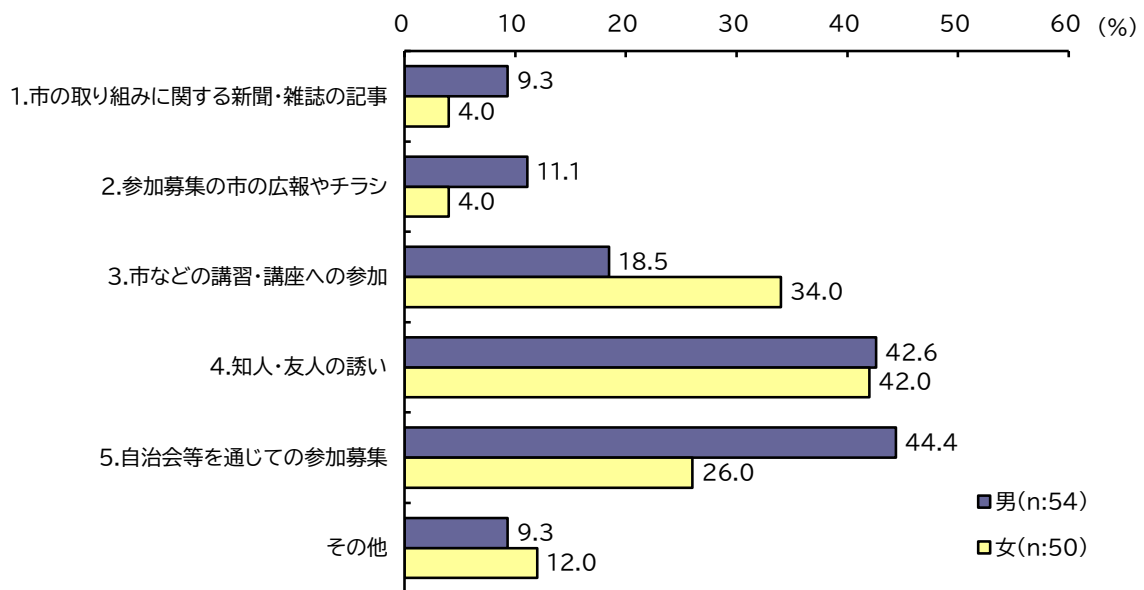
総数は「すでに参加している」、「関心があり、今から参加してもよい」及び「今後参加を検討してもよい」を合わせた、すでに参加又は参加の意向が認められる回答者の割合が59.3%となっています。

これを年齢別にみると、50-74歳で約66%と高く、「すでに参加している」の割合は、65-74歳で19.3%と高くなっています。



②活動に参加したきっかけ（参加している人のみ）

「知人・友人の誘い」の割合は男性・女性ともに高くなっています。また、男性は女性に比べて「自治会等を通じたの参加募集」の割合が高く、女性は「市などの講習・講座への参加」の割合が高くなっています。

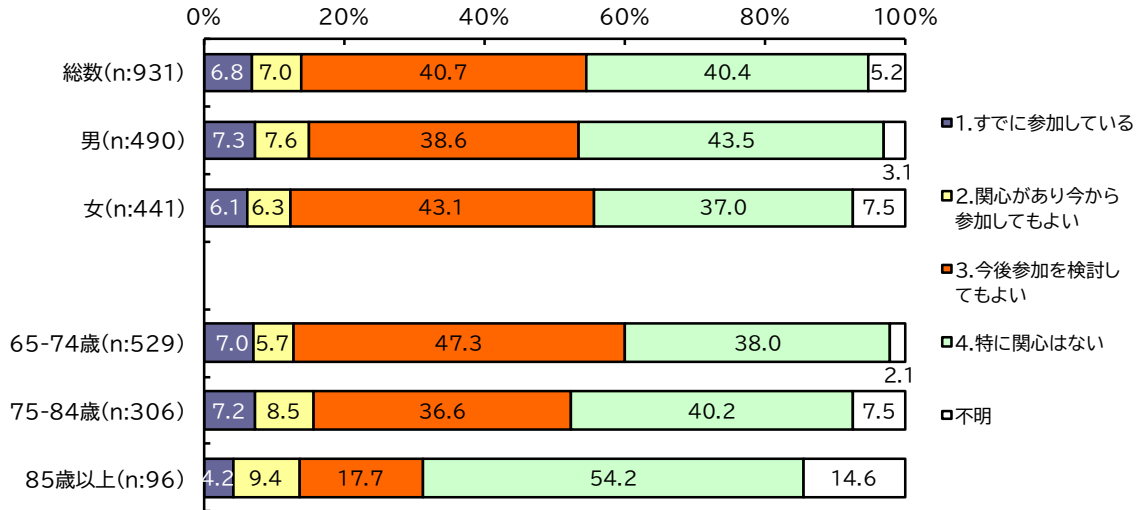


(5) 美杉台地区の調査結果

①高齢者の支援に関する活動

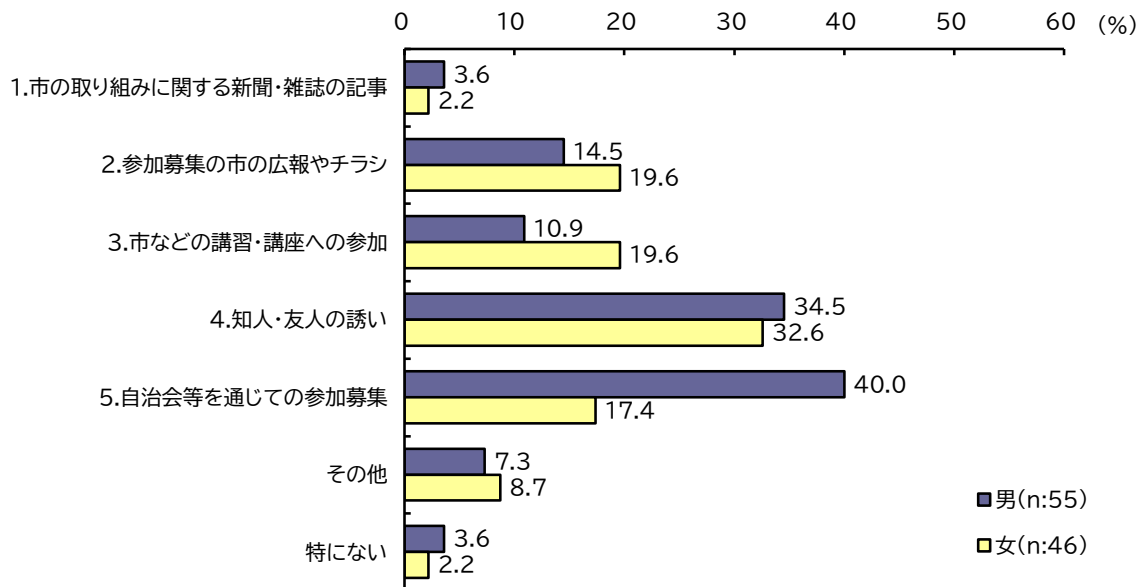
総数は「すでに参加している」、「関心があり、今から参加してもよい」及び「今後参加を検討してもよい」を合わせた、すでに参加又は参加の意向が認められる回答者の割合が54.5%となっています。

これを年齢別にみると、65-74歳で60.0%と高くなっています。



②活動に参加したきっかけ（参加している人のみ）

男性は女性に比べて「自治会等を通じての参加募集」の割合が高く、女性は「参加募集の市の広報やチラシ」や「市などの講習・講座への参加」の割合が高くなっています。

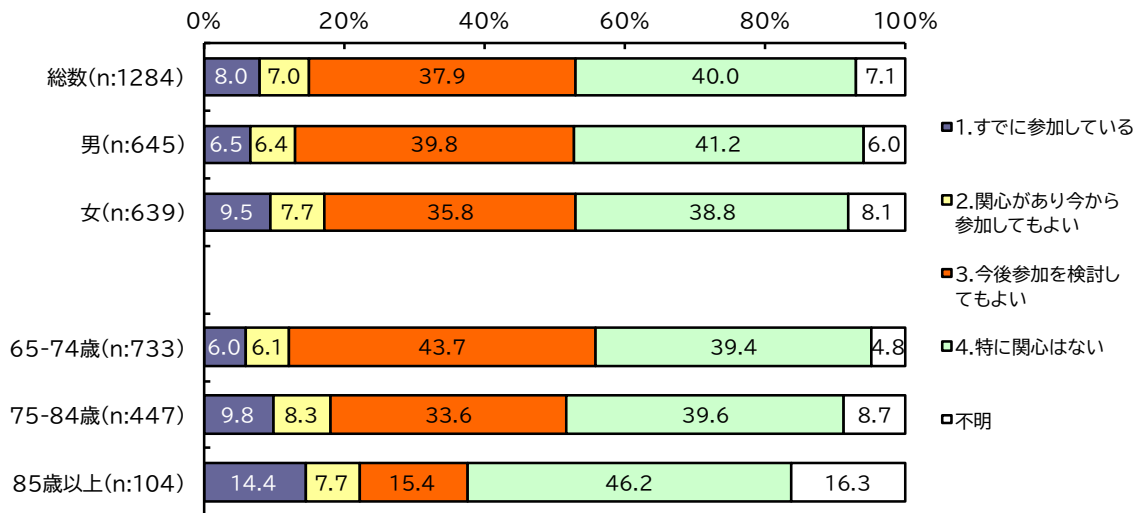


(6) 原市場地区の調査結果

①高齢者の支援に関する活動

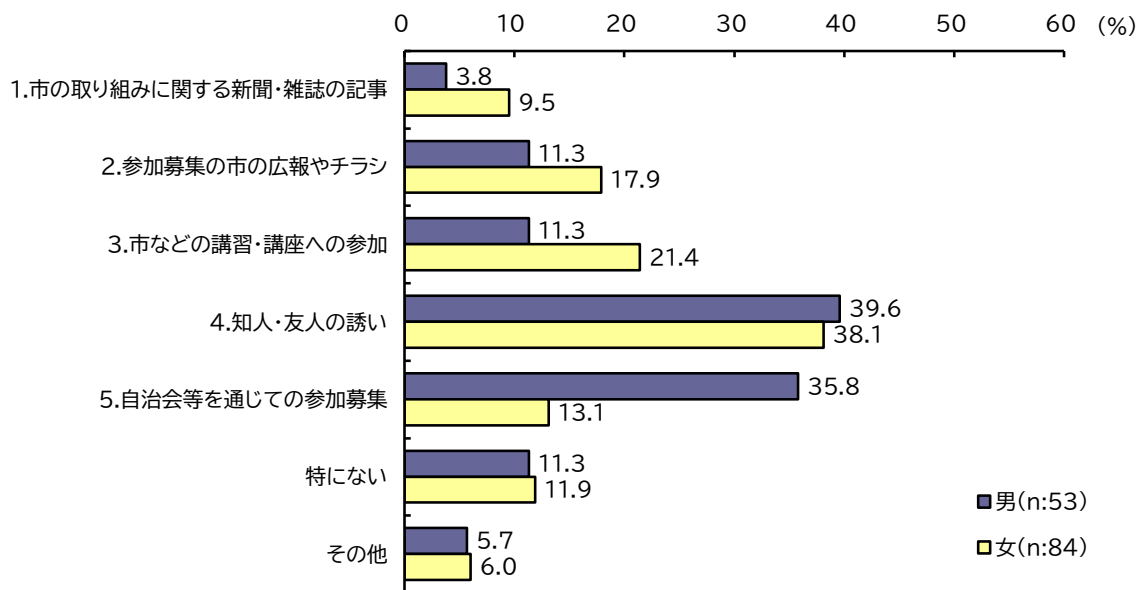
総数は「すでに参加している」、「関心があり、今から参加してもよい」及び「今後参加を検討してもよい」を合わせた、すでに参加又は参加の意向が認められる回答者の割合が52.9%となっています。

また、「すでに参加している」の割合は85歳以上で14.4%と高くなっています。



②活動に参加したきっかけ（参加している人のみ）

「知人・友人の誘い」の割合は男性・女性ともに高くなっています。また、男性は女性に比べて「自治会等を通じての参加募集」の割合が高く、女性は「市などの講習・講座への参加」の割合が高くなっています。



第3節 第8期計画の達成状況の評価

1 第8期計画の評価結果のまとめ

個々の施策・事業については、地域包括ケアシステム構築に向けて、「第8期計画期間において何が進んだのか」という事業実施の成果を重視するため、アウトカム評価を行いました。

一般にアウトカム評価は定量的な評価が困難であるため、第8期計画に記載した施策・事業を期待した内容を基準に、期待どおりであれば「B」、期待を上回る成果が得られた場合には「A」とし、逆に期待しただけの効果が得られなかった場合には「C」としました。そのため、同じ事業実績であった場合にも、期待された内容が高いものについては「C」となることがあります。

なお、これらは庁内外の実務担当者や関係部局の職員がそれぞれ評価した結果を総合化することにより、可能な限り客観性を与えるとともに、「A」や「C」となった場合には、その根拠を明らかにしながら評価を行いました。事業の成果等で用いている指標の凡例は、次のとおりです。

評価結果の見方として、成果が「A」で今後の方針が拡充「◎」の場合は「期待以上の成果を上げ、なおかつ今後も拡充すべき施策・事業」とします。

また、成果が「C」で今後の方針が拡充「◎」の場合は「期待どおりの成果を上げていないため、今後は拡充すべき施策・事業」とします。さらに、成果が「C」で今後の方針が継続「○」の場合は「期待どおりの成果を上げていないものの、今後とも現在の事業の枠組みを維持しつつ、見直しも加えながら継続すべき施策・事業」とします。

〔凡例〕

【事業の成果】

- A：期待以上の成果を上げた
- B：期待どおりの成果を上げた
- C：期待どおりの成果を上げていない
- D：実施していない

【今後の方針】

- ◎（拡 充）：対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
- （継 続）：現在の事業の枠組みを維持しつつ、見直しも加えながら継続すること

施策・事業		成果	方針
1 在宅医療・介護の連携			
	(1) 医療・介護サービス資源と情報の共有	A	○
	(2) 在宅医療・介護連携のための会議の開催	A	○
	(3) 「在宅医療連携拠点はんのう ^{※1} 」の機能強化	B	○
	(4) 24時間365日のサービス提供体制の構築	C	○
	(5) 在宅で終末期を過ごせる環境づくり	A	○
	(6) 山間地域でもサービスを利用しやすい環境づくり	B	○
2 認知症施策の推進			
	(1) 認知症の予防と早期発見の推進	B	○
	(2) 認知症施策の普及啓発	C	○
	(3) 認知症初期集中支援 ^{※2} 体制の強化	A	◎
	(4) 認知症地域支援推進員 ^{※3} による認知症施策の推進	B	○
	(5) 認知症カフェ ^{※4} の充実	B	○
	(6) 認知症の人が担い手として活躍できる地域づくり	C	○
	(7) 若年性認知症 ^{※5} の人への支援の充実	C	◎
	(8) 認知症サポーター ^{※6} の活躍できる仕組みづくり	B	○
	(9) 地域における見守り体制の強化	B	○
3 介護予防・生活支援サービスの充実			
(1) 介護予防の推進	①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	B	○
	②介護予防把握事業	B	○
	③介護予防普及・啓発事業	B	○
	④介護予防に関する人材の育成と自主的な活動の強化	C	○
	⑤一般介護予防事業における評価の充実	B	○
	⑥リハビリテーション専門職の参画による介護予防体制の強化	B	○

※1 「在宅医療連携拠点はんのう」とは、飯能地区医師会が運営する在宅医療連携拠点で、安心して在宅医療が受けられるよう、高齢者本人や家族から在宅医療・療養に関する相談を受けています。また、医療・介護関係者への情報提供等も行っています。

※2 「認知症初期集中支援」とは、医療・介護の専門職がチームを組んで、家族等の相談等から、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの初期の支援を集中的に行い、適切な医療・介護サービスなどの速やかにつなぐ取組のことで。

※3 「認知症地域支援推進員」とは、認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う人のことです。

※4 「認知症カフェ」とは、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄れるカフェで、認知症の人同士の交流が深められたり、介護や医療についての情報交換や相談ができたりする場所のことで。

※5 「若年性認知症」とは、65歳未満で発症した認知症の総称です。

※6 「認知症サポーター」とは、認知症に関する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やそのご家族に対してできる範囲で手助けをする人のことです。

施策・事業		成果	方針
(2) 生活支援サービスの体制整備	①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※1による活動の充実	B	○
	②協議体の設置・運営	B	◎
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①訪問型サービスの充実	B	○
	②通所型サービスの充実	C	○
	③その他の生活支援サービスの充実	B	◎
	④介護予防ケアマネジメントの充実	B	○
4 高齢者の居住安定に係る施策との連携			
(1) サービス付き高齢者向け住宅等の住み替えの場の充実		B	○
(2) 高齢者のための賃貸住宅等の確保		A	○
(3) 施設紹介システムの活用		B	○
(4) 地域の一員として生活できるための支援		C	○
5 地域連携による見守りネットワークの構築			
(1) 見守り・支援のための地域連携ネットワークの整備と強化		A	○
(2) 包括的な相談支援体制の整備		A	◎
(3) 閉じこもり等の状態にある人の把握と支援		C	○
6 社会に参加し、生きがいある地域づくりの推進			
(1) 多様な集いの場の創出と利用促進		B	○
(2) 地域の状況に応じた移動手段の確保		A	○
(3) 持続性のある支え合い活動の創出		B	○
(4) 生きがいある地域づくりの推進	①生涯学習活動の推進	B	○
	②就労への支援	C	○
	③シルバー人材センターの充実	B	○
7 権利擁護施策の推進			
(1) 権利擁護に関する相談窓口の周知と充実		B	◎
(2) 市民後見人の育成・活用		B	○
(3) 高齢者虐待防止事業の推進		B	○
8 防災及び感染症対策の推進			
(1) 災害発生時の避難行動に関する支援体制の強化		B	○
(2) 事業所における災害に対する備えの促進		B	○
(3) 感染症対策の推進		B	○

※1 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のことです。

2 第8期計画の主な成果と課題

(1) 在宅医療・介護の連携

コロナ禍でありながら、感染対策に配慮しつつ多職種連携座談会(飯能・日高地区ワールドカフェ)において多職種の連携体制の強化を図ったほか、市民フォーラムを開催し在宅療養に関する普及啓発を行いました。

一方で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(以下「ニーズ調査」という。)では、「在宅医療連携拠点はんのう」を「知らない人」の割合が84.8%、「自宅で人生の最後まで過ごすこと」について、「希望するが、実現は難しいと思う」人の割合が42.9%と、在宅療養に関する相談窓口の周知、認知度向上や在宅医療・介護の連携体制構築による在宅療養支援体制の更なる強化が求められます。

(2) 認知症施策の推進

認知症専門医の指導のもと、看護師や作業療法士などの専門職が初期支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中支援チームを2チーム体制に強化し、相談支援件数の増加及び支援内容の充実が図られました。また、認知症サポーター養成講座の開催や認知症地域支援推進員による認知症に関する普及啓発などに取り組みました。

一方で、認知症高齢者の増加を背景に、認知症の人やその家族を地域で支え、認知症の人でも地域の一員として社会を支える地域共生社会^{※1}の実現に向けた、認知症に関する理解の醸成や若年性認知症の人への支援の充実などが求められます。

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防の取組については、「おもりの体操」や「げんきかや」、「健口体操教室」などのポピュレーションアプローチ^{※2}としての一般介護予防事業や、健診結果などを踏まえたハイリスクアプローチのほか、「かがやきサポーター養成講座」など介護予防の担い手の育成に取り組みました。

生活支援サービスの充実については、各生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、住民主体サービス実施団体の設立や担い手の育成、住民主体サービス実施団体の交流会などに取り組みました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による介護予防教室や集いの場などの休止、縮小などにより、運動器の機能低下やIADLの低下、閉じこもり傾向、健康状態のよくない高齢者の割合の増加などの影響が見られることから、感染拡大に配慮した安定的な事業の実施などが求められます。

※1 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

※2 「ポピュレーションアプローチ」とは、多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらす事に注目し、集団全体をよい方向にシフトさせることをいいます。これに対し、「ハイリスクアプローチ」では、健康リスクを抱えた人を特定し、該当者に行動変容を促します。

(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

空き家バンク制度や市営住宅の管理など、本市の住宅・居住施策の中で高齢者の居住安定を図りました。また、住居系施設や住宅確保困難者対応住宅などの周知に努めました。

今後は、核家族化の進行により単身や夫婦のみの高齢者や認知症などにより契約が困難な高齢者も増加することから、引き続き、住居系施設や住宅確保困難者に係る制度の普及啓発に努めるとともに、成年後見制度の利用促進など契約行為のサポートも強化していく必要があります。

(5) 地域連携による見守りネットワークの構築

民生委員・児童委員と自治会等の協力により「静かな見守り活動」が行われました。

民間事業者（コンビニエンスストア）と連携して実施する移動販売にコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターも参加し、見守り機会の創出及び生活支援体制の強化を図りました。

地域包括支援センターでは、各地区における高齢者の集いの場などで消費生活講座など消費者被害防止に関する啓発活動を行いました。

今後、ますます単身や夫婦のみの高齢世帯、認知症高齢者、また、閉じこもりや医療・介護、社会的なつながりなどを拒絶する高齢者なども増加することが見込まれることから、引き続き、民生委員・児童委員や自治会などの協力による見守りを行うとともに、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、介護事業者、民間事業者などによる見守り支援のネットワーク化が求められます。

(6) 社会に参加し、生きがいのある地域づくりの推進

社会福祉協議会の支援により多世代の交流なども視野に入れた集いの場の設置などが進みました。

移手段の確保については、既存のバス路線の維持確保のための施策をはじめ、飯能市乗合ワゴン「おでかけむーま号」が2社9系統運行し、飯能リハビリ館送迎車両の地域住民の利用のほか、自家用有償旅客運送「奥武蔵らくらく交通」への活動支援を行いました。

生きがいある地域づくりについては、公開講座や出前講座、公民館活動など生涯学習活動の推進、合同就職説明会や内職相談、シルバー人材センターの運営支援などを行いました。

高齢者の社会活動や地域活動、生涯学習活動などの関心や趣向が多様化する一方、活動メンバーや担い手の不足への対応が大きな課題となっており、情報発信強化や多世代、地域間交流などへの支援が必要となります。また、高齢者の働き方が多様化する中、多様な働き方に関する情報発信やシルバー人材センターの運営支援の継続が求められます。

(7) 権利擁護施策の推進

「飯能市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の広報など普及啓発を図ったほか、成年後見支援センターを中核機関に位置づけ、相談支援体制の強化を図りました。

増加傾向にある高齢者虐待については、地域包括支援センターを中心に、養護者支援も含めた迅速、丁寧な対応に努めました。また、消費者被害をはじめ高齢者が犯罪などに巻き込まれないよう講座の開催などを行いました。

一方で、ニーズ調査では、成年後見制度への理解や利用・相談窓口の認知度が低い状況であり、制度や相談窓口に関する理解の促進を図ることが求められます。

(8) 防災及び感染症対策の推進

地域包括支援センターにおけるBCP^{※1}の策定、「緊急情報キット」の周知などに取り組みました。また、介護事業所などでは、基本的な感染対策を徹底した上で、事業を継続しました。

一方で、要介護高齢者等の円滑な避難支援の在り方、介護事業所の多くが指定されている「福祉避難所」の円滑な運営に向けた訓練や今後の更なる感染症の拡大などに対応した相談支援体制の在り方の検討などが求められます。

※1 「BCP」とは、事業継続計画（Business Continuity Plan）の頭文字を取った言葉で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

第3章 基本概念

1 計画の基本理念

第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を迎えることとなります。また、超高齢社会を既に迎えている中、令和17年には本市の85歳以上人口がピークを迎えるとともに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据え、新たな課題に対応していくとともに、第8期計画の基本理念を継承し、いつまでも誰がいきいきと安心して暮らすことのできるまちを目指します。

基本理念

いつまでも 住み慣れた地域で
誰もが 安心して 暮らせるまち

基本理念を実現する上では、特に次の3つの要素が重要となります。

(1) いつまでも 元気で活動的に暮らすための「健康増進・介護予防」の推進

一人ひとりの高齢者ができる限り介護を必要とする状態にならず、元気でいきいきと過ごすことを支援していきます。このためには、生活習慣病予防と介護予防との切れ目のない支援が重要です。

(2) いつまでも 安心して暮らせるための「包括的支援」の実施

いざ高齢者が支援を必要とする状態になっても、安心して住み慣れた地域で生涯を送ることができるよう、きめ細かな把握・相談・支援を実施していきます。また、防災及び感染症対策を推進することで、より安心・安全なまちを目指します。

(3) いつまでも 誰もがその人らしく暮らすための「地域共生社会」の実現

高齢者が地域の活動に積極的に参画し、高齢者だけでなく世代を超えて互いに支え合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

2 基本理念の実現のために

(1) 飯能市版 地域包括ケアシステムの深化・推進

基本理念を実現するためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められ、特に、市域が広範で異なる地理的特性を有し、地域コミュニティや高齢化の進展状況も異なる本市では、それぞれの特性に応じながらそれぞれの地域資源を生かしていくことが求められます。

そのために、地域包括支援センターを中心に、専門多職種連携強化による相談支援体制の強化、民生委員・児童委員や自治会、地域福祉推進組織などとの連携による地域の見守りや生活支援による安全・安心の確保や地域活動、介護予防、生涯学習などの参加・交流機会の創出など「飯能市版 地域包括ケアシステム」の深化を推進します。

なお、相談支援体制の強化に当たっては、高齢者の養護者（世帯）に対する相談支援など、包括的（重層的）支援体制も視野に入れて進めます。

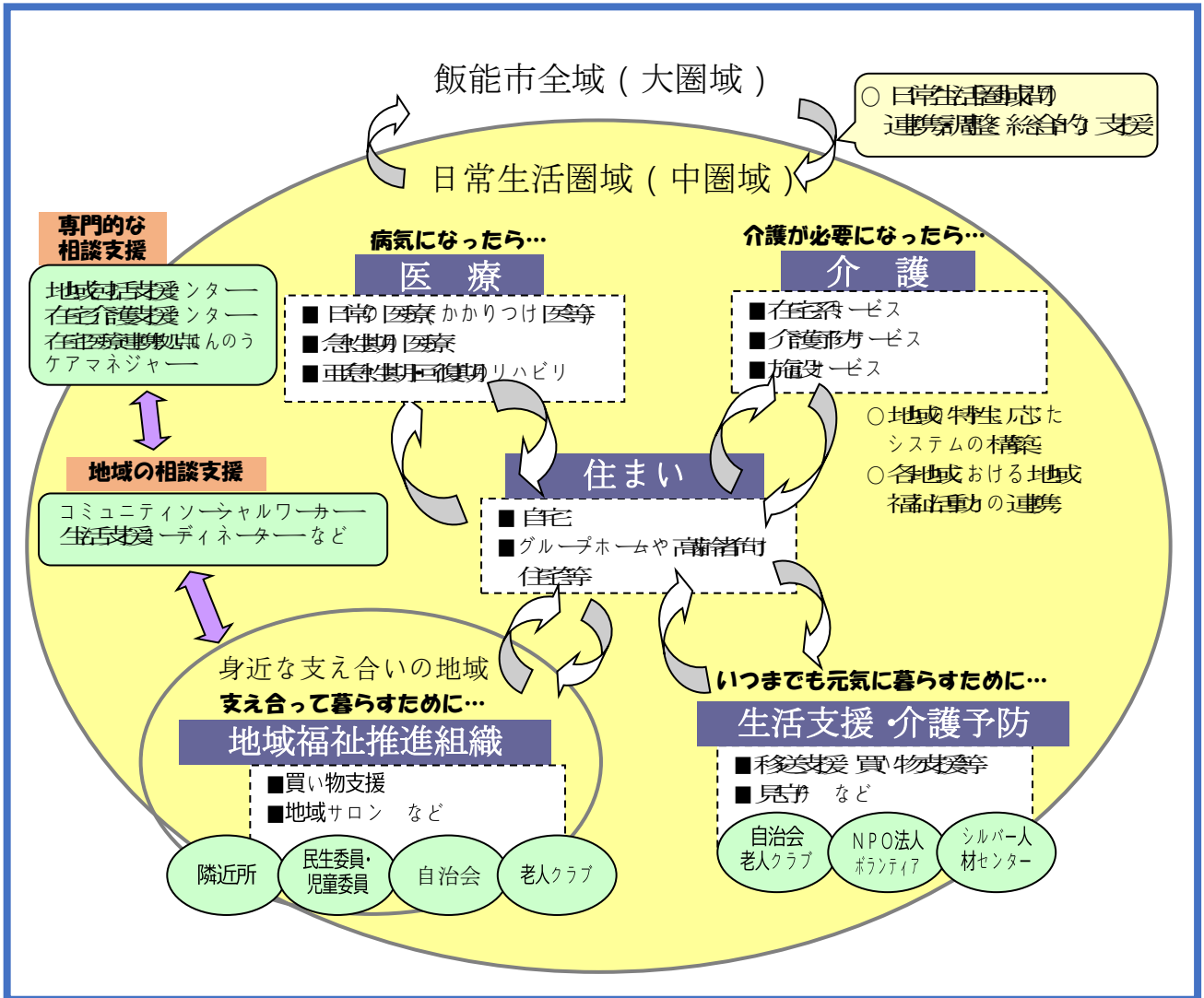
また、そのような取組を通じて、地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を目指します。

(2) 包括的・継続的なマネジメント体制の強化

多様な生活課題を抱える高齢者が、地域で安心してその人らしい生活を継続するためには、高齢者や家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように包括的・継続的に支援することが求められます。

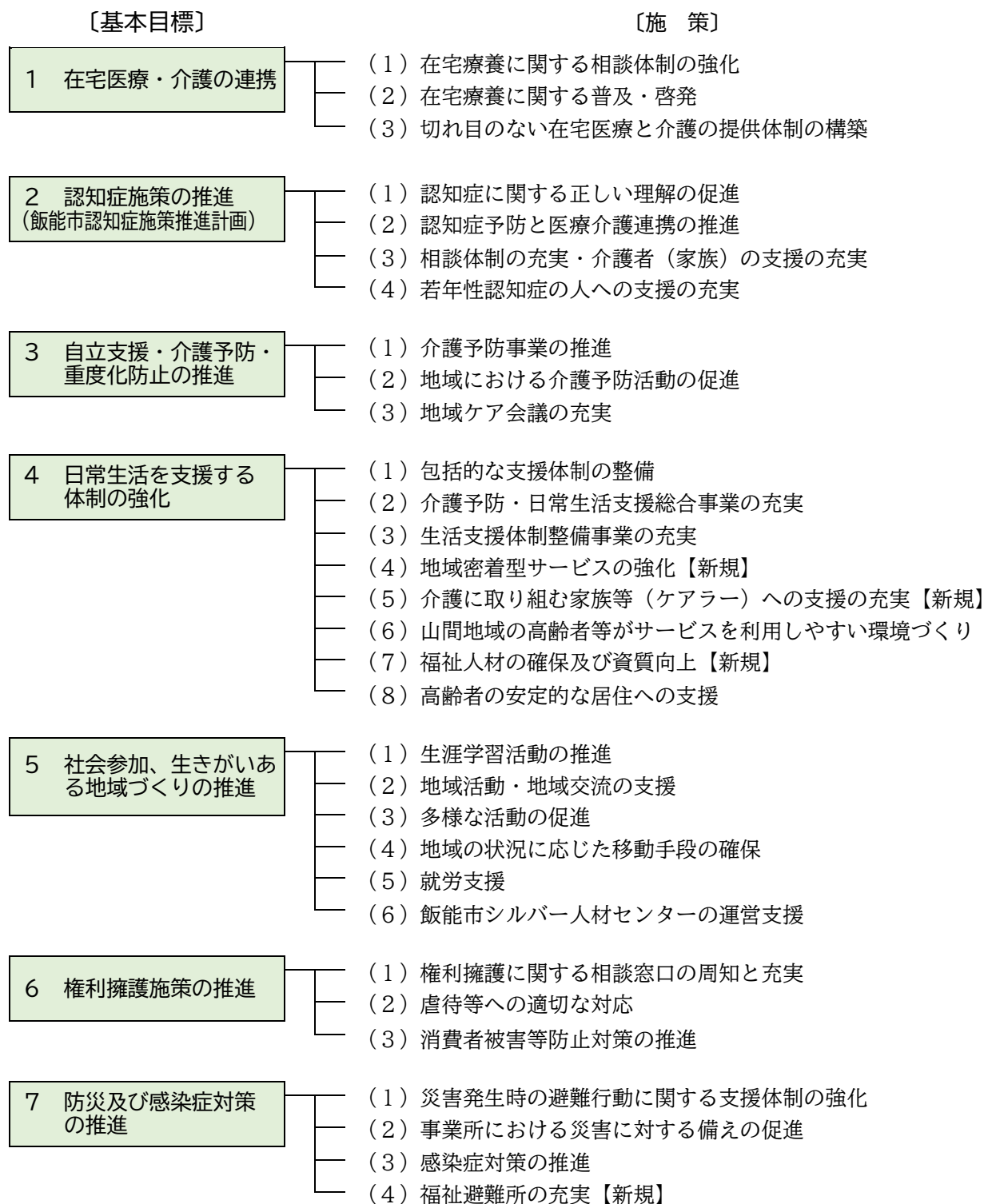
そのため、包括的・継続的ケアマネジメントの中核を担う地域包括支援センターについては、地域包括ケアシステムの深化などによりその負担を軽減しつつ、相談支援体制の強化を図ります。

■飯能市版 地域包括ケアシステムの姿



第4章 地域包括ケアシステム深化・推進 のための取組

序 施策の体系



※第9期計画期間における行政及び関係機関の取組については、別冊に示しています。

基本目標1 在宅医療・介護の連携

【基本的な考え方】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが求められます。

本市では、在宅医療と介護サービスの一体的な提供、医療機関と介護サービス事業者等の連携を図るための「在宅医療・介護連携推進事業」を飯能地区医師会に委託し、医師会では、「在宅医療連携拠点はんのう」を設置・運営しています。「在宅医療連携拠点はんのう」の相談支援機能の充実を図るほか、関係機関の連携強化により、在宅療養に向けた入退院支援体制の構築、円滑な支援の実施、在宅療養に対する理解醸成、自己決定と実現を支援します。

(1) 在宅療養に関する相談体制の強化

多職種連携の更なる強化に向けて、多職種連携座談会の充実を図るとともに、多職種による情報共有や課題解決に向けてワールドカフェを開催します。

また、相談支援に当たる多職種が様々な社会資源を共有、理解できるよう情報共有ツールを導入、強化します。

そして、多職種による連携強化、情報共有を進め、医療、保健、福祉などそれぞれの現場においてそれぞれの職種の垣根を超えた情報提供や相談支援に取り組みます。

(2) 在宅療養に関する普及・啓発

在宅療養に関する身近で専門的な相談機関として、在宅医療連携拠点はんのうの役割や取組を周知します。

また、在宅療養に関する自己決定の支援に向けて、多職種連携による在宅療養支援について周知します。

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

「在宅医療連携拠点はんのう」の相談機能の強化を図ります。また、「在宅医療連携拠点はんのう」を中心に、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などとの連携により情報共有体制を構築します。

また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者への介護保険サービス体制の構築を図り、在宅で終末期を過ごせる環境づくりを進めます。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療連携拠点はんこの認知度 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。））	9.9%	—	30%	—
在宅医療連携拠点はんにおける相談件数	79件	—	120件	—
在宅で終末期を過ごすことが可能だと思う高齢者の割合 （ニーズ調査）	17.5%	—	30%	—

基本目標2 認知症施策の推進（飯能市認知症施策推進計画）

【基本的な考え方】

国の推計では、2025年の認知症の人の数は65歳以上の5人に一人に当たるおよそ700万人で、本市の高齢者人口約25,000人から推計するとおよそ5,000人程度と推計され、高齢者人口の増加を背景に今後ますます認知症の人は増加していくものと予測されます。

今後増加する認知症の人に適切に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

こうした中、認知症の人の尊厳を守ることや正しい理解の普及、バリアフリー化の推進などについて定めた認知症基本法が令和6年1月に施行されました。

今後とも、同法を踏まえながら、認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談窓口の周知、認知症の人の意思決定の支援、認知症の本人からの発信の支援や、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進する必要があります。

また、若年性認知症を含む認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、チームオレンジ、自助グループ等の更なる質の向上や連携の強化を図る必要があります。

さらに、認知症の人が安心して生活できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築など、地域における支援体制の整備を推進する必要があります。

（1）認知症に関する正しい理解の促進

より多くの市民に認知症についての正しい知識と理解を持ってもらうとともに、地域や職場等で認知症の人や家族を支える手助けができるように認知症サポーター養成講座を実施し、世界アルツハイマー月間などの機会に、認知症に関するイベント等の普及啓発の取組を継続的に推進していきます。

また、認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れを明示した「認知症ケアパス」の充実を図りながら、より多くの市民に啓発していくことに努め、早期からの適切な対応を包括的、継続的に実施する体制の構築を進めます。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座養成数	210人	700人	800人	900人
認知症ケアパスの更新	更新	普及	見直し・検討	更新
認知症に関する相談窓口の認知度（ニーズ調査）	27.8%	—	50%	—

(2) 認知症予防と医療介護連携の推進

認知症予防には、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消を進めることや、それぞれが家庭や地域社会などで役割を果たしていくことで認知症の予防につなげることができるとされているため、それらを推進していくことが重要となります。

このことから、高齢者を対象に介護予防教室や住民主体の通いの場等を活用し、専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等）が出向き、健康教育や健康相談を実施し、認知症予防の推進に努めます。

また、予防から早期発見、早期支援に向け、専門職を含めた体制の強化を図ります。

認知症専門医の指導のもと、複数の専門職が初期支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中支援チームの充実を図るとともに、需要の動向を踏まえ、チーム体制の強化に努めます。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症予防教室開催	2会場	4会場	4会場	4会場
認知症初期集中支援チームにおける支援件数	18件	増加	増加	増加
認知症初期集中支援チームの体制の強化	2チーム	2チーム	2チーム	2チーム
			※状況に応じて体制強化を検討	

(3) 相談体制の充実・介護者（家族）の支援の充実

① 認知症地域支援推進員による認知症施策の推進

認知症の人やその家族からの相談に対応する「認知症地域支援推進員」のネットワークによって、認知症支援のための事業を企画・開発するとともに、各日常生活圏域において、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会、学校等と連携しながら地域の実情に応じた具体的な事業を実施します。

② 認知症カフェ（ひだまりカフェ）等の充実

認知症の人やその家族等の支援を目的に、認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりを通して介護負担等の軽減を図り、相談を行える「集いの場」である認知症カフェ（ひだまりカフェ）や、認知症の人の家族の交流の場（ひだまりのつどい）に対して、今後とも運営に対する支援を行います。

③ 認知症の人が担い手として活躍できる地域づくり

地域共生社会の実現に向けて、認知症の人が地域の一員として社会に参加し、担い手として活躍できる地域づくりを進めます。

④チームオレンジが活躍できる仕組みづくり

「認知症サポーター養成講座」を受講して、地域で活動する意思のあるチームオレンジメンバーが日常生活の中で認知症の人を支援する際に、適切な対応ができ、地域の中で見守り活動など活躍できる環境づくりを進めます。

⑤地域における見守り体制の強化

認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域を実現するため、地域の協力を得ながら「ひとり歩きやさしい声かけ訓練（徘徊高齢者等SOS模擬訓練）」を実施します。また、地域住民や民生委員・児童委員、民間事業者などと地域連携を強め、様々な観点からの見守り体制づくりを行います。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェの数※	6か所	10か所	10か所	10か所
認知症の人が地域で活躍できる取組の実施	—	企画・立案	実施	充実
ステップアップ講座実施回数	1回 9人	4回 40人	5回 50人	6回 60人
「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」の実施	0か所	4か所	5か所	6か所

※認知症カフェの数は、休止中を除く。

（4）若年性認知症の人への支援の充実

いわゆる現役世代が発症する若年性認知症に対する認識不足により、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されています。そのため、埼玉県若年性認知症支援コーディネーターや医療機関、企業等と連携し、若年性認知症自立支援ネットワークの構築を推進します。

基本目標3 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

【基本的な考え方】

高齢者の活動的な状態を維持するために、身近な場所で実施できる「むーまいきいき体操」のサポーター（かがやきサポーター）のさらなる養成により、市全域に立ち上げます。

要介護状態やフレイル^{※1}状態に陥りやすい高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、保健事業から介護予防事業と切れ目のない包括的な支援を行います。

また、自立支援・重度化防止の観点から、保健、医療、福祉、介護等のサービスを包括的かつ継続的に提供するために、自立支援型地域ケア会議を行うことで、多職種によるケース検討を通して個別課題の検討を行い、地域での高齢者を取り巻く状況について情報の共有と課題及び対策についての検討と必要な社会資源の開発などに取り組みます。

（1）介護予防事業の推進

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、保健事業から介護予防事業と切れ目のない包括的な支援を関係各課や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職と連携しながら実施します。

②介護予防把握事業

見守り活動など地域の実情に応じて収集した情報等や、地域包括支援センターによる介護予防の集いの場等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者等を把握し、介護予防への意識づけや必要な医療・介護サービスの提供を行います。

また、データの利活用に当たって個人情報の取扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備を進めます。

^{※1} 「フレイル」とは、要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすい状態のことです。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハイリスク者及び健康不明者等で支援できたものの割合	口腔 63% 栄養 95% 健康不明 42%	前年比増	前年比増	前年比増
介護予防教室等での健康教育の実施回数	54回	増加	増加	増加
65歳健康寿命※1	男性 18.5年 女性 21.0年	延伸	延伸	延伸
65歳要介護期間※1	男性 1.6年 女性 3.3年	短縮	短縮	短縮
介護予防事業の実施状況の把握と方向性の検討	—	介護予防事業実施の把握	介護予防事業実施の把握	方向性の検討

(2) 地域における介護予防活動の促進

①介護予防普及・啓発事業

介護予防の必要性や重要性を市民に周知するため、リーフレット配布やポスター掲示を行うとともに、講座や講演会等を実施します。

②介護予防に関する人材の育成と自主的な活動の強化

介護予防に関するサポーター等の人材を育成するための養成講座（かがやきサポーター養成講座等）を継続して実施します。また、高齢者が地域の担い手として活躍できる環境づくりを進めながら、むーまいいきき体操など自主的な介護予防活動の普及に努めます。

③リハビリテーション専門職による介護予防活動の促進

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職による支援を促進します。

※1 「65歳健康寿命」について、埼玉県は独自に指標を定義しており、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出しています。また、平均寿命から健康寿命を差し引いた期間を「要介護期間」としています。いずれも数値は埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」によるもので、令和3年の数値です。

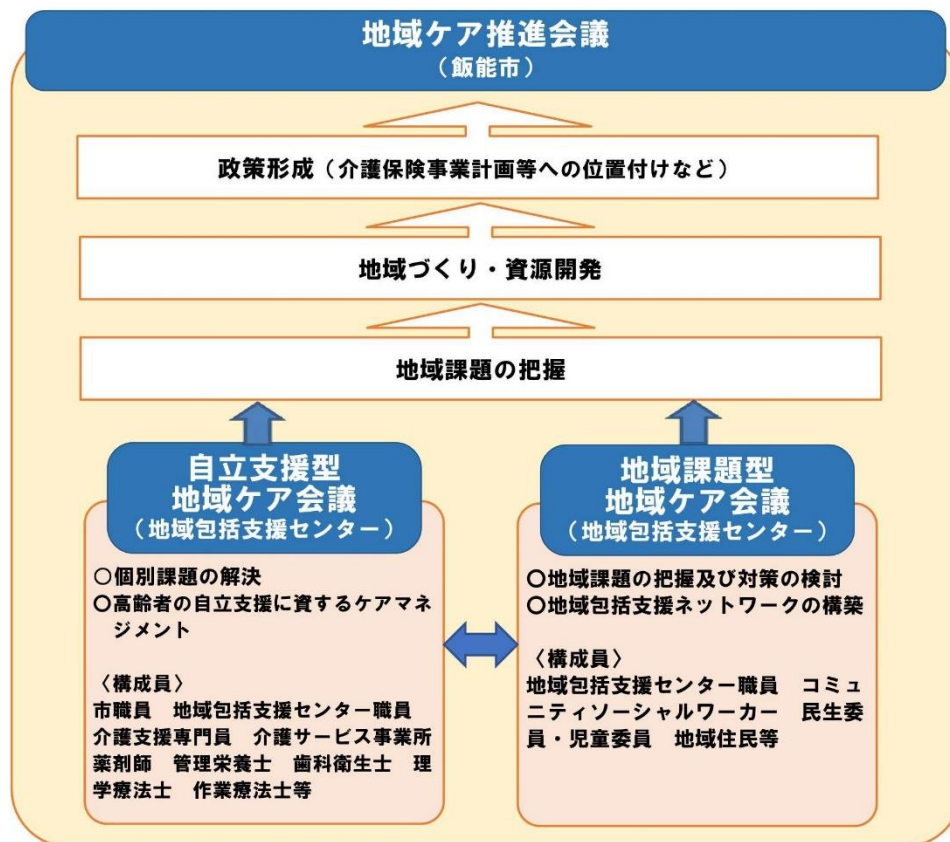
【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場に参加する高齢者の割合（ニーズ調査）	5.4%	—	8% ^{※1} アンケート調査により把握する	—
各種講座 ^{※2} の受講者数	140人	150人	160人	170人
むーまいきいき体操実施箇所数	31か所	40か所	45か所	50か所
地域における通いの場や講座等への専門職派遣数	3件	5件	7件	10件

(3) 地域ケア会議の充実

市と地域包括支援センターが連携し、個別事例の検討を通じて、高齢者個人の生活課題に対してその背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを行います。

また、これらの積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や自立支援・重度化防止に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発等に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげます。



※1 通いの場に参加する高齢者の割合について、国は、令和7年度までに8%を目標としています。

※2 「各種講座」とは、かがやきサポーター養成講座等、介護予防に関するサポーター等の人材を育成するための養成講座を指します。

基本目標4 日常生活を支援する体制の強化

【基本的な考え方】

複合的で複雑な支援ニーズに対応するため、各圏域において多機関の協働により包括的な支援体制を強化する必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な介護予防・生活支援サービスを整備していくため、協議体^{※1}において地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、公的なサービスのほか、民間企業、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の介護予防・生活支援サービスを担う事業主体の支援の充実・強化を図る必要があります。

地域包括ケアシステムにおいては、それぞれの生活のニーズに合った住まいが確保されることが基礎となることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいが、適切に供給されるよう努める必要があります。

その際、地域における関係機関・団体との連携を強化し、高齢者向け住まいに入居する高齢者が、地域社会に参加しながら生きがいある生活を営むことができる環境の整備を進める必要があります。

(1) 包括的な支援体制の整備

①包括的な相談支援体制の整備

複合的で複雑な支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わず対応できる様々な専門分野のネットワークを整備し、多機関の協働により包括的な相談支援体制を整備します。

また、地域包括支援センターにおける総合相談業務や介護予防支援業務に関する国の負担軽減方針については、居宅介護支援事業所と連携しつつ検討します。

②生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による活動の充実

高齢者の生活支援体制を強化するため、各日常生活圏域において、生活支援の担い手の養成や関係機関のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等の役割を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に活動の充実を図ります。

③見守り・支援のためのネットワークの整備と強化

身近な地域において、近隣住民による見守りが自然にでき、日常的に民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、自治会等が情報を共有して、互いに連携しながら要援護者等に対応できるよう、ネットワークの整備と強化を図ります。

※1 「協議体」については、57 ページを参照してください。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者による地域包括支援センターの認知度 （ニーズ調査）	47.8%	—	80%	—
閉じこもり傾向にある高齢者の割合 （ニーズ調査）	15.4%	—	8%未満	—

（2）介護予防・日常生活支援総合事業の充実

要支援者等に対して、訪問型サービス、通所型サービスのうち市が定めるサービスを提供します。

介護予防については、介護予防ケアマネジメントと連動した短期集中サービス（通所型サービスC）を利用して、短期間で機能を回復し、社会参加を促進することを目指し、地域の実情に即した多様なサービス提供体制の構築を目指します。

①訪問型サービスの充実

現行の訪問型サービスとして事業者指定によるサービス（訪問型独自サービス）を実施するとともに、多様なサービスとして緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）の充実、住民主体によるサービス（訪問型サービスB）、移動支援などの充実を図ります。

②通所型サービスの充実

現行の通所型サービスとして事業者指定によるサービス（通所型独自サービス）を実施するとともに、多様なサービスとして緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）の充実、短期集中サービス（通所型サービスC）などの充実を図ります。

③その他の生活支援サービスの充実

住民ボランティア等が行う見守り、訪問型、通所型に準じる自立支援に資する生活支援などを検討します。

④介護予防ケアマネジメントの充実

要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な助言を行います。

また、今後、件数の増加が予想される中で、要支援者等への支援内容の質の維持・向上を目指し、効率的なマネジメント業務に努めます。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体による訪問型サービスを実施している圏域	7圏域 (9団体)	増加	増加	増加
住民主体による通所型サービスを実施している圏域	—	1圏域以上	増加	増加
介護予防ケアマネジメント実施件数	3,291件	3,400件	3,500件	3,600件
介護支援専門員協議会による研修会の開催回数	9回 (事例検討会含む)	10回 (事例検討会含む)	10回 (事例検討会含む)	10回 (事例検討会含む)

(3) 生活支援体制整備事業の充実

①協議体^{※1}の運営の充実

第1層協議体の充実を図るとともに、各日常生活圏域内に介護予防・生活支援サービスに係る第2層協議体の充実を図り、市が主体となって、NPO法人、民間企業、ボランティアグループ、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う多様な関係団体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進します。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体による生活支援サービスを運営している圏域	7圏域	増加	増加	増加

(4) 地域密着型サービスの強化【新規】

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護の地域密着型サービスの基盤の強化に努めます。

また、埼玉県と連携を図りながら、特定の事前同意による広域利用等について検討していきます。

※1 「協議体」とは、介護保険法が定める生活支援体制整備事業に基づき設置するもので、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進するための取組です。協議体には市全域を対象とする第1層協議体と、日常生活圏域ごとに設置する第2層協議体があります。

(5) 介護に取り組む家族等（ケアラー）への支援の充実【新規】

働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられる社会を実現するため、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ります。また、地域包括支援センターや多機関・多職種の連携によって、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めます。

(6) 山間地域^{※1}の高齢者等がサービスを利用しやすい環境づくり

介護サービス事業者及び医療機関等の協力を得ながら、山間地域の高齢者等が医療・介護サービスを利用できるよう、サービス基盤強化について中長期的な視点から検討します。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
山間地域のサービス基盤の充足状況 （ケアマネジャー調査）	—	—	アンケート調査の実施	—

(7) 福祉人材の確保及び資質向上【新規】

ケアマネジャーを始めとする介護サービス等に携わる人材の確保や資質の向上を図るため、地域の関係機関等と連携し、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備やキャリアパスの支援等に努めるとともに、子育てを終えた経験者や他業種からの新規参入を促進します。

(8) 高齢者の安定的な居住への支援

地域包括ケアシステムの実現に向けては、それぞれの生活のニーズに合った住まいが確保されたうえで、医療・保健・介護などのサービスが提供されることが前提となります。

そのため、個人の持ち家等に加え、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給され、高齢者が地域社会に参加しながら生きがいある生活を営むことができる環境の整備を進めます。

① サービス付き高齢者向け住宅等の住み替えの場の充実

特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護など、介護保険サービス及び地域密着型サービスにおける居住系サービス基盤の充実に努めます。

※1 この計画において山間地域とは、南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、原市場地区及び名栗地区をいいます。

また、令和4年度末現在、住宅型有料老人ホームは1施設（定員9人）及びサービス付き高齢者向け住宅は2施設（定員計40人）が立地し、多様な介護ニーズの受け皿となっています。今後とも県及び関係各課との連携により、設置状況等必要な情報の把握を行いながら質の確保に努めます。

②入居しやすい賃貸住宅等の確保支援

居住支援法人制度や住宅確保要配慮者向け住宅登録制度（セーフティネット住宅）など、当該法人との連携等により制度の周知・啓発を図ります。

③空き家バンクの周知

高齢者の多様なニーズに対応するため、空き家バンクの登録情報を提供します。

④地域の一員として生活できるための支援

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に居住する高齢者が孤立することなく、地域に参加しながら生きがいのある生活を送れるようにするため、地域住民との関わりや地域活動への参加の促進に努めます。

基本目標5 社会参加、生きがいある地域づくりの推進

【基本的な考え方】

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、高齢者の社会活動や生涯学習活動について、生きがいづくり、仲間づくり、介護予防、健康づくりなど多様な視点からの取組が求められています。

また、高齢者が地域における住民同士の交流や、生活支援・見守りなど支え合い活動の担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に進める視点が大切です。

一方、定年制度や継続雇用制度など、高年齢者の雇用・就業機会が多様化する中、高年齢者の多様な雇用・就業ニーズに応えることが求められています。

(1) 生涯学習活動の推進

高齢者の地域活動や生涯学習活動が多様化する一方、活動団体の高齢化や担い手不足などが顕在化し大きな課題となっており、多様な学習、活動機会の提供のほか、積極的な情報発信などにより、参加者、担い手の増加や多世代間の交流などを推進します。また、老人福祉センターにおける自主的活動のサークル化や地区行政センター（公民館）との連携などを推進します。

(2) 地域活動・地域交流の支援

福祉センター等を拠点とした活動、サークル化支援を行います。

また、各地区における住民支え合い活動や地域福祉推進組織、地域サークル活動などについても担い手の高齢化などの課題を抱えており、活動の維持・充実を図るため、活動や情報発信への支援、世代間交流などを促進します。

(3) 多様な活動の促進

老人福祉センターでは、カーレットやフォークダンス、スマートフォンなど自主的な活動のサークル化が図られています。また、脳トレなど独自の取組を行っている地域団体などもあります。そのようなことを踏まえ、eスポーツをはじめ、多様なコンテンツの活用について、その在り方や導入方法などについて、社会福祉協議会をはじめ関係機関等と検討します。

(4) 地域の状況に応じた移動手段の確保

外出困難な高齢者が利用できる外出支援の仕組みづくりや、地域の状況に応じた多様な移動手段の育成・確保を図ります。

(5) 就労支援

高齢者のそれぞれの意欲や希望に合わせた働き方を支援するため、労働相談、内職紹介、合同就職説明会などの就労支援を実施します。また、埼玉県をはじめとした就労支援事業について、情報発信など利用促進を図ります。

(6) 飯能市シルバー人材センターの運営支援

飯能市シルバー人材センターへ補助金の交付など運営支援を行うほか、会員の増強、会員の就業機会の拡充などシルバー人材センターの取組を支援します。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	477人	増加	増加	増加

基本目標6 権利擁護施策の推進

【基本的な考え方】

単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加する中、すべての人がそれぞれの権利を適切に行使し、また、虐待や犯罪などの侵害から保護され、その人らしく尊厳をもって（自由と生存を尊重され）生活できる地域社会をつくるために、権利擁護施策を推進することが求められます。

権利擁護の重要な手段である成年後見制度の更なる利用促進を図るとともに、高齢者虐待や様々な困難を抱えた高齢者への支援を適切に推進します。

(1) 権利擁護に関する相談窓口の周知と充実

成年後見制度について、「飯能市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見支援センターを設置しました。その必要性や制度内容など、市民への周知啓発や利用促進、相談窓口の機能強化に努めます。

また、成年後見支援センター機能拡充や権利擁護のための地域連携ネットワークの構築などに努めます。

飯能市社会福祉協議会が実施している法人後見受任業務や日常生活自立支援事業^{※1}、市民後見人の養成などとの連携強化、活動支援を推進します。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度の認知度 （ニーズ調査）	38.8%	—	50%	—
成年後見制度の利用・ 相談窓口の認知度 （ニーズ調査）	24.0%	—	30%	—
市民後見人の認知度 （ニーズ調査）	16.8%	—	25%	—
成年後見制度の法人後見 受任件数	19件	増加	増加	増加
市民後見人の登録者数	42人	—	—	増加

※1 「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

(2) 虐待等への適切な対応

高齢者虐待については、高齢者虐待対応マニュアルに基づき、地域包括支援センターをはじめ関係機関と連携し迅速、適切に対応するとともに、養護者支援にも取り組みます。

また、複雑、困難な生活上の課題を抱えた高齢者や複合的な課題のある世帯などについても、関係機関の連携により適切に対応します。

(3) 消費者被害等防止対策の推進

高齢者が、消費者被害等に巻き込まれないよう、専門職研修を充実し、地域包括支援センター等相談支援機関からの普及啓発を行うとともに、発生時に迅速、適切な対応を図るため、関係機関の連携を強化します。

基本目標7 防災及び感染症対策の推進

【基本的な考え方】

近年の気候変動が及ぼす影響として、台風や短時間強雨による河川の洪水、土砂災害等の懸念が高まっています。支援を要する高齢者等が安心して生活できる地域をつくるため、日頃から災害発生時の避難行動に関する支援体制の強化が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期に、介護サービスの提供が抑制された経験を踏まえ、感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービス事業所や住民と連携し、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する必要があります。

(1) 災害発生時の避難行動に関する支援体制の強化

災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、防災部局と連携しながら災害時要援護者リストの活用や個別に支援が必要な人への支援体制の強化を図ります。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターにおける災害時対応マニュアルの活用	—	見直し・拡充	見直し・拡充	見直し・拡充

(2) 事業所における災害に対する備えの促進

介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認します。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促進します。

(3) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、住民主体による通いの場の運営や介護予防活動に制限が生じていたことから、感染拡大防止対策を踏まえた方法による活動の充実を図ります。

また、介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を促進します。

(4) 福祉避難所の充実【新規】

関係機関と福祉避難所との連携の強化により、開設訓練等の実施を促進します。

【取組指標】

指標名	実績値	目標値（第9期計画期間）		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開設訓練等	－	1か所	1か所	1か所

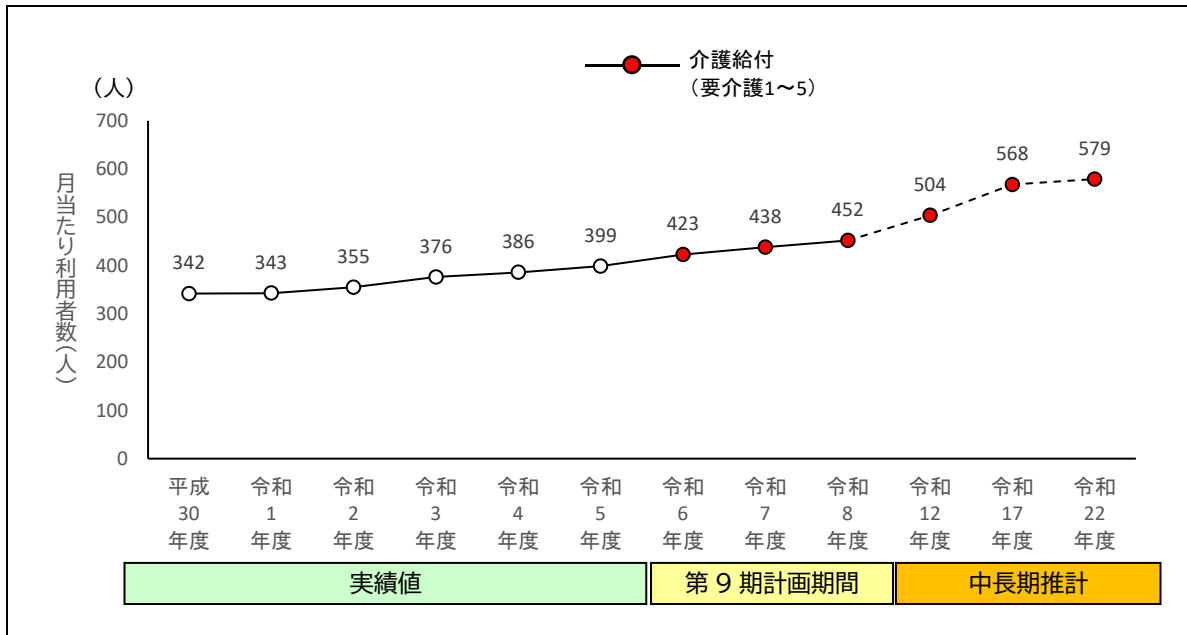
第5章 サービスの見込量及び確保策

第1節 介護給付費等対象サービスの見込量と確保策

1 居宅サービスの見込量

(1) 訪問介護

○訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事、入浴、排泄などの身体介護や掃除、洗濯などの生活援助を行うサービスです。



(単位：人)

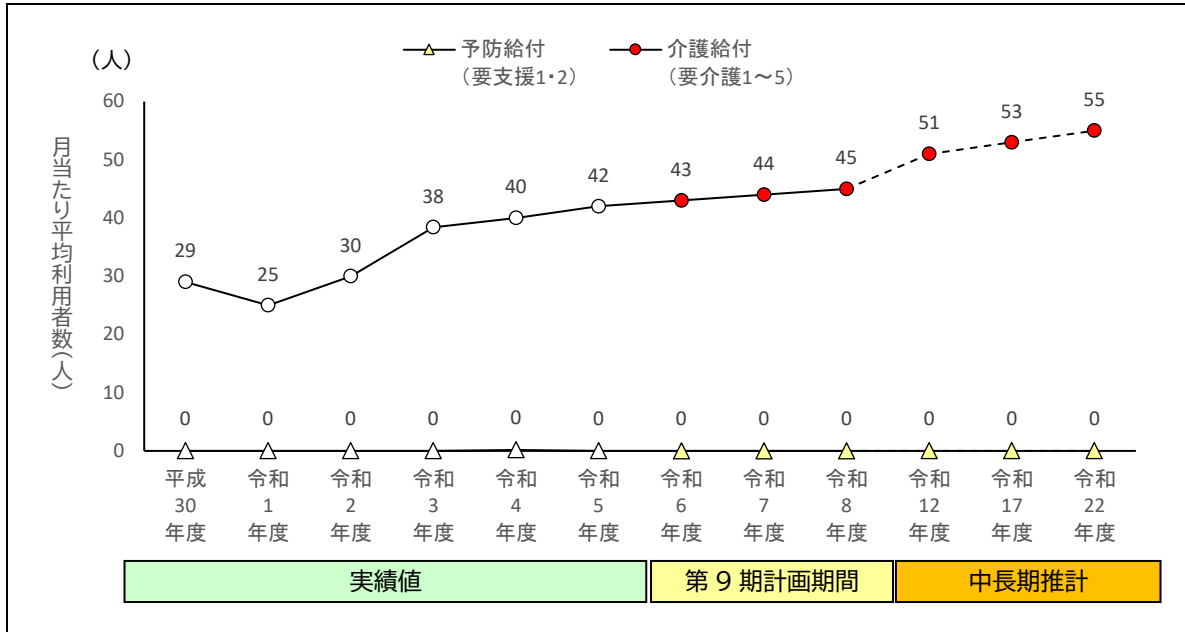
区分	実績値					第9期計画期間			中長期推計			
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付(要介護1~5)	342	343	355	376	386	399	423	438	452	504	568	579

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(2) 訪問入浴介護

○訪問入浴介護は、介護職員及び看護師等が訪問入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

○予防給付については、利用実績がほとんどないことから、今後の推計でも見込んでいません。



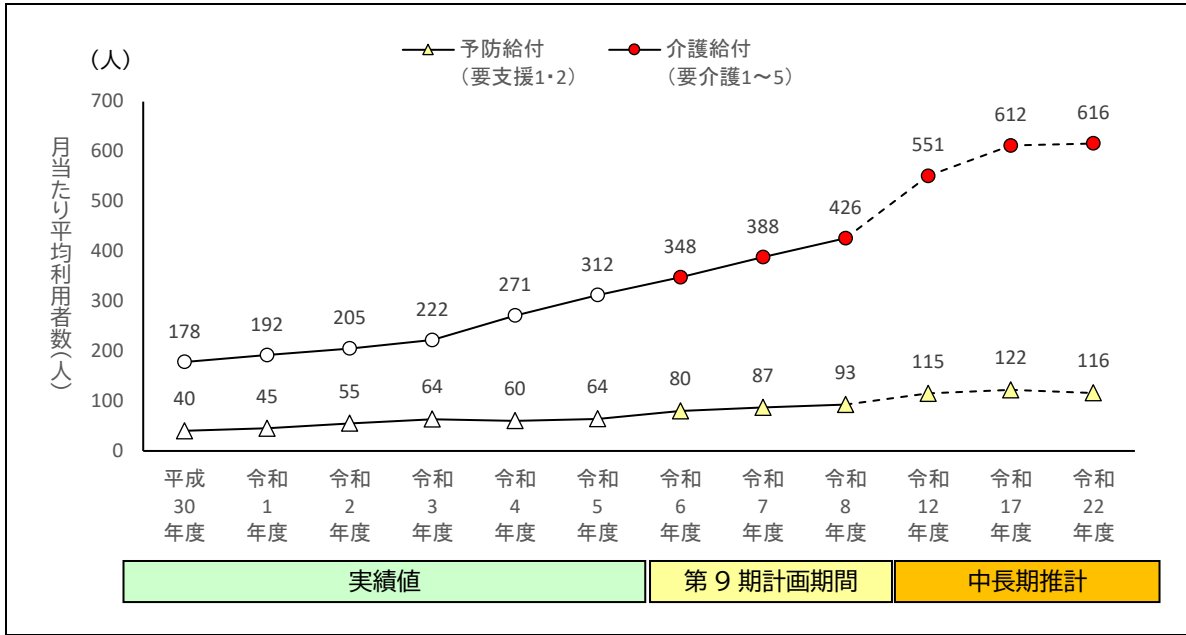
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1~5)	29	25	30	38	40	42	43	44	45	51	53	55

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(3) 訪問看護

- 訪問看護は、医療機関や訪問看護ステーションの看護師や保健師等が居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の支援や診療の補助を行うサービスであり、地域包括ケアシステムの中で、在宅医療・介護連携の重要な担い手となり得るものと考えられます。
- 地域包括ケアシステムに不可欠な医療・リハビリテーション系サービスとして、今後、在宅生活を支えるサービスの1つとして、需要は高まっていくものと予想されます。



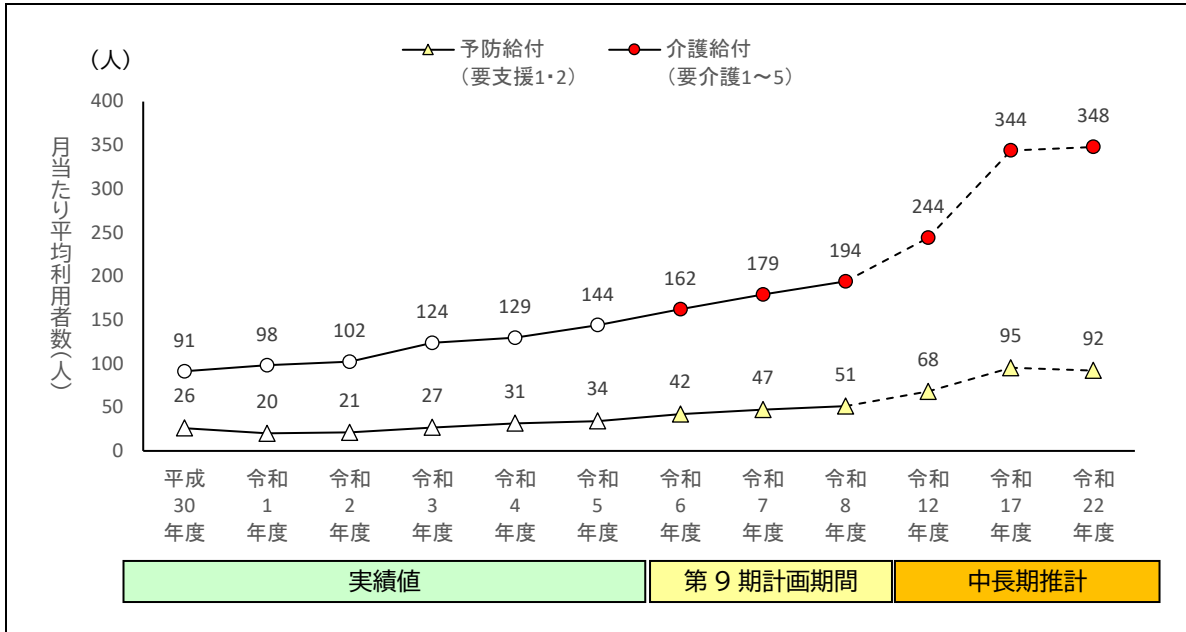
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	40	45	55	64	60	64	80	87	93	115	122	116
介護給付 (要介護1~5)	178	192	205	222	271	312	348	388	426	551	612	616

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(4) 訪問リハビリテーション

- 訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、機能訓練を行うサービスです。
- 地域包括ケアシステムに不可欠な医療・リハビリテーション系サービスとして、今後、在宅生活を支えるサービスの1つとして、需要は高まっていくものと予想されます。



(単位：人)

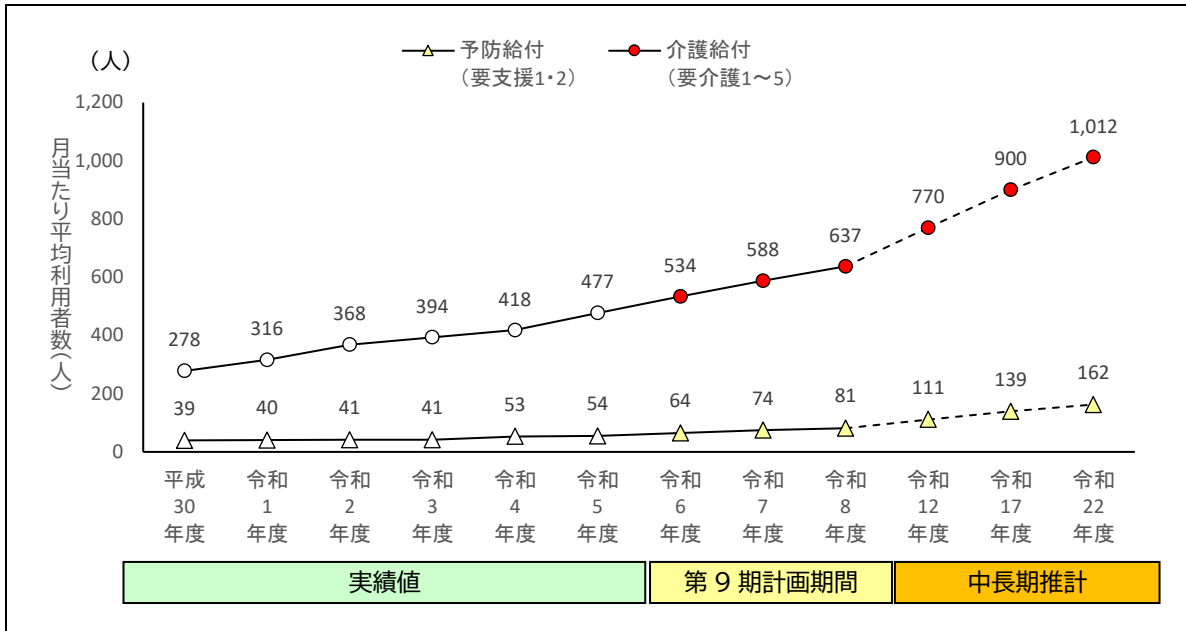
区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	26	20	21	27	31	34	42	47	51	68	95	92
介護給付 (要介護1~5)	91	98	102	124	129	144	162	179	194	244	344	348

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(5) 居宅療養管理指導

○居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

○今後も在宅医療を支えるサービスとして需要の増加が見込まれます。



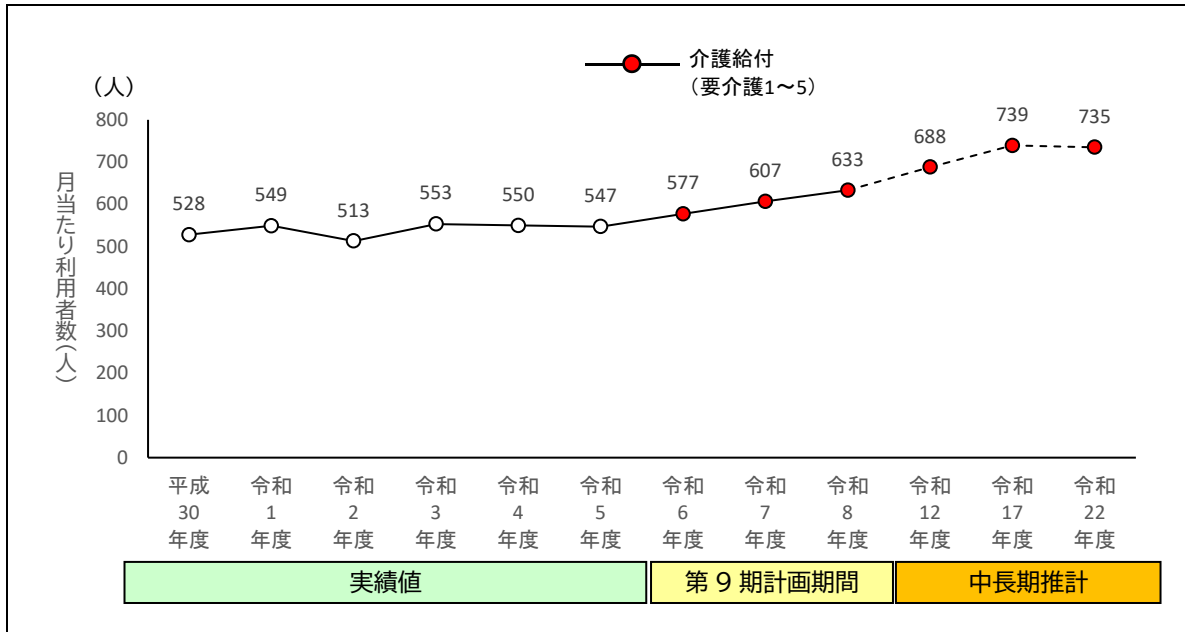
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	39	40	41	41	53	54	64	74	81	111	139	162
介護給付 (要介護1~5)	278	316	368	394	418	477	534	588	637	770	900	1,012

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(6) 通所介護

○通所介護は、デイサービスセンターにおいて食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。



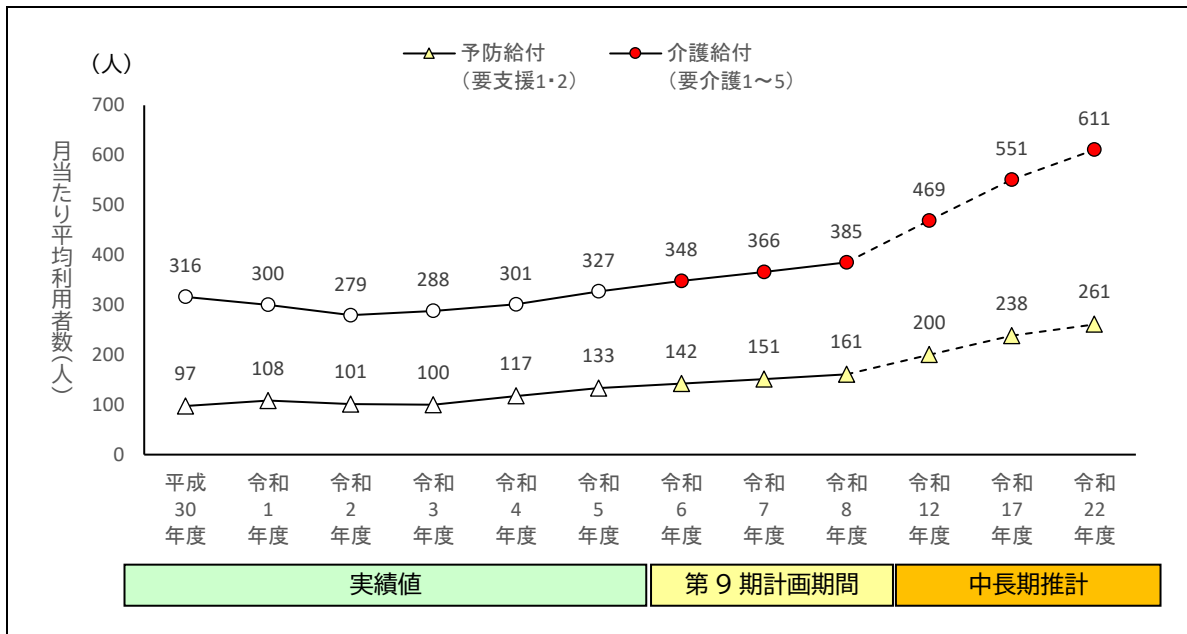
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付(要介護1~5)	528	549	513	553	550	547	577	607	633	688	739	735

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(7) 通所リハビリテーション

○通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療機関などにおいて、理学療法士や作業療法士等によるリハビリテーションを提供するサービスです。



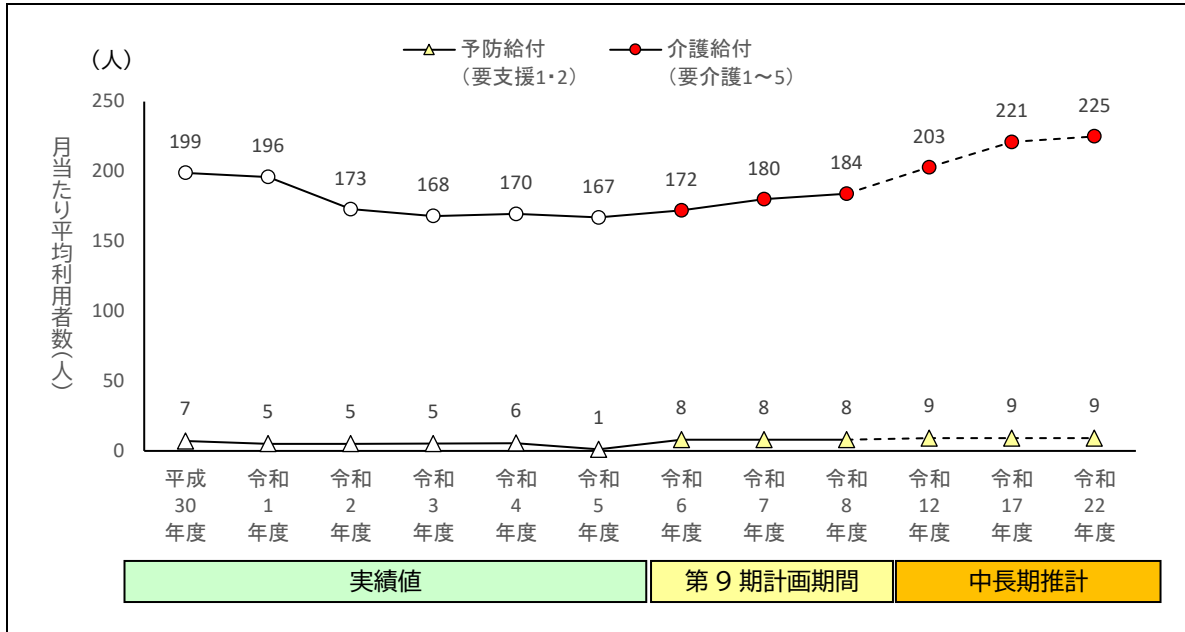
(単位:人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	97	108	101	100	117	133	142	151	161	200	238	261
介護給付 (要介護1~5)	316	300	279	288	301	327	348	366	385	469	551	611

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(8) 短期入所生活介護

○短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスであり、介護者の介護負担の軽減を図るための計画的利用のほか、介護者の急病などで一時的に在宅生活に支障が出たときにも利用できます。



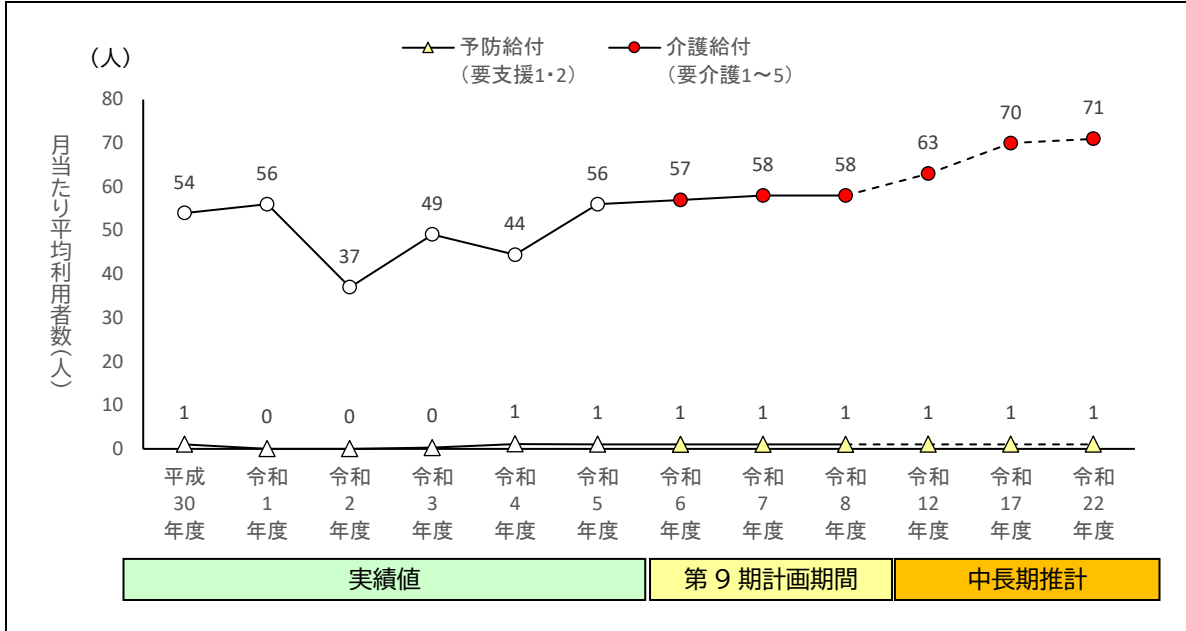
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付(要支援1・2)	7	5	5	5	6	1	8	8	8	9	9	9
介護給付(要介護1~5)	199	196	173	168	170	167	172	180	184	203	221	225

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(9) 短期入所療養介護

○短期入所療養介護は、介護老人保健施設等に短期間入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。



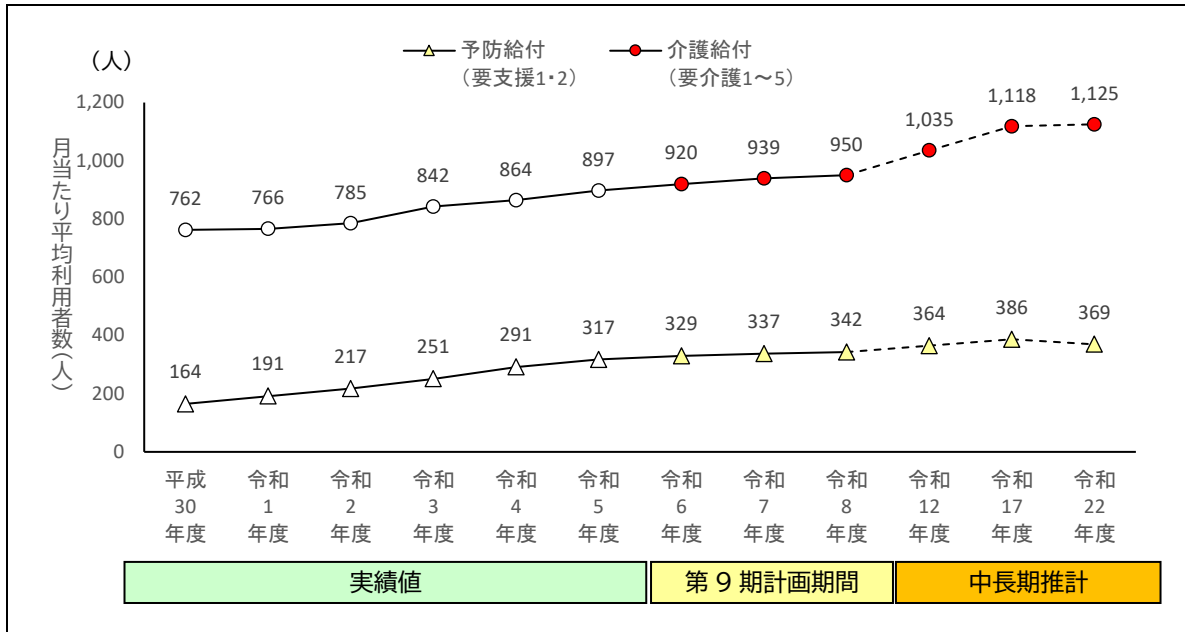
(単位：人)

区分	実績値					第9期計画期間			中長期推計			
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付(要支援1・2)	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
介護給付(要介護1~5)	54	56	37	49	44	56	57	58	58	63	70	71

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(10) 福祉用具貸与

○福祉用具貸与は、日常生活の自立を支援するため、特殊寝台や車いす、歩行器などを貸与するサービスです。



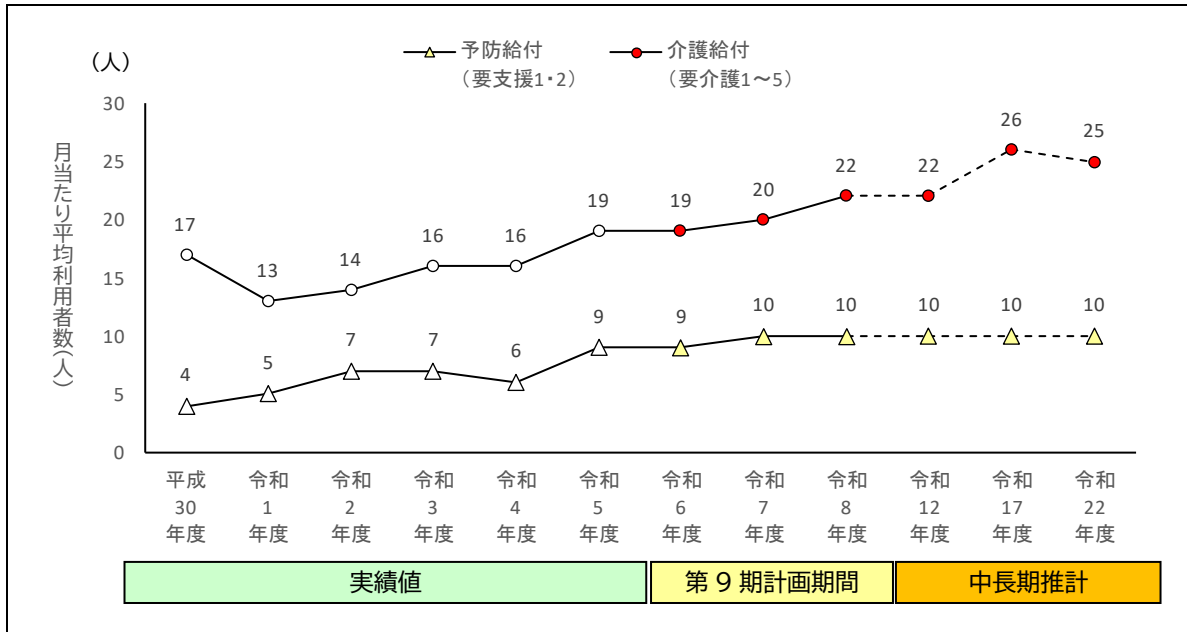
(単位：人)

区分	実績値					第9期計画期間			中長期推計			
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付(要支援1・2)	164	191	217	251	291	317	329	337	342	364	386	369
介護給付(要介護1~5)	762	766	785	842	864	897	920	939	950	1,035	1,118	1,125

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(11) 特定福祉用具購入費の支給

○特定福祉用具購入費の支給は、日常生活の自立を支援するため、特殊尿器や入浴補助用具等を購入する際の費用の一定割合を支給するサービスです。



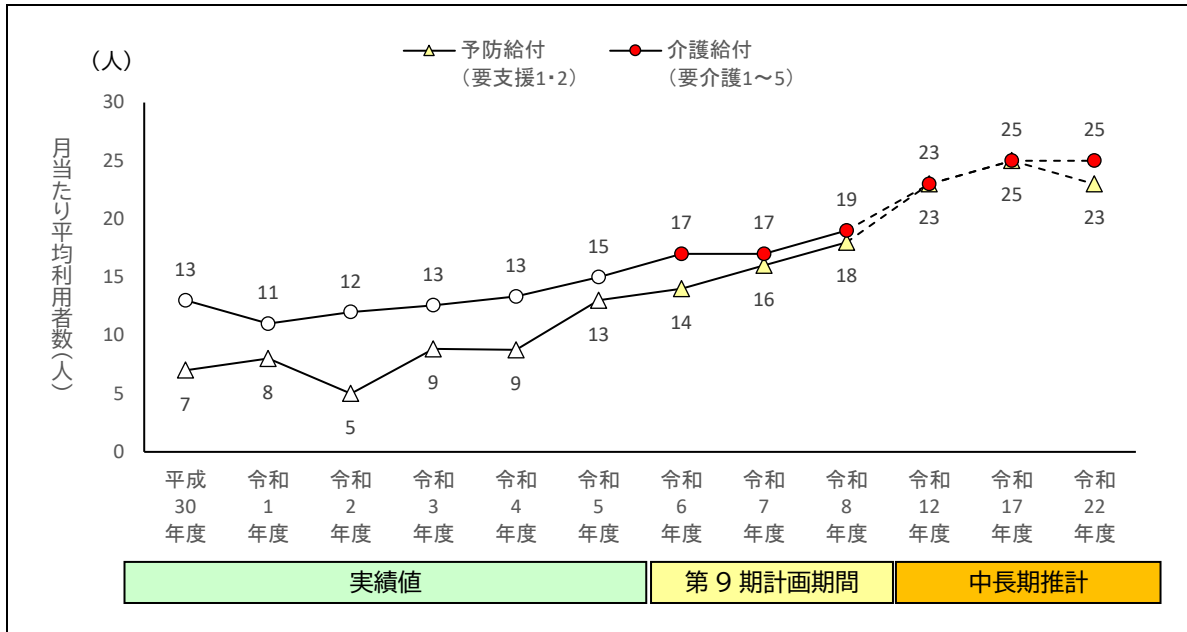
(単位：人)

区分	実績値					第9期計画期間			中長期推計			
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	4	5	7	7	6	9	9	10	10	10	10	10
介護給付 (要介護1~5)	17	13	14	16	16	19	19	20	22	22	26	25

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(12) 住宅改修費の支給

○住宅改修費の支給は、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行う際の費用の一定割合を支給するサービスです。



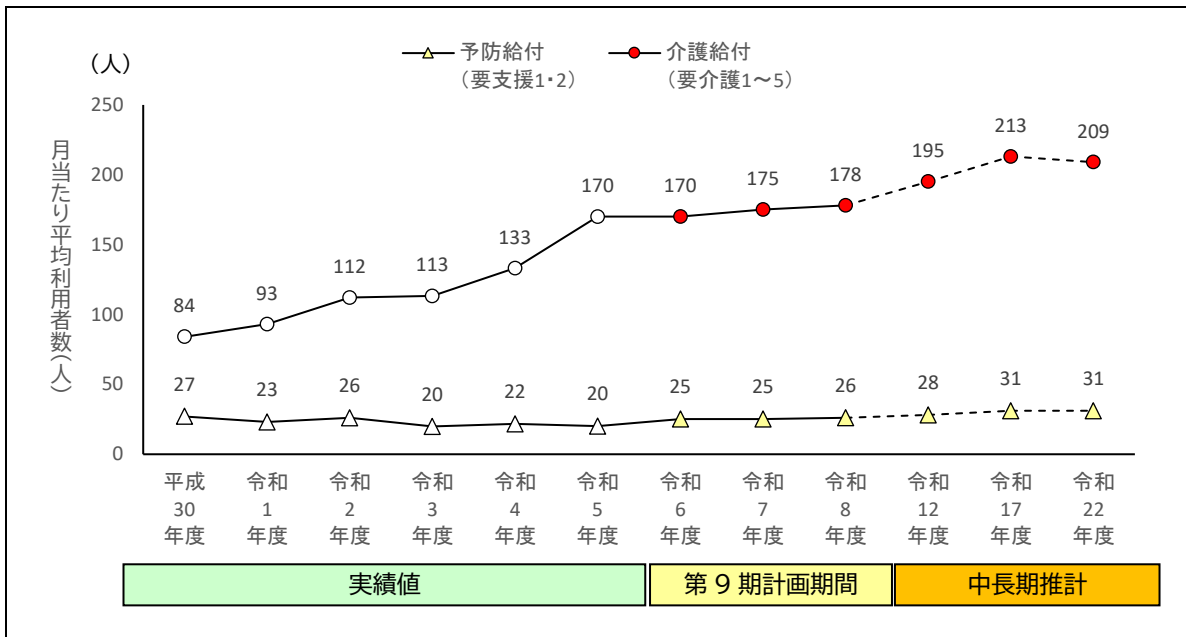
(単位：人)

区分	実績値					第9期計画期間			中長期推計			
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	7	8	5	9	9	13	14	16	18	23	25	23
介護給付 (要介護1~5)	13	11	12	13	13	15	17	17	19	23	25	25

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(13) 特定施設入居者生活介護

○特定施設入居者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。令和5年度末現在、市内には特定施設の指定を受けた施設が4施設あり、住所地特例^{※1}対象施設でもあります。



(単位：人)

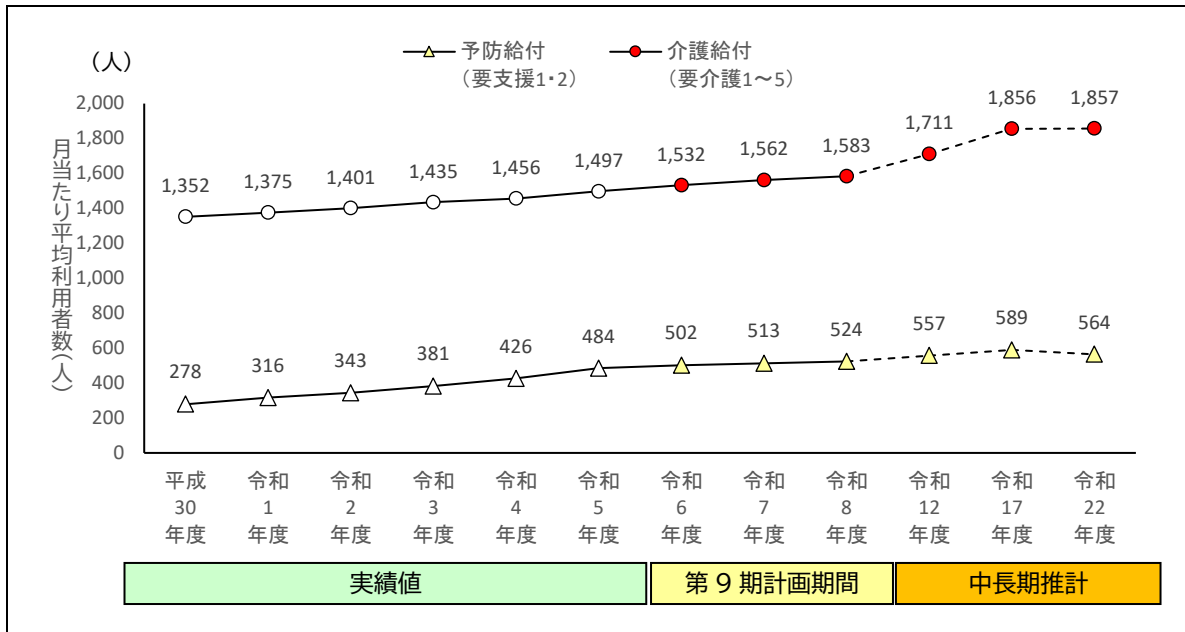
区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	27	23	26	20	22	20	25	25	26	28	31	31
介護給付 (要介護1~5)	84	93	112	113	133	170	170	175	178	195	213	209

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

※1 「住所地特例」とは、施設などが多く整備されている市町村の負担を考慮して、介護保険施設や有料老人ホームなどに転居した場合でも、前住所地の保険者が保険給付を行う措置のことです。

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

- 要支援・要介護認定者が居宅サービスなどを適切に利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。
- インフォーマルサービス^{※1}を含めたケアプランが作成されるよう、質の維持・向上に努めます。



(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付(要支援1・2)	278	316	343	381	426	484	502	513	524	557	589	564
介護給付(要介護1~5)	1,352	1,375	1,401	1,435	1,456	1,497	1,532	1,562	1,583	1,711	1,856	1,857

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

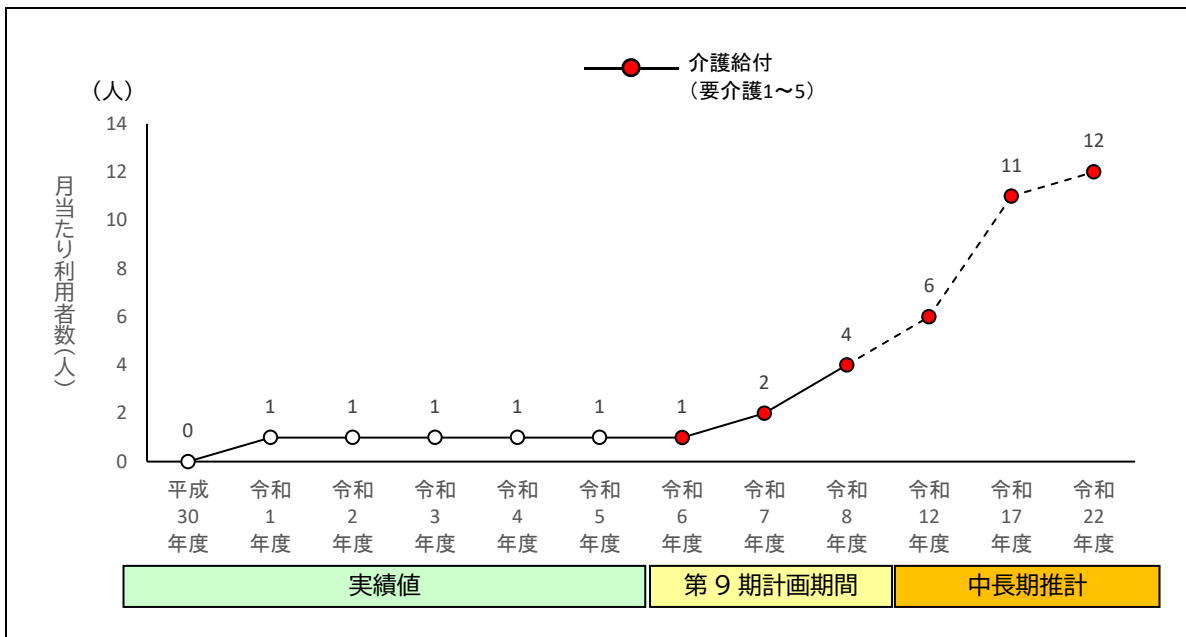
^{※1} 「インフォーマルサービス」とは、公的機関や介護保険などの制度に基づく、いわゆるフォーマルサービス以外のサービスのことで、ボランティアや地域の支え合いなどの制度に基づかない援助のことをいいます。

2 地域密着型サービスの見込量

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが連携しながら、定期的巡回訪問と緊急時等の随時訪問を行うサービスです。

○現在、市内に事業所はありませんが、ケアマネジャーや実務担当者からは必要性が指摘されており、1か所以上の事業所の設置を目指します。



(単位：人)

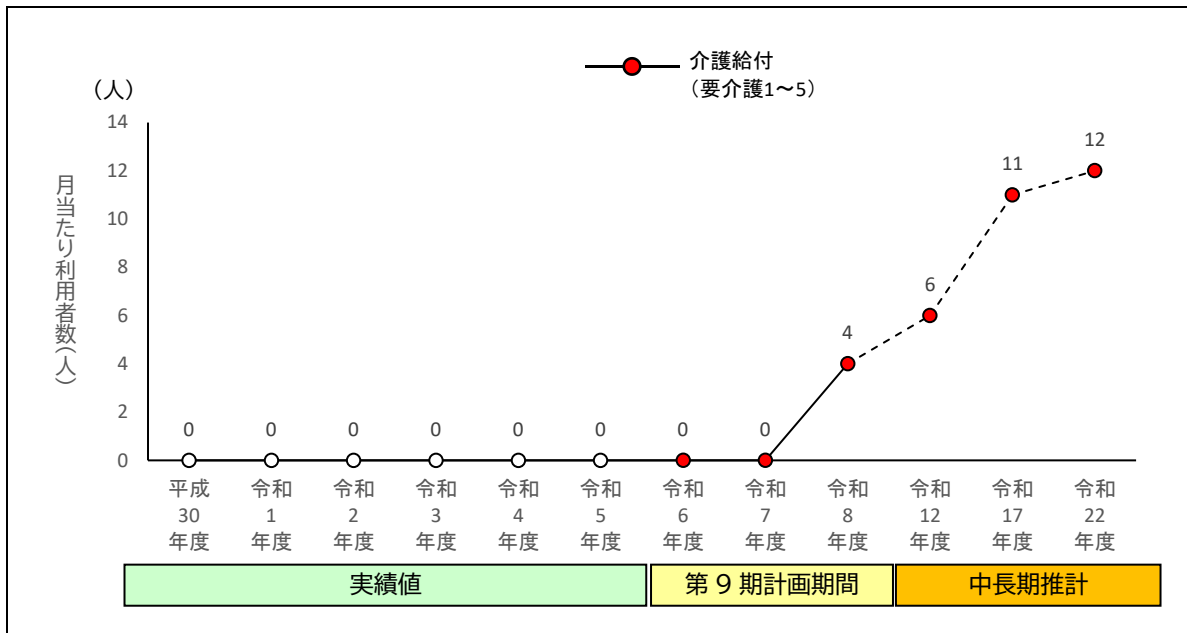
区分	実績値					第9期計画期間			中長期推計			
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付(要介護1~5)	0	1	1	1	1	1	1	2	4	6	11	12

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(2) 夜間対応型訪問介護

○夜間対応型訪問介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問します。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。

○今後、需要が高まることが見込まれることから、1か所以上の施設の設置を目指します。



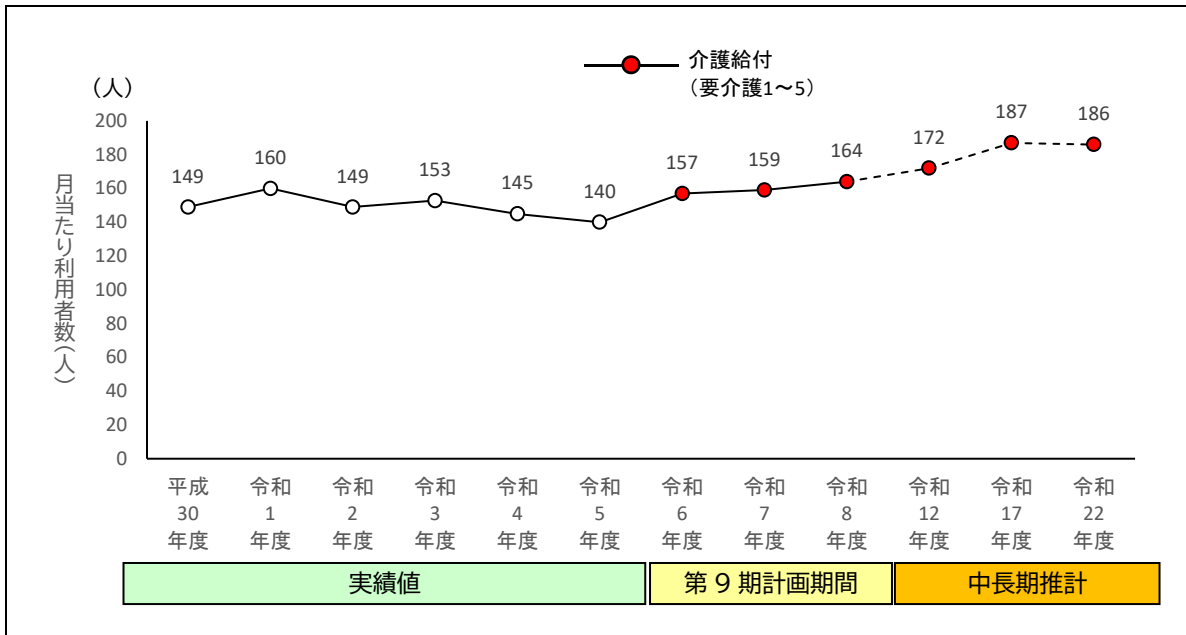
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付(要介護1~5)	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6	11	12

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(3) 地域密着型通所介護

- 地域密着型通所介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用定員19人未満のデイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供するサービスです。
- 令和5年度末現在、市内に7施設あり、要介護認定者数の増加に伴い、ニーズも増加していくこととが見込まれます。



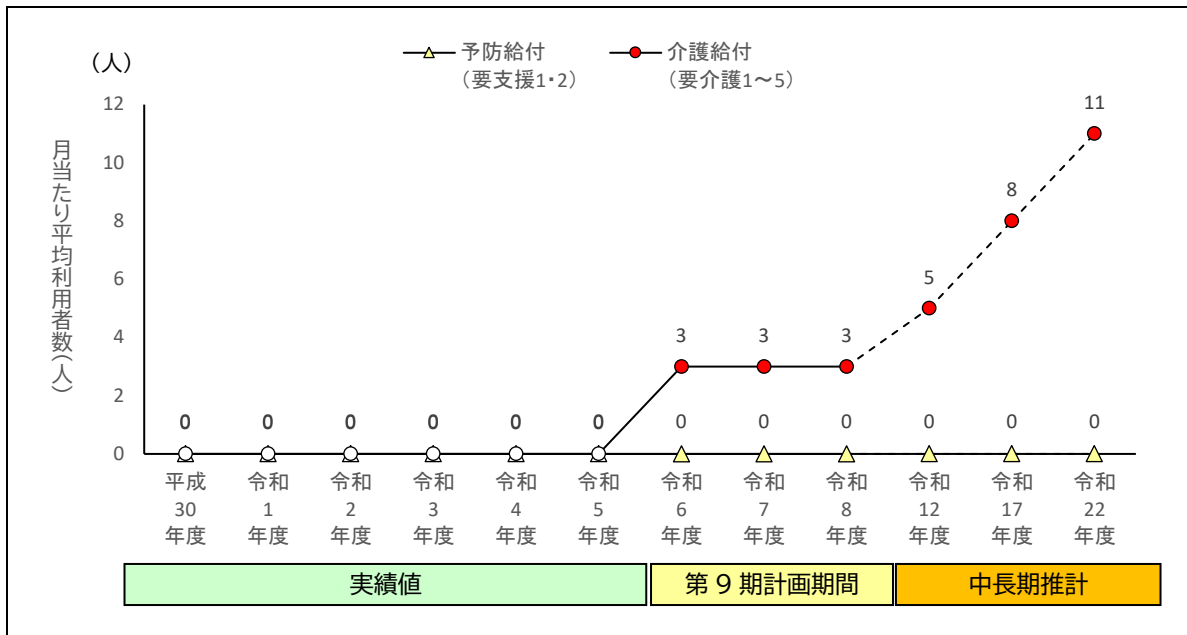
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付(要介護1~5)	149	160	149	153	145	140	157	159	164	172	187	186

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(4) 認知症対応型通所介護

- 認知症対応型通所介護は、認知症専用の通所介護施設において食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。
- 現在、市内に事業所はありませんが、ケアマネジャーや実務担当者からは必要性が指摘されており、1か所以上の事業所の設置を目指します。



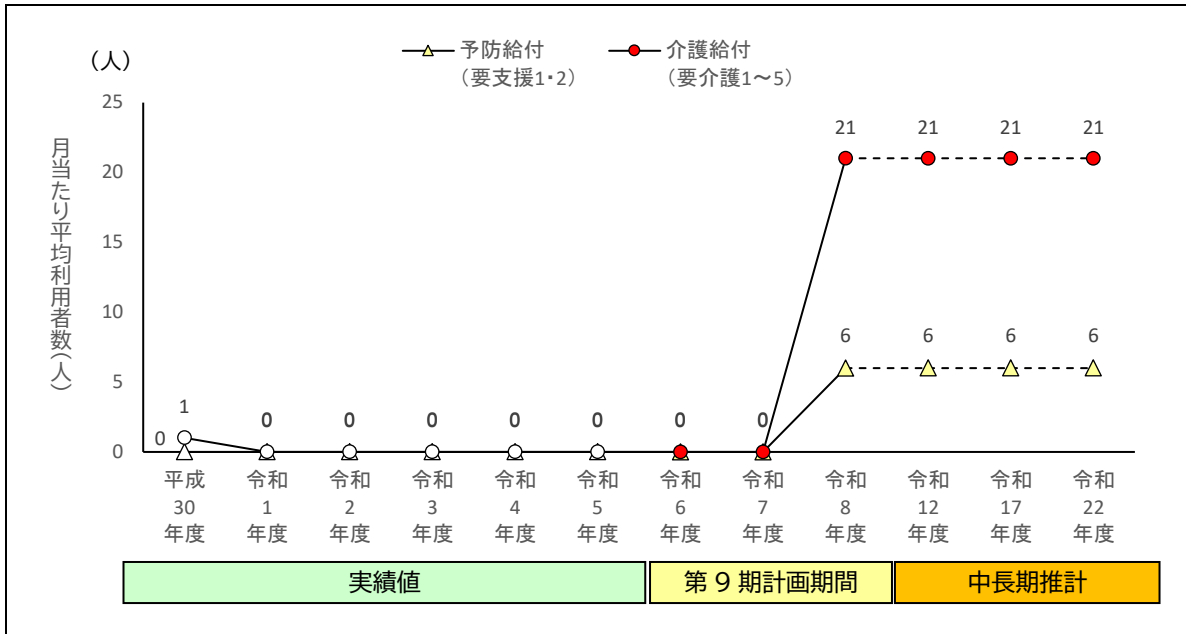
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1~5)	0	0	0	0	0	0	3	3	3	5	8	11

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(5) 小規模多機能型居宅介護

- 小規模多機能型居宅介護は、「通い（デイサービス）」を中心に、利用者の状況や希望に応じて「訪問（ホームヘルプ）」や「泊まり」を柔軟に組み合わせて提供するサービスです。
- 現在、市内に事業所はありませんが、ケアマネジャーや実務担当者からは必要性が指摘されており、1か所以上の事業所の設置を目指します。



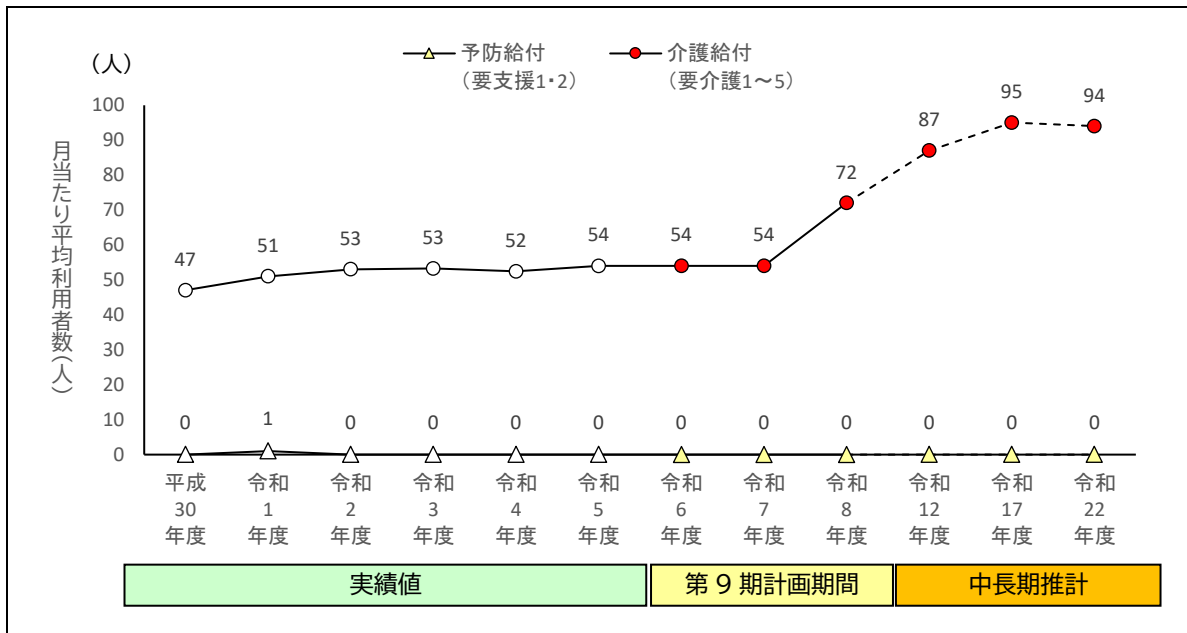
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
介護給付 (要介護1~5)	1	0	0	0	0	0	0	0	21	21	21	21

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(6) 認知症対応型共同生活介護

- 認知症対応型共同生活介護は、認知症の人が家庭的な雰囲気の中で共同生活をし、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 令和5年度末現在、市内には3施設54床（双柳1施設18床、加治2施設36床）が整備されていますが、これを超える利用が見込まれるため、必要に応じて整備を図るものとします。



(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付(要支援2)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付(要介護1~5)	47	51	53	53	52	54	54	54	72	87	95	94

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(7) その他のサービス

次のサービスは、需要の動向を踏まえながら整備を目指します。

①地域密着型特定施設入居者生活介護

○地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が30人未満の小規模な有料老人ホーム等に入居し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

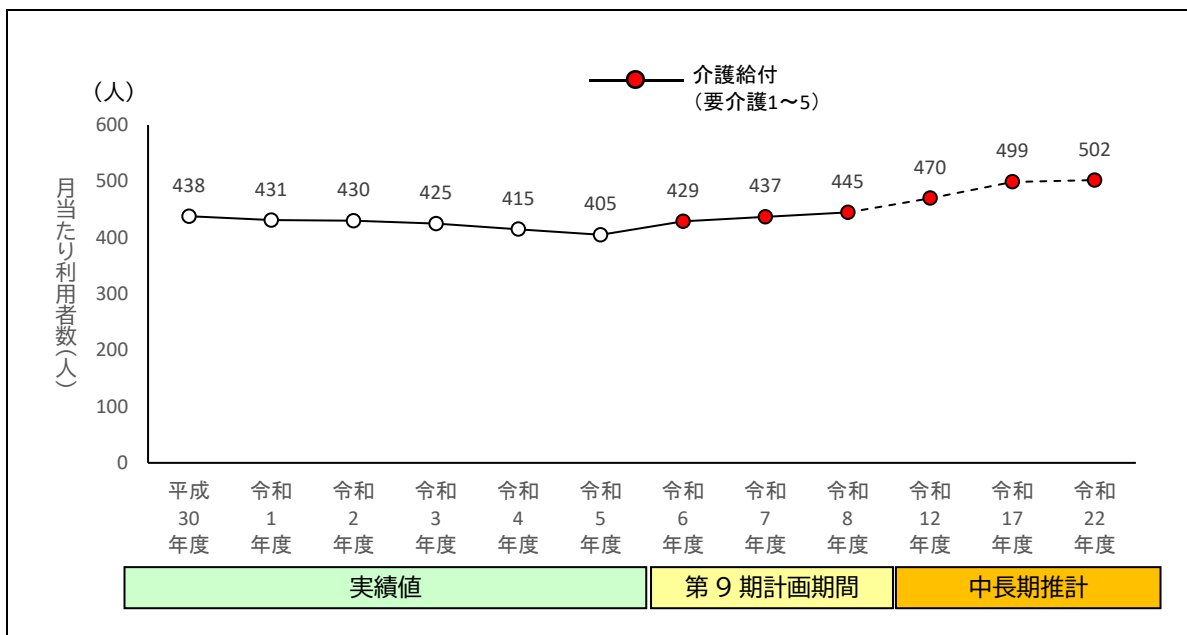
③看護小規模多機能型居宅介護

○看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて一体的に提供するサービスです。小規模多機能型居宅介護の設置状況により、必要に応じて整備していきます。

3 施設サービスの見込量

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 介護老人福祉施設は、要介護者（原則として要介護3以上）が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを提供する施設です。
- 令和5年度末現在の整備数は、4施設324床となっています。
- 介護福祉施設の待機者数の削減や、介護離職ゼロの推進が求められていることなどから、中長期的には施設整備は必要となります。地域密着型サービスの状況等を勘案しながら、必要に応じて整備を検討します。



(単位：人)

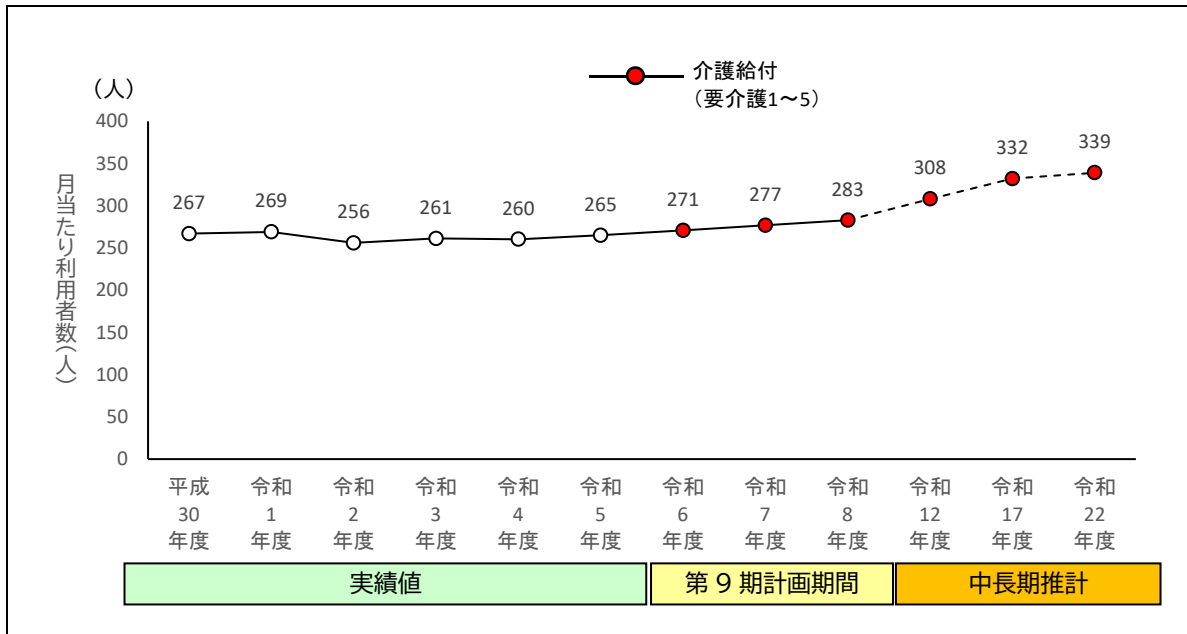
区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付(要介護1~5)	438	431	430	425	415	405	429	437	445	470	499	502

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(2) 介護老人保健施設

○介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者が入所し、医学的管理下における介護や看護、機能訓練及び日常生活の支援などを提供する施設です。

○令和5年度末現在の整備数は、3施設207床となっています。



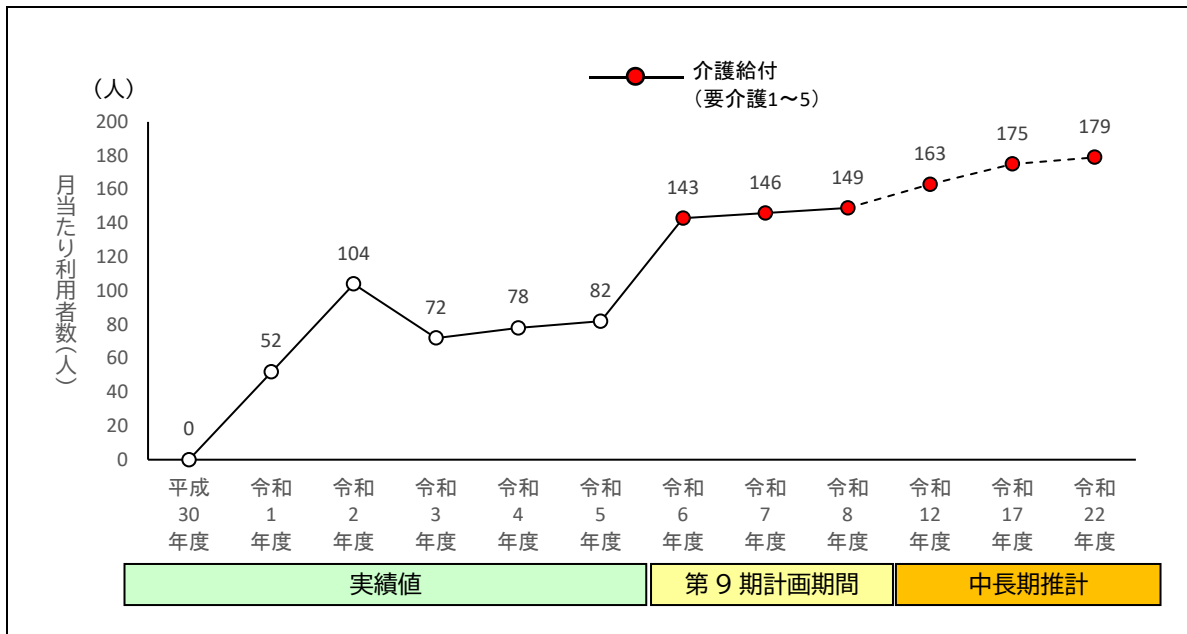
(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付(要介護1~5)	267	269	256	261	260	265	271	277	283	308	332	339

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

(3) 介護医療院

- 介護医療院とは、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度要介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設のことです。
- 令和5年度末現在の整備数は、2施設314床となっています（年度末に介護療養型医療施設から転換される120床を含む）。



(単位：人)

区分	実績値						第9期計画期間			中長期推計		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付(要介護1~5)	0	52	104	72	78	82	143	146	149	163	175	179

※人数は月当たり平均利用者数、令和5年度は見込値

4 介護給付費等対象サービスの見込量のまとめ

(1) 予防給付（要支援1・2）

①介護予防サービス

単位：給付費（千円）、回数（回）、日数（日）、人数（人）

区 分		第9期計画期間			中長期推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	21,821	23,635	25,116	32,567	31,015
	回数	378.4	410.1	436.7	568.6	541.2
	人数	80	87	93	122	116
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	13,590	15,252	16,546	30,891	29,911
	回数	396.5	444.6	482.3	900.9	872.3
	人数	42	47	51	95	92
介護予防居宅療養管理指導	給付費	9,310	10,765	11,785	20,260	23,628
	人数	64	74	81	139	162
介護予防通所リハビリテーション	給付費	59,403	62,717	66,239	93,563	100,746
	人数	142	151	161	238	261
介護予防短期入所生活介護	給付費	5,101	5,108	5,108	5,885	5,885
	日数	61.6	61.6	61.6	70.2	70.2
	人数	8	8	8	9	9
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費	522	523	523	523	523
	日数	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
	人数	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	25,497	26,118	26,504	29,926	28,631
	人数	329	337	342	386	369
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	2,496	2,803	2,803	2,803	2,803
	人数	9	10	10	10	10
介護予防住宅改修	給付費	15,325	17,488	19,651	27,314	25,150
	人数	14	16	18	25	23
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	25,632	25,664	26,860	31,899	31,899
	人数	25	25	26	31	31

②地域密着型介護予防サービス

単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）

区 分		第9期計画期間			中長期推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	6,195	6,195	6,195
	人数	0	0	6	6	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

③介護予防支援

単位：給付費（千円）、人数（人）

区 分		第9期計画期間			中長期推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
介護予防支援	給付費	29,978	30,674	31,331	35,218	33,722
	人数	502	513	524	589	564

④給付費のまとめ

単位：千円

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
予防給付費	208,675	220,747	238,661	317,044	320,108

※表中単位未満四捨五入で表示しているため、合計値が合わない場合があります。

(2) 介護給付 (要介護1~5)

①居宅サービス

単位：給付費(千円)、回数(回)、日数(日)、人数(人)

区 分		第9期計画期間			中長期推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
訪問介護	給付費	245,760	253,972	259,835	332,423	345,877
	回数	6,176.1	6,372.9	6,519.4	8,366.0	8,712.6
	人数	423	438	452	568	579
訪問入浴介護	給付費	31,406	32,195	32,923	38,685	40,141
	回数	209.3	214.3	219.1	257.5	267.1
	人数	43	44	45	53	55
訪問看護	給付費	186,456	207,931	228,088	327,572	330,609
	回数	2,802.1	3,121.8	3,424.6	4,912.2	4,949.3
	人数	348	388	426	612	616
訪問リハビリテーション	給付費	69,026	76,146	82,610	145,022	147,230
	回数	1,972.3	2,174.0	2,356.5	4,148.1	4,211.3
	人数	162	179	194	344	348
居宅療養管理指導	給付費	91,311	100,591	108,763	155,666	175,486
	人数	534	588	637	900	1,012
通所介護	給付費	587,846	618,730	642,737	752,316	749,885
	回数	6,343.9	6,669.6	6,941.9	8,114.4	8,078.6
	人数	577	607	633	739	735
通所リハビリテーション	給付費	270,645	283,601	296,604	414,950	456,336
	回数	2,685.6	2,815.0	2,950.4	4,166.0	4,586.9
	人数	348	366	385	551	611
短期入所生活介護	給付費	307,142	323,300	328,292	395,354	405,932
	日数	2,948.7	3,098.6	3,151.8	3,795.6	3,889.3
	人数	172	180	184	221	225
短期入所療養介護(老健)	給付費	77,329	78,405	77,961	95,052	97,244
	日数	556.6	564.4	561.7	683.5	697.7
	人数	57	58	58	70	71
短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	154,984	158,114	159,874	189,388	192,278
	人数	920	939	950	1,118	1,125
特定福祉用具購入費	給付費	6,009	6,325	6,937	8,205	7,899
	人数	19	20	22	26	25
住宅改修費	給付費	16,100	16,317	18,263	24,317	24,317
	人数	17	17	19	25	25
特定施設入居者生活介護	給付費	406,224	418,446	426,394	510,459	500,294
	人数	170	175	178	213	209

②地域密着型サービス

単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）

区 分	第9期計画期間			中長期推計		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	2,135	4,275	8,550	23,512	25,650
	人数	1	2	4	11	12
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	4	11	12
地域密着型通所介護	給付費	171,752	173,768	179,775	203,808	204,230
	回数	1,725.2	1,744.8	1,802.2	2,045.4	2,043.6
	人数	157	159	164	187	186
認知症対応型通所介護	給付費	3,928	3,933	3,933	10,776	14,709
	回数	31.0	31.0	31.0	84.0	115.0
	人数	3	3	3	8	11
小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	48,359	48,359	48,359
	人数	0	0	21	21	21
認知症対応型共同生活 介護	給付費	173,800	174,020	232,075	306,432	303,371
	人数	54	54	72	95	94
地域密着型特定施設入 居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居 宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

③施設サービス

単位：給付費（千円）、人数（人）

区 分	第9期計画期間			中長期推計		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度	
介護老人福祉施設	給付費	1,418,860	1,446,918	1,473,558	1,651,519	1,661,492
	人数	429	437	445	499	502
介護老人保健施設	給付費	928,373	949,901	970,506	1,138,229	1,162,061
	人数	271	277	283	332	339
介護医療院	給付費	650,673	664,947	683,075	797,842	816,337
	人数	143	146	149	175	179

④居宅介護支援

単位：給付費（千円）、人数（人）

区 分	第9期計画期間			中長期推計		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度	
居宅介護支援	給付費	283,125	289,034	292,415	343,861	345,017
	人数	1,532	1,562	1,583	1,856	1,857

⑤給付費のまとめ

単位：千円

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
介護給付費	6,082,884	6,280,869	6,561,527	7,913,747	8,054,754

(3) 予防給付費・介護給付費合計

〈給付区分別〉

単位：千円

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
予防給付費	208,675	220,747	238,661	317,044	320,108
介護給付費	6,082,884	6,280,869	6,561,527	7,913,747	8,054,754
計	6,291,559	6,501,616	6,800,188	8,230,791	8,374,862

〈サービス区分別〉

単位：千円

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
在宅サービス	2,687,997	2,821,720	2,987,720	3,794,411	3,899,408
居住系サービス	605,656	618,130	685,329	848,790	835,564
施設サービス	2,997,906	3,061,766	3,127,139	3,587,590	3,639,890
計	6,291,559	6,501,616	6,800,188	8,230,791	8,374,862

※表中単位未満四捨五入で表示しているため、合計値が合わない場合があります。

5 介護給付費等対象サービスの確保策

介護給付費等対象サービスについては、令和22年度を見据えた中・長期的な視点から、効率的なサービス提供や既存施設の有効活用等を含めた施設の整備に努めます。

(1) 日常生活圏域別の居宅サービス事業所、介護保険施設等の状況

単位：か所、()内は定員(人)

日常生活圏域		飯能中央	第二区	富士見	精明	双柳	加治東	加治	美杉台	南高麗	吾野	東吾野	原市場	名栗	計
居宅サービス	訪問介護	4	1	4		1		2						1	13
	訪問看護	4		2			1	1	2			1			11
	訪問リハビリテーション	1						1		1					3
	通所介護	5	1	1	1			3	1				1		13
	通所リハビリテーション	1						1		1		1			4
	短期入所施設 (生活介護・療養介護)	1	1	1	3			3		1	1	1		1	13
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	3			1				1				1	1	7
	認知症対応型共同生活介護					1 (18)		2 (36)							3 (54)
介護保険施設	特別養護老人ホーム		1 (50)		1 (112)						1 (62)			1 (100)	4 (324)
	介護老人保健施設							1 (98)		1 (80)		1 (29)			3 (207)
	介護医療院 (介護療養型医療施設含む)	1 (148)			1 (166)										2 (314)
居住系サービス	有料老人ホーム (特定施設)	1 (75)				1 (57)									2 (132)
	有料老人ホーム								1 (9)						1 (9)
	サービス付き高齢者 向け住宅(特定施設)	1 (45)				1 (60)									2 (105)
	サービス付き高齢者 向け住宅	1 (12)											1 (28)		2 (40)
居宅介護支援		3	1	4	1			3	2			1	1	1	17

令和6年3月末現在(休止中を除く)

(2) 介護サービス等の確保

① 居宅サービス

住み慣れた地域で介護を受けられるよう、事業者等と連携して必要なサービス量の確保、充実に努めます。

ケアマネジャー調査の結果や実務担当者会議からは、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの充足状況及び山間地域のサービス提供が課題として指摘されており、今後、自立支援と重度化防止を進めるため、在宅医療と介護の連携強化のもとでこれらの課題を解決できるようサービスの参入を促進します。

② 地域密着型サービス

地域密着型サービスの新たな整備事業者の選定については、サービスの質の確保・向上を期待し、公平・公正に選定するため、原則として、公募により行います。

また、事業者の新規指定、指定更新に当たっては、サービスの適切な運営を確保するため、飯能市地域包括支援センター運営等協議会において、学識経験者や知識経験者等の意見を聴取するものとし、さらに、埼玉県と連携を図りながら、特定の事前同意による広域利用等について検討していきます。

第9期計画期間における整備目標は次のとおりです。

区 分	令和5年度	令和8年度
夜間対応型訪問介護	—	1事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	1事業所
(看護)小規模多機能型居宅介護	—	1事業所
認知症対応型通所介護	—	1事業所
認知症対応型共同生活介護	54床	72床

③ 居住系サービス

居住系サービスの基盤となる特定施設については、第8期計画期間において整備が進んだことから、第9期計画期間の整備目標は据え置きとします。

区 分	令和5年度	令和8年度
特定施設(介護専用型・混合型)	237床	237床

④ 施設サービス

施設サービスについては、介護療養型医療施設からの転換を考慮し、第9期計画では据え置きとします。

区 分	令和5年度	令和8年度
介護老人福祉施設	324床	324床
介護老人保健施設	207床	207床
介護医療院	314床※	314床

※令和6年3月末に介護療養型医療施設から介護医療院に転換する120床を含む。

(3) 介護保険サービスの質の向上

介護保険サービスの利用者が安心して適切なサービスを受けられるよう、事業者への支援や指導等の充実を通じて、サービスの質の維持・向上を図ります。

また、介護保険制度の周知や円滑な運営に努めます。

①サービス事業者等への支援

質の高いサービスが提供されるよう、サービス事業者への情報提供や資質向上のための研修機会を提供するとともに、サービス事業者からの相談等に随時対応し、資質の向上を支援します。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）同士の連携や知識、資質の向上を図るため、連絡会や研修会を開催します。

多問題ケースについては、地域包括支援センターにおける地域ケア会議を活用し、問題解決を図ります。

②サービス事業者への指導

市が指定する地域密着型サービス事業者等について、適切な運営や効果的なサービス提供がなされるよう、新規指定の一定期間経過後や指定更新の際など定期的に、又は必要に応じて運営指導を行います。

また、運営指導等の機会を捉えて、介護職員の職場環境を把握し、必要と判断される場合には処遇改善を求めます。

サービス利用者等からの相談・苦情等に対しては、県や国保連合会と連携しながら迅速な対応に努めます。

③介護保険制度等の周知

利用者が自らの選択により、適正なサービスを受けられるとともに、介護に取り組む家族等への支援を行うため、介護保険制度や介護保険サービスについての周知啓発、情報提供を引き続き実施します。

④介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の安定的な運営のために、上記の介護サービスの質の向上とともに、申請様式や手続に関する簡素化や標準化及びICT等の活用についての検討、要介護認定における適正化の推進及び実施体制の強化、保険者機能強化推進交付金・努力者支援交付金等の積極的な活用などを進めることで制度の円滑な運営に取り組んでいきます。

(4) 「介護離職ゼロ」に資するサービス確保の推進

働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるとともに、労働担当部局等と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を進めます。

家族の介護を理由とした離職を防止するために必要な介護サービスの確保を図るため、

介護離職の防止に有効なサービスを「介護離職ゼロサービス^{※1}」として位置づけ、必要整備量の確保を目指します。

■介護離職ゼロサービスのサービス見込量と必要整備量^{※2}

単位：人

区分	実績値	第9期計画期間		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績及びサービス見込量	1,012	1,093	1,116	1,184
必要整備量	—	1,117	1,140	1,210

(5) 介護給付等に要する費用の適正化

利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとしていくため、介護給付費適正化事業を実施します。

実施に当たっては、県との協議の上、以下の3事業を重点的に実施するほか、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の介護給付適正化システムにより作成される給付実績を活用して事業所のサービス提供等の状況を把握し、介護報酬請求の適正化を図るとともに適正なサービスが提供されるよう事業者への指導に努めます。

①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護・要支援認定における訪問調査について、事後点検を実施します。

②ケアプランの点検

介護サービスの質の向上のため、ケアプランについて市職員などによる確認を実施します。

確認の結果、必要と判断される場合には、事業者等への指導を行います。

また、住宅改修や福祉用具に係る支給の必要性と妥当性をより正確に判断するため、書類審査に加え、必要に応じて実地調査等を実施します。

③医療情報との突合・縦覧点検

国保連により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を実施します。

点検により、誤り又は不適正と認められる請求を発見した場合には、速やかに過誤調整の手続をするよう事業者へ指導します。

※1 「介護離職ゼロサービス」には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護が含まれます。

※2 「必要整備量」は、年度内の各月の利用者数において、最も利用が多い月が12か月続いた際にも対応できる水準として算出しています。

第2節 地域支援事業の見込量

(1) 地域支援事業の見込量

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」といいます。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

介護保険法の改正に基づき、要支援1及び2の方に対する訪問介護と通所介護は地域支援事業に移行され、介護予防・日常生活支援総合事業として実施されることになりました。

本市では、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、地域の実情に応じた柔軟かつ多様なサービスの基盤整備及び適切な単価の設定を推進し、高齢者の生きがいや活動にも焦点を当てた施策を展開しています。

また、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備など、多角的な事業内容である包括的支援事業についても、着実に地域に定着しています。今後も現状と課題を的確にとらえ、事業の評価等をしながら各施策の強化・推進を図ります。

介護保険給付・地域支援事業の全体像

【財源構成】 国：25% 都道府県：12.5% 市町村：12.5% 1号保険料：23% 2号保険料：27%	介護給付（要介護1～5）	
	予防給付（要支援1～2）	
	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業 （要支援1～2、それ以外の者） <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス（配食等） ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○ 一般介護予防事業
包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの運営 （介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実） ○ 在宅医療・介護連携推進事業 ○ 認知症総合支援事業 （認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等） ○ 生活支援体制整備事業 （コーディネーターの配置、協議体の設置 等） 		
任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費適正化事業 ○ 家族介護支援事業 ○ その他の事業 		
【財源構成】 国：38.5% 都道府県：19.25% 市町村：19.25% 1号保険料：23%		

出典：厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会（第92回）資料」（令和4年3月）

地域支援事業にかかる事業費の見込量は、次のとおりです。

介護予防・日常生活支援総合事業の費用額

単位：千円

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
訪問型サービスA※1	33,806	38,858	40,490	46,521	46,832
訪問型サービスB	1,651	1,898	1,978	2,272	2,288
通所型サービスA※2	91,489	105,160	109,577	125,898	126,739
通所型サービスC	15,169	17,436	18,168	20,874	21,014
介護予防ケアマネジメント	18,453	21,211	22,102	25,394	25,563
介護予防把握事業	13,869	15,942	16,612	19,086	19,213
介護予防普及啓発事業	22,406	25,754	26,835	30,832	31,038
地域介護予防活動支援事業	1,252	1,440	1,500	1,723	1,735
地域リハビリテーション活動支援事業	202	232	242	278	280
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	704	809	843	969	975

※1 訪問型サービスAは、訪問型独自サービスも含む。

※2 通所型サービスAは、通所型独自サービスも含む。

訪問型サービス及び通所型サービスの利用者数

単位：人

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
訪問型サービスA	155	178	185	213	214
通所型サービスA	278	320	333	383	386

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の費用額

単位：千円

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	171,100	171,700	172,300	220,020	221,490
任意事業	39,200	39,300	39,400	53,962	54,323

包括的支援事業（社会保障充実分）の費用額

単位：千円

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
在宅医療・介護連携推進事業	11,500	12,000	12,600	15,539	15,643
生活支援体制整備事業	31,000	32,500	34,100	41,962	42,242
認知症初期集中支援推進事業	4,200	4,400	4,600	5,701	5,739
認知症地域支援・ケア向上事業	3,500	3,600	3,700	4,741	4,772
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	308	323	339	417	420
地域ケア会議推進事業	3,300	3,400	3,500	4,590	4,621

地域支援事業費計

単位：千円

区 分	第9期計画期間			中長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	199,004	228,740	238,347	273,847	275,677
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	210,300	211,000	211,700	273,981	275,812
包括的支援事業（社会保障充実分）	53,808	56,223	58,839	72,950	73,437
地域支援事業費	463,112	495,963	508,886	620,778	624,927

第3節 独自事業の実施

本市の独自事業として、次のサービスを実施します。

(1) 紙おむつ支給事業

紙おむつの支給は、介護保険法の規定による要介護認定を受けている在宅の要介護者の生活の支援及び介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし実施しています。

今後も効果的な事業運営を図るとともに、保険者機能強化推進交付金などの財源の確保や制度の見直しについても併せて検討します。

(2) 成年後見制度の周知・利用支援・利用促進

判断能力が不十分な高齢者や成年後見制度の利用が必要な高齢者に対しては、市が積極的に権利擁護を図っていくことが求められています。

今後、更に認知症の人の増加が見込まれることから、成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の周知・利用支援・利用促進や市民後見人の育成に取り組むなど、本市における高齢者の権利擁護の充実を図ります。

(3) 配食サービス・緊急時通報システム等一般高齢者施策の推進

本市では、介護保険外サービスの一般高齢者施策として、配食サービスや緊急時通報システムを実施しているほか、在宅介護支援センターの職員等による見守り訪問など、高齢者が安心して自立した生活ができるよう支援しており、第9期においても引き続き効果的な事業の推進を図ります。

第4節 高齢者福祉施設等の目標量

老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」として記載すべきサービス等の目標量は、次のとおりです。

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所し、自立した日常生活を営むための施設です。

現在、市内に1か所（50床）あります。

なお、利用者数は、他市からの受入者数を除く人数を見込んでいます。

区分	実績値		第9期計画期間			中長期推計	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1	1	1
入所定員（人）	50	50	50	50	50	50	50
利用者数（人）	42	40	42	42	42	42	42

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス含む）

軽費老人ホームは、低額な料金で食事などの生活に必要なサービスが提供される施設です。

現在、市内には2か所（計130床）あります。

区分	実績値		第9期計画期間			中長期推計	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
施設数（か所）	2	2	2	2	2	2	2
入所定員（人）	130	130	130	130	130	130	130
利用者数（人）	130	130	130	130	130	130	130

(3) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

生活支援ハウスは、指定通所介護事業所等に併設された居住部門において、独立して生活することに不安のある高齢者の方に、介護、交流の場などを総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援するものです。

現在、市内にはこのサービスを提供する施設はありません。

区分	実績値		第9期計画期間			中長期推計	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
施設数（か所）	0	0	0	0	0	0	0
入所定員（人）	0	0	0	0	0	0	0
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0

(4) 老人福祉センター

老人福祉センターは、健康の増進や教養の向上などを図るため、レクリエーション等を通じた交流や仲間づくりを行うための施設です。

市内には1か所整備されており、今後ともこの体制を維持し、サービス内容の充実に努めます。

区分	実績値		第9期計画期間			中長期推計	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
施設数(か所)	1	1	1	1	1	※	※

※中長期的には、施設の老朽化を踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づき検討します。

(5) 地域包括支援センター及び在宅介護支援センター

本市の地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、基幹型地域包括支援センター1か所、地域型地域包括支援センター4か所の5か所体制となっており、保険者機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、本市と一体となって、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する中核的な機関となっています。

今後も行政機能の一部としての役割を果たすセンターの運営に当たっては、高齢者の状況(高齢化率、要介護・要支援者の増加)、相談件数の増加、困難事例等を勘案し、センターの専門職が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行えるよう、適切な人員体制の確保に努めます。

在宅介護支援センターは、主に居宅において生活する地域住民からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保健医療の向上及び福祉の増進等の支援を総合的に行う施設です。現在、市内に3か所設置しており、今後とも地域包括支援センターと連携しながら、身近な地域の相談拠点(ブランチ)としての機能強化を図ります。

区分	実績値		第9期計画期間			中長期推計	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
地域包括支援センター設置か所数(か所)	5	5	5	5	5	5	5
在宅介護支援センター設置か所数(か所)	3	3	3	3	3	3	3

資料編

資料 1 介護保険事業計画・老人福祉計画（第 9 期計画）策定に当たっての実態調査について

1. 調査の目的

第 9 期計画（令和 6 年度～8 年度）を策定するに当たり、普段の生活の状況やご意見等をうかがい、施策の改善や充実を図るための実態調査（アンケート）を実施しました。

2. 調査対象者

調査名	対象者	対象者数
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和 4 年 10 月 1 日現在で、要介護認定を受けている方を除く 65 歳以上の市民から無作為に抽出	3,000 人
②在宅介護実態調査	令和 4 年 10 月 1 日現在で、要介護に認定されている方（※ただし、施設入所中の方を除く）	2,000 人
③施設入所者	飯能市の被保険者で、令和 4 年 10 月 1 日現在、介護保険施設に入所している方	700 人
④ケアマネジャー	飯能市の介護保険事業に携わっている居宅介護支援事業所のケアマネジャー	29 事業所 130 人
⑤居宅介護事業者調査	飯能市をサービス提供エリアとしている居宅介護サービス提供事業者	113 事業所

3. 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収及び Web 調査

調査期間：令和 4 年度 11 月 11 日（金）～11 月 30 日（水）

4. 回収結果

調査区分	対象者数	有効回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000 人	2,070 人 (内 WEB 47 人)	69.0%
②在宅介護実態調査	2,000 人	1,168 人	58.4%
③施設入所者	700 人	286 人	40.9%
④ケアマネジャー	29 事業所	74 人 (内 WEB 5 件)	-
⑤居宅介護事業者調査	113 事業所	74 事業所 (内 WEB 5 件)	65.5%

資料2 策定体制

飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例

平成 26 年 3 月 25 日

条例第 16 号

改正 平成 27 年 12 月 18 日条例第 31 号

改正 令和 3 年 12 月 21 日条例第 24 号

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）を策定するため、飯能市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、介護保険事業計画等の策定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 介護保険の被保険者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉子ども部介護福祉課において処理する。

(平 27 条例 31・令 3 条例 24 一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第31号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第24号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飯能市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役職等	備考
学識経験者	渡辺 裕子	(駿河台大学推薦) 駿河台大学経済経営学部特任教授	
	星野 成美	(大川学園推薦) 大川学園医療福祉専門学校 介護福祉学科 学科長	
	小川 晃男	(飯能地区医師会推薦) 飯能地区医師会副会長	委員長
	大野 康	(飯能地区歯科医師会推薦) 入間郡市歯科医師会理事	副委員長
知識経験者	熊埜御堂 収	(埼玉県狭山保健所推薦) 埼玉県狭山保健所副所長	
	双木 和宏	(飯能市社会福祉協議会推薦) 飯能市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
	池田 徳幸	(飯能市介護サービス事業者協会推薦) 飯能市介護サービス事業者協会会長	
	鈴木 正男	(飯能市民生委員児童福祉協議会推薦) 飯能市民生委員児童委員協議会副会長	
	木崎 幸長	(飯能市商工会議所推薦) 飯能市商工会議所専務理事	
介護保険の 被保険者	井 上 満	(飯能市自治会連合会推薦) 飯能市自治会連合会副会長	

飯能市介護保険事業計画等庁内策定委員会設置規程

平成 26 年 3 月 31 日

訓令第 10 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日訓令第 2 号

平成 28 年 3 月 28 日訓令第 2 号

平成 30 年 3 月 31 日訓令第 6 号

令和 2 年 4 月 21 日訓令第 6 号

令和 4 年 3 月 31 日訓令第 10 号

令和 5 年 4 月 12 日訓令 5 号

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の原案を作成するため、飯能市介護保険事業計画等庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 介護保険事業計画等の原案の作成に関すること。
- (2) その他介護保険事業計画等の原案の作成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には福祉子ども部長を、副委員長には企画総務部長を、委員には次に掲げる職にある者をもって充てる。

財務部長 企画課長 財政課長 市民協働推進課長 交通政策課長 産業振興課長 地域・生活福祉課長 障害福祉課長 保険年金課長 健康づくり支援課長 都市計画課長 生涯学習課長

(平 27 訓令 2・平 28 訓令 2・平 30 訓令 6・令 2 訓令 6・令 4 訓令 10・令 5 訓令 5 一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第 6 条 介護保険事業計画等の原案の作成に当たり、専門的事項を調査研究するため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の組織及び運営については、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉子ども部介護福祉課において処理する。

(平28訓令2・令4訓令10・一部改正)

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年訓令第10号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年訓令第5号)

この訓令は、令和5年4月12日から施行する。

飯能市介護保険事業計画等庁内策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名	備 考
委員長	福祉子ども部長	内 沼 和 彦	
副委員長	企画総務部長	大 野 悟	
委 員	財務部長	青 田 精 一	
委 員	企画課長	利根川 忠宏	
委 員	財政課長	高 山 和 明	
委 員	市民協働推進課長	大 橋 はるか	市民生活部参事
委 員	交通政策課長	嶋 田 一 幸	市民生活部参事
委 員	産業振興課長	大久保 雅人	
委 員	地域・生活福祉課長	竹 井 伸 次	
委 員	障害福祉課長	浅 見 礼 子	
委 員	保険年金課長	大 河 原 正 好	
委 員	健康づくり支援課長	生 井 隆	健康推進部参事
委 員	都市計画課長	木 崎 晃 典	建設部参事
委 員	生涯学習課長	武 藤 郁 夫	

飯能市介護保険事業計画等庁内策定委員会作業部会委員名簿

(敬称略)

所 属	職名	氏 名	備 考
企画課	主幹	遠藤 延人	部会長
財政課	主任	武田 守広	
市民協働推進課	主査	都築 ひとみ	
交通政策課	主幹	山 岸 豊	
産業振興課	主幹	大 野 彰	
地域・生活福祉課	主幹	山岸 絵里子	副部会長
障害福祉課	主幹	山 本 賢	
保険年金課	主査	山崎 康広	
健康づくり支援課	主査	川村 裕美子	
都市計画課（移住支援室）	主幹	井上 実可	
生涯学習課	主査	川崎 彩子	

飯能市介護保険制度実務担当者会議委員名簿

(敬称略)

所 属	職名等	氏 名
社会福祉協議会	主 任	梅 木 裕 也
基幹型地域包括支援センター	管理者（社会福祉士）	宮 澤 敬 行
基幹型地域包括支援センター	保健師	横 手 広 美
基幹型地域包括支援センター	介護支援専門員	渡 辺 知 子
地域包括支援センターいなり町	社会福祉士	齋 藤 真 理 子
地域包括支援センターいなり町	看護師	藤 村 陽 子
地域包括支援センターさかえ町	管理者（社会福祉士）	小 野 寺 江 吏 子
地域包括支援センターさかえ町	保健師	古 海 智 子
地域包括支援センターみなみ町	管理者（作業療法士）	田 村 克 起
地域包括支援センターみなみ町	社会福祉士	深 見 悟 子
地域包括支援センターはちまん町	管理者（社会福祉士）	山 影 ひとみ
地域包括支援センターはちまん町	主任介護支援専門員	高 橋 正 代
在宅介護支援センター太行路	相談員	師 岡 文 彦
在宅介護支援センター吾野園	相談員	木 村 満 子
在宅介護支援センターはらいちば	相談員	森 里 美
在宅医療連携拠点はんのう	所 長	小 久 保 よ り 子
介護福祉課	福祉子ども部参事兼課長	関 根 浩 司
介護福祉課 保険料担当	主 幹	加 藤 か お り
介護福祉課 地域包括ケア担当	主 幹	藤 島 弘 介
介護福祉課 認定・給付担当	主 査	栗 島 祐 介
介護福祉課 介護予防推進担当	主 査	星 井 華 子
介護福祉課 保険料担当	主 査	小 川 達 也

資料 3 策定経過

(1) 飯能市介護保険事業計画等策定委員会

開催年月日	主な内容
令和 5 年 8 月 28 日 (月)	第 1 回 (1) 委嘱状の交付 (2) 正副委員長の選出 (3) 第 9 期介護保険事業計画策定について (4) 介護保険事業の状況について (5) 計画策定のスケジュールについて
10 月 30 日 (月)	第 2 回 (1) 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 (第 9 期計画) 素案について
12 月 25 日 (月)	第 3 回 (1) 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 (第 9 期計画) 素案について (2) 市長への答申 (案) について
令和 6 年 1 月 18 日 (木)	第 4 回 (1) 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 (第 9 期計画) 素案について (2) 第 9 期介護保険料の設定について

(2) 飯能市介護保険事業計画等庁内策定委員会

開催年月日	主な内容
令和 5 年 8 月 21 日 (月)	第 1 回 (1) 第 9 期介護保険事業計画策定について (2) 介護保険事業の状況について (3) 計画策定のスケジュールについて
10 月 17 日 (火)	第 2 回 (1) 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 (第 9 期計画) 素案について
12 月 14 日 (木)	第 3 回 (1) 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 (第 9 期計画) 素案について
令和 6 年 1 月 11 日 (木)	第 4 回 (1) 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 (第 9 期計画) 素案について (2) 第 9 期介護保険料の設定について

(3) 飯能市介護保険事業計画等庁内策定委員会作業部会

開催年月日	主な内容
令和5年 8月10日(木)	第1回 (1) 正・副部会長の選出 (2) 第9期介護保険事業計画策定について (3) 介護保険事業の状況について (4) 計画策定のスケジュールについて
10月12日(木)	第2回 (1) 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画(第9期計画)素案について
12月5日(火)	第3回 (1) 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画(第9期計画)素案について

(4) 飯能市介護保険制度実務担当者会議

開催年月日	主な内容
令和5年 6月8日(木)	第1回 (1) 策定までのスケジュール (2) 第8期計画の成果と課題について
6月19日(月)	第2回 (1) 第8期計画の成果と課題について
7月11日(火)	第3回 (1) 第8期計画の成果と課題について
9月6日(水)	第4回 (1) 第9期計画における実務担当者取組提案シートについて
9月28日(木)	第5回 (1) 第9期計画における実務担当者取組提案シートについて

(5) パブリックコメントの実施

意見の募集期間 令和6年1月5日(金)～1月18日(木)

計画の閲覧場所 飯能市役所市政資料コーナー、飯能駅サービスコーナー、市民活動センター、各地区行政センター(13か所)、総合福祉センター、南高麗福祉センター、原市場福祉センター、保健センター、保健センター名栗分室、市立図書館、市立博物館 の23か所

資料4 諮問・答申

諮 問

5 飯介護発第778号
令和 5年 8月28日

飯能市介護保険事業計画等策定委員会
委員長 小 川 晃 男 様

飯能市長 新 井 重 治

飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画（第9期計画）について（諮問）

飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例第2条に基づき、令和6年度から令和8年度を計画期間とする飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画（第9期計画）について、貴委員会の意見を求めます。

答 申

令和5年12月25日

飯能市長 新井 重治 様

飯能市介護保険事業計画等策定委員会
委員長 小川 晃 男

介護保険事業計画及び老人福祉計画（第9期計画）について（答申）

令和5年8月28日付け5飯介護発第778号により諮問のあった件について、
審議した結果を以下のとおり答申します。

介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画について、令和6年度から令和8年度を計画期間とする飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画（第9期計画）素案を了承します。

この第9期計画は、基本理念の下、「飯能市版 地域包括ケアシステムの深化・推進」と「包括的・継続的なマネジメント体制の強化」を推進する計画となっております。

本市の介護サービス基盤を計画的に整備していくとともに、本市に住む高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、在宅医療・介護の連携、認知症施策、自立支援・介護予防・重度化防止、日常生活を支援する体制の強化、社会参加・生きがいある地域づくり、権利擁護施策、防災や感染症対策等について取り組むことを示した重要な計画であると考えます。

第9期計画に掲げた各種事業の推進・充実を行い、関係する各行政計画と連携を図りながら、今後の飯能市介護保険事業の健全な運営に飯能市全体で取り組んでいただきますようお願い申し上げ、当会の意見といたします。

飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 第 9 期計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月策定

発行 飯能市
編集 飯能市福祉子ども部介護福祉課
〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1
電話 042-973-2111 (代) / Fax 042-973-2120
ホームページ : <https://www.city.hanno.lg.jp>
